

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成28年12月 2日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成28年12月 2日
2. 閉 会 平成28年12月 8日
3. 会 期 7日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

2. 不応招議員

なし

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成28年12月 2日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成28年12月 5日（月）……9～56頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、小柴敬、三留正義）

平成28年12月 6日（火）……57～110頁

- 日程第1 一般質問（渡部憲、猪俣常三、伊藤一男、長谷川義雄、多賀剛）

平成28年12月 7日（水）……111～154頁

- 日程第1 一般質問（青木照夫、清野佐一）
- 日程第2 議案第1号 事務検査に関する決議
- 追加日程第1 事務検査（秘密会）
- 日程第3 議案第1号 西会津町こゆりこども園条例
- 日程第4 議案第2号 西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例
- 日程第5 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 西会津町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成28年12月 8日（木）……155～198頁

- 日程第1 議案第6号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第2 議案第7号 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第8号 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第4 議案第9号 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）

- 日程第5 議案第10号 平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第11号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算
（第3次）
- 日程第7 議案第12号 平成28年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第8 議案第13号 町道の路線変更について
- 日程第9 議案第14号 西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定に
ついて
- 日程第10 議案第15号 西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第16号 西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定に
ついて
- 日程第12 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第13 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第14 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第15 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第16 陳情第4号 「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書
- 日程第17 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第21 小中一貫教育調査特別委委員会の継続審査申出について

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

平成28年12月 2日(金)

開 会 10時00分

散 会 11時39分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第8回議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月2日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（各常任委員会）

（議会広報特別委員会）

【常任委員会会場】

○総務常任委員会…… [議 員 控 室]（第1会議室）

○経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。

ただ今から平成 28 年第 8 回西会津町議会定例会を開会します。(10 時 00 分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり 19 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、三留満君、7 番、伊藤一男君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 8 日までの 7 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 8 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりでありま

す。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 続いて、経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて、経済常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時39分)

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

平成28年12月 5日(月)

開 議 10時00分
延 会 14時42分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第8回議会定例会議事日程（第4号）

平成28年12月5日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会活性化特別委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞継 | 3. 薄 幸一 |
| 4. 小柴 敬 | 5. 三留 正義 | 6. 渡部 憲 |
| 7. 猪俣 常三 | 8. 伊藤 一男 | 9. 長谷川義雄 |
| 10. 多賀 剛 | 11. 青木 照夫 | 12. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。

平成 28 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

町より、本定例会初日に行いました提案理由の説明について、訂正したい旨の申出がありましたので、これを許します。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。

本定例会で私のほうから提案理由の説明をさせていただいたわけではありますが、一部訂正をしたい箇所がございましたので、お願いを申し上げたいと思います。

12 月 2 日の提案理由の説明において、議案第 2 号、西会津町農業委員会等の定数に関する条例の説明の中で、農業委員会等に関する法律の改正を、本年 4 月とすべきところを、来年 4 月と申し上げてしまいましたので、改めてお詫びを申し上げ、訂正をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。

1 番、三留満です。本定例会に 2 件の質問を提出しておりますので、順次質問をいたします。

まず菌床きのこの産地づくりについて伺います。本町では、農林業の振興による豊かな町の実現を掲げ、菌床きのこの大規模産地化の推進に取り組んでいますが、町の基本的な考え方を伺いいたします。

1 つ、菌床きのこの大規模産地化の目標をどこに置いておりますか。

2、栽培施設の団地化計画はありますか。

3、奥川地区の活性化には菌床きのこの振興が必要と私は考えておりますが、遊休地を活用した菌床きのこの団地化は考えておりますか。

2 件目の質問は、農業公社設立の検討についてであります。

農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の拡大等は、今後さらに地域の大きな課題となってまいります。新規就農者の育成、集落営農の推進、法人化等への対応のためにも、農業公社の必要性はこれまで以上に重要になってくると思われまます。これまでも、この問題は議会でも質問がされておりますが、その後検討はされておりますか伺います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 1 番、三留満議員のご質問のうち、私からは、菌床きのこの産地化づくりについてお答えをいたします。

本町における菌床きのこのは、米、ミネラル野菜とともに、町農林業振興の三本柱に位置付けております。中でも、菌床きのこの栽培は、生産者が増加傾向にあり、生産量や販売

額の増大が見込まれているところであります。

平成 27 年度に策定いたしました西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、重要業績評価指標、K P I に、菌床しいたけの出荷量と林業関係の新規雇用者数を設定しており、その達成のためにも菌床きのこの大規模産地化の取り組みは、非常に重要な施策であると考えております。

また、現在、策定作業を行っております森林資源活用型産業化計画では、オガ粉の生産を含めた効率的な資源のフル活用と、川上から川下まで、いわゆる山林から木材、オガ粉までの雇用創出に主眼をおいて、計画づくりを進めております。

それでは、具体的にご質問の第 1 点目でございますが、菌床きのこの大規模産地化の目標についてであります。現在、町内の菌床しいたけの販売額は、概ね 1 億円となっております。この販売額をさらに拡大していくため、これまで継続して生産者と話し合ってきました。この結果、当面の大きな課題は、菌床の培養施設が不足していることから、平成 29 年度には、この菌床培養施設の整備に取り組むことといたしました。この施設が完成しますと、現在、各生産者が培養に利用しているハウスを、きのこの発生に活用することができ、菌床しいたけの生産量は約 1.5 倍に増加する見込みであります。

また、菌床きのこの栽培用ハウスリース事業においても、現在、複数の方が栽培研修をしていることから、来年以降の新規参入や規模拡大を目指す生産者のニーズに対応するため、今後 5 年間で集中整備期間と位置付け、できるだけ多くの棟数の整備を計画していきたいと考えております。

このほか、ハウスの団地化にも取り組むこととしており、これにより現在の生産額が大幅に増加するものと見込まれ、生産者・生産者団体とともに、将来的には 10 億円の産地化を目指していきたいと考えております。

次に、第 2 点目の栽培施設の団地化計画についてでございますが、大規模産地化の目標を達成するためには大変重要な構想でありまして、生産者等と十分に検討しながら、取り組んでまいりたいと考えております。この団地化の大きなメリットといたしましては、新規参入や農地を持たない町外からの移住者が栽培に取り組みやすくなることに加えて、大型ボイラーを導入することにより、効率的な加温を行うことが可能となることであります。さらに、この加温用には、木質バイオマスボイラーを導入して、本町の特色を活かした団地化を進めていきたいと考えております。

次に、第 3 点目の奥川地区の遊休地を活用した団地化についてでございますが、奥川地区の農林業振興対策として、菌床しいたけ栽培は大変有効であると考えております。現在、奥川地区の生産者は 1 名でございますが、収穫や選別作業に高齢者をお願いするなど、雇用と生きがいがいづくりにもつながっていると考えております。また、新たに栽培研修を受けている方もおり、今後、奥川地区の生産者が増加することも想定されております。生産者の意向や将来計画も含めて、遊休農地や遊休地を活用した団地化も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 1 番、三留満議員のご質問のうち、農業公社設立の検討についてのご質

間にお答えいたします。

農業公社の設立につきましては、平成 27 年 12 月議会定例会におきまして、7 番、伊藤一男議員にお答えしておりますが、T P P を巡る農業情勢変化の見通しは不透明ではありますが、平成 30 年からの米政策の見直しや、高齢化、後継者不足と、耕作放棄地の増加など、町内農家をめぐる情勢は、より一層厳しい状況を迎えることとなります。

町では、小規模な個々の農業経営から農業機械の共同利用化や集落営農の組織化・法人化、認定農業者など担い手と連携した農地の集積等経営の大規模化により、効率的で合理的な生産体系を確立することが急務であると認識しております。

現在、町内では、集落営農の必要性を認識し、話し合いを行っている集落や、集落営農から機械の共同利用化や農業法人化を目指している組織もあります。また、今年 3 月に、会津 4 J A が合併したことに伴い、旧 J A の子会社の農業法人も合併を検討しておられ、事業の拡大と地域の担い手として農業経営への参入を検討されているとのことでもあります。さらに、町内農家のなかには個人で株式会社を設立されるなど、認定農業者も含めて、農地保全の担い手として引き続き支援してまいりますが、農業を取り巻く様々な課題に対応する手段の 1 つとして、農業公社の設立も重要な検討事項であると認識しております。

今後は、中核的農家のみなさんや農業関係団体等と、具体的な話し合いの場を持つなど、設立の検討に向けた作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それでは、再質問に入らせていただきます。

まず最初にですね。先ほどちょっと皆さんに見ていただいた、このデザインのパッケージ（巻末に綴込み）があるわけですが、実は、これは西会津町の菌床しいたけを取り扱っている首都圏の市場の方が、いわゆるプロの方が、西会津のしいたけをブランド化して売りたいよと、もっと頑張ってくれと、もっと量的にほしいんだと、そういうメッセージを私たちに、町に伝えてきたということでもあります。これは、西会津のしいたけが市場で高い評価をいただいている。しかし、その絶対量が足りない。いま市場は、いろんなところからそういうニーズをいただいて、残念ながら、まだまだその答えが出していないのが現状であります。まずそういうことを前提に再質問をいたします。

いまほど町長から、長期的に 10 億円の産地を目指すという返答をいただきました。私は先般、議会の報告会及びその懇談会のなかで、地域活性化についての意見交換会がありました。やはりその中で、地域の皆さんが一番感じておられることは、端的に言うと、上野尻の懇談会でありました。農業が活性化しないと地域が元気にならない。私はそこに、やはり西会津のいま取り組むべき大きな課題があると認識をしております。

それで、特にこの菌床しいたけについては、いま何人かの、20 代から 30 代の方が、それをやりたいということで研修をされております。また、本当はやりたいんだけど、条件が揃わなくてできないんだという、そういう方も何人もおられます。そういう意味で、やはり私は、町のこれからの将来を担う、そういう若い人材を育てていくためには、必ずこれは役に立つという確信をしております。

そういう意味で、いま町長から大変強い方針を示していただいたわけですが、これは、

いま検討会のなかで、3月にたぶん報告があがってくると思うんですが、しかし、やはりその前に、町としての基本的な方向性を私はお聞きしたいということで、今回質問をさせていただきます。

それで、町長にお伺いするわけですが、この事業を遂行するには、バイオマスも含めて、非常に大きな財源が必要になると考えております。このことについての、基本的な町としての考え方を、まずお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず三留議員から、それぞれの地区の懇談会のなかでのお話がされましたけれども、まさに私たちも、私も含めて、町民懇談会のなかにおいては、いろんな西会津町の課題のなかにおいても、高齢者や、あるいはこうした農業振興を含めた地域産業というものについて、町の姿勢などについてお話をいただくとともに、町の姿勢もお話をさせていただいております。

そのなかで、やっぱり西会津町が元気になる、あるいはこれから産業として、最も重要な取り組みはなんなのかと、こう問われれば、やはり私は、この資源の活用という意味からにおいて、第1次産業、これなくして西会津町の産業、経済の発展はないと、こう考えているところであります。

したがって、これまでも町の重要な政策の位置付けとして、農林業の振興には3つの柱をもって取り組みたいということで、1つは、何といたっても主産地となる米、これは、ただつくればいいということではなくて、やはりこれからは、西会津町のブランド化を目指した特産米をやっぱり奨励をしていくということが一番大きな取り組みの1つでありますので、これを目指す。

それから、ミネラル野菜、これもいま地域のなかで、だんだん元気が出てきて、特に高齢者の皆さんも含めながら、西会津町のミネラル野菜という新しいブランド、これをやっぱりしっかりと確立していこうという取り組みになっております。

そして3つ目の、この、きのこであります。菌床きのこというのは、もういまや主流になっているわけでありますので、原木も大切でありますけれども、あの原発事故以来、福島県のなかにおいては、非常に原木、なめこ、きのこ生産というのは厳しい環境におかれてまいりましたので、何といたしても、この主産地化を目指すには、菌床きのこをもっと規模拡大をしていこうということで取り組みを進めていただいているわけであります。

実際に私も、この風評被害や、あるいは店頭でどのようにして取り扱っていただいているかということで、小田原の大手スーパーのほうにも何回かおじゃまをしております。そして、その店や、あるいはお客さまの状況を見ますと、非常に好評を得ているということでありますので、生産をして、どんどんと出荷してほしいという要望もいただいているところであります。

このためには、何といたしてもこの生産量を、需要と供給のバランスのなかで、生産の供給量が少ないということであります。これには、現在、生産者組合が10組、これは一生懸命頑張っておられますけれども、この目標とするものの1つには、まず生産団体を、これから2倍に増やしていこうと、こうなれば、現在の1億円は2億円になり、あるいはさらにそれが付加価値を生んで、3倍、4倍と、こうなっていくわけでありますので、まずそう

いう目標を立てて取り組んでまいりたいということでもあります。そのために団地化を目指すことと、町としての予算をどういうふうにしてこれを確保していくかと、これが一番大事だと思えます。

これには、まず来年度以降、1億円余の予算をもって、この棟数と、それからいま課題になっておりますけれども、それぞれの生産者が菌床培養施設と、そして、きのこを採る施設をそれぞれ持っているわけでありまして、これを分離型をして、そして、培養は培養として取り組んで、そして、そこから培養されたものについて、生産者のほうに出荷すると。こういうことによって、もっと規模の拡大を図り、生産量も上げることができらうということで、その生産する仕組みづくりも来年度以降、考えてまいりたいと思えます。

そして何よりも一番大事なのは加温なんでありまして、これから冬になってまいりまして、正月にかけて一番出荷量が多い時期において、出荷するためには温度が必要だということになります。そのために、コスト的にも、この木質バイオマスボイラーをうまく利用できないかということで、そんな取り組みをしながら、生産とコスト、そして出荷体制と、それから、需要と供給のバランスをとっていくことによって、西会津町のきのこ生産というのは、やはり日本一を目指していけるものだと、こう大きな期待を持っておりますので、どうか、これから生産者も含めながら、一緒に取り組みますようお願い申し上げたいと思えます。

- 議長 生産増加もいいんだけど、質問は財源をどうするかと言っているんだから。
町長、伊藤勝君。
- 町長 いま財源の話でありますけれども、まずこれは、県のほうでも一生懸命これに対して取り組んでおりますので、まず国や県のほうとのいろんな連携を図ってまいりたいと、同時に、私はやっぱり、特化したこういう生産体制であれば、町の重点施策でありますので、これは町独自で対応してもいいのではないかとということでもあります。
- 議長 1番、三留満君。
- 三留満 いま町長から大変前向きな返答をいただきました。私は、このきのこについては、先般、自治区長大会で、西高魅力発信隊の紹介をされた i.club (アイクラブ) の小川悠先生がおっしゃった言葉、非常にこう印象に残っている言葉があります。それは、仕事は自らつくっていかねければ、やはり今日の時代は残っていけないと、そのような言葉がございました。多くの仕事が、これからコンピュータにとって代わられると言われておりますが、きのこことというのは、どうしても人間の手をかけなければならないところが多くあります。そういう意味で、雇用の場を生み出すという力は、私は十分あると考えております。
- これを私は、この菌床栽培を進めていくにあたっては、やはりどのくらいの新しい雇用を生み出すことができるかということが、やはりそれだけの財源を使うことに対しての、地域の皆さんの理解をいただける大きな要因になるだろうと思っております。
- 私は、昨年9月に初めての一般質問のなかで、10億円の産地をつくって、200人の雇用を生み出すような産業をつくっていただけないかということを提案をさせていただきました。きのこはその可能性をやはり十分持っています。ですから、町として、やはり確信を持って、私はぜひ取り組んでいただきたい。その点について町長の、再度、決意をお伺

いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も、きのこの規模拡大の場所というのは、日本全国こう歩いているわけではありませんので、ただ1つだけ小名浜のゴールドしいたけ、栽培の施設を拝見をさせていただきました。まさに近代化のなかにおいて、非常にこの管理をされた培養施設、さらにはその裾野という部分においては、これが生産者のみならず、それを選別をする、さらにはそこから発生をする第2次加工、6次産業化といってもいいと思いますけれども、そういったことまで、裾野の広い分野だなというふうに感じているわけであります。

したがって、いま極端な話で10億円、200名の雇用ということではありますが、これからそういったことについても、十分これは取り組みの中で可能なことであろうというふうに思います。仮にここで200名の雇用の拡大ができるということになれば、それは農業振興だけではなくて、町全体の地域の活性化につながっていくということでもありますので、その拠点については、しっかりこれから町として新しい事業の1つであるというふうな意味を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 10億円の産地というのが、そんなに簡単につくれるものではありません。南郷トマトにせよ、それこそ20年、あるいはそれ以上かけてつくって、産地を形成してきたわけであります。きのこにしても、西会津の菌床きのこが、今後10億円にいつ到達するかということは、それはそう簡単な話ではありませんが、やはり町がその方向性を明確にすることによって、そういうことに多くの人の理解を得られる。そして、そこに若い人たちの参入が、本格的に私は始まることを期待をしております。

そういう意味で、団地化については、町長のほうからも前向きに検討していくというお答えがありましたけれども、私はこの菌床きのこというのは、地元の雇用ということも勿論ありますけれども、外からの定住者の受け入れ態勢のために必要だと考えております。かつて、若い人たちが西会津のミネラル野菜にせよ、有機野菜ですか、やりたいといって、実習生、研修生としてたくさん毎年のように入ってこられました。しかし、地元に着した人は本当に数えるほどです。多くの人たちが、秋になると雪の降らないところに行って、もう戻ってきません。やはりこの地域の、これは必ず克服しなければならない大きな課題は、農業に関して言えば、冬の所得を確保しない限り、私は定住者の定着といえますか、定着は難しいというのが私の持論であります。

そういう意味で、この団地化をして、外からの人を受け入れるということは、大変大きな、これからの可能性を秘めているという意味で、町としては、これについては特段の力を入れて取り組んでいただきたいと思います。町長いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさにそのとおりだと思います。確かにこれがそういう話になったから、来年すぐにこれが規模拡大されて、そしてどんどんと人口が増えていくというような甘いものでは決してないと思っておりますが、しかし、やっぱり基礎をしっかり固めることによって、そこからやはりどんどんと積み重ねていくことによって、10年、20年のなかにおいては、目標が達成できたということの意味を、しっかり町民の皆さんと共有していくということ

が一番大事だというふうに思いますので、そんな取り組みもしながら検討してまいりたいということよりも、むしろ積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、定着する要件の1つには様々あるかと思えます。大変この西会津町においては、豪雪地帯であり、さらには悪条件というものも確かにあるわけではありますが、そうしたなかにおいて、きのこのみならず、いまミネラル野菜も、皆さんにもご努力をいただいておりますが、せっかくのハウスを冬の栽培まで継続をしながら、ここにミネラル野菜のいろんな冬野菜というものをもっともっと拡大をしていくことによって、生産規模も拡大していくんじゃないかという話もしてございますので、まずそういった生産技術の向上、これも1つは取り組んでまいりたいというふうに思います。

そしてもう1つは、町外から入ってきた方々に対して、定住の要件というのは、住むところなんであります。それで、この住むところをしっかりと町としても確保していかなければならないと思います。これは、やはりいま、この西会津町の工場を立ち上げて生産している社長の皆さんからも、そうした西会津町に定住する、若い人が定住をする定住場所をしっかりと確保していただきたいという要望もございますので、来年以降、やはりそういったことについても具体的な検討を進めてまいりたいと思いますので、様々、定住する要件はあるかと思えますが、まずそうした一番肝心なところは、しっかりと町としても担っていきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、奥川地区のきのこの団地化ということで伺います。私は奥川に行くたびに思うのは、ここはどう見てもきのこをやる場所だなと私は思っているんですね。きのこの研究所の所長さんとお話をしたときに、こんな話がありました。きのこというのは、山があって谷があって川があるところ、そういうところに良いきのこが出るんだよ。空調栽培でしっかりした設備をつくっても、自然環境の影響は受けます。私はかつて奥川の方々が、なめこにせよ、原木しいたけにせよ、あの地域のなかで、人々の皆さんのなかで、生活の糧であり、また地域の経済の1つの柱となっていた時代を私は見ております。

しかしその後、原木しいたけに関して言えば、サル被害に遭って、皆さんがほとんど、もうやる気をなくしてしまった。春先、山にきのこを取りに行くと、サルにいいように、もう山を荒らされて、もうやる気概もなくなってしまうと、そんな話を随分お聞きしたことがあります。

しかし、やはりあそこは、私はやっぱり残っているのは、きのこだなと、行くたびに思います。かつてあそこには小さな町工場であれ、あるいは下請け、孫請けであれ、それこそ縫製工場とか、あるいは部品工場等があつて、そこに人々の、1つの仕事の機会があったわけです。今そういうものは、ほとんど壊滅状態であります。かつて読んだ書物のなかに、やはり、所得なくして定住なしと、じゃあ奥川は、私はそういう条件であればこそ、町として政策的誘導も必要かなと、私は考えております。

しかし、それは私は町が先導して、その施設をつくって、皆さん来ませんかということを行っているわけではありません。そういう機会を、町としては提供しますよ、考えますよ、そういうメッセージは、私は町として伝えておいてほしい、そういう思いがありますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町、大きく分けて5地区ございますけれども、やっぱりこの高齢化率、あるいは生活のなかにおいても、様々苦慮されているひとつに、やっぱり奥川地区があるかと思えます。ここに住むための要件づくりというものは、これは町としてしっかり対応していかなければならないと思えます。そのために、ひとつは、環境設備ということの大きな課題に道路整備がございますので、この橋屋橋を含め、樟山バイパス、さらには中町バイパスなどを含めながら、道路整備というものについても一番大きな課題であるということでもありますので、そうした課題に向けて着々と事業を進めているところでございますし、また、産業を、やっぱり仕事をつくるということが大事だというふうに考えておりますから、議員がおただしされておりますけれども、遊休農地を、あるいは遊休地をどう活かすかということも含めて、町としてしっかりこれには前向きに検討していかなければならないというふうに考えておりますし、それには、いまほどの話のなかにあった、その適地適作、こういったことについても、その集落、あるいはその条件の整っているところに、やはりその産業をおこすというものは当然のことだろうと思えますので、きのこというのは、ある意味ではそういうことに適しているものではないかなと、こう考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 この菌床きのこについては、現在形の話としてよりも、私は、この町の長年の課題であったと、かつては、亡くなりました山口博續さんが町長の時代に、町長になった当初に、一度はこういうことを計画された時期もございました。そして、その後20年にはなりませんか、一度はきのこの里づくりという、かなり具体的なプランを出して、生産者に提示をされたときもございました。しかしそれは、やはり、いろんな条件が揃わなくて、日の目を見ることはありませんでした。

しかしいま、ようやく私は、その条件が揃った。いまやらないでいつやるのか、という思いがあります。どうか町には、これについては、強い、私は決意を持って、ひとつ取り組んでいただきたい。そして、当然それに対しては、生産者も応えて、答えを出せるだけの私は人材を外から呼んで育てていく、そのような町をぜひつくっていただきたいと思えます。

それでは、次に農業公社についてお伺いします。

先ほど私、町の議会の懇談会のなかで、やはり農業が頑張らないとだめだという、そういう地域の皆さんの声のなかで、やはり、もう個人の対応だけでは、やはり難しくなってきた時代なんだろうなと思っています。農機具は大変な高額な農機具を使わなければならない、しかし、それに対して、例えば米については、かつてからみればはるかに安い価格であり、なおかつ、これからの展望もそう開けているわけではありません。やはり、そういうなかで、集団営農や法人化、こういうことは、やはり町としても積極的に進めていってほしいし、また、いかなければならないと思えます。

ただ、そのなかで、やはりどうしても農家の方々は、特に高齢化も含めて、米づくりや、それは野菜づくりのプロではあるけれども、法律に明るいわけでもありませんし、行政事務に精通しているわけでもありません。やはりそういうことを、法人化ひとつをとっても、これは大変な知識と労力を必要とします。やはり、そういうところをサポートしていける

ようなところがないと、確かに農業のそういう部分では、農林事務所とか、あるいは県の農業振興公社等ありますけれども、やはり、もっと町のなかにあつて、地域住民に近いところにそういうものがないと、やはり現状の地域の要望には応えていけないのではないのかと、私はそんな思いを強く持っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 農業公社に関する再質問にお答えをいたしたいと思えます。

いまほど三留議員からご質問ありましたとおりでありまして、本当にいま、町内、国内、農業情勢をめぐる厳しい環境というのは、どんどんどん進んでいるわけでございます。このなかで、そういった町でも行っておりますような集落営農、それから法人化について、やはり農家の方々が相談する窓口ということで、大変いろいろ悩んでいらることも十分に承知しております。

そういったことで、町としましては、いままで県の喜多方普及所、それから、今度は4つの農協が1つになった会津よつばさんも積極的に、そういった集落での組織化に向けた支援を行っていくということでございますので、町、県、それからJAということで、3つの支援体制で積極的に行っていきたいというふうに考えております。

また、当然、その窓口になりますのは、西会津町の一番の窓口は、一番近いところにあります町農林振興課ということになりますので、そういったなかで支援を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 町の農林課（農林振興課）が、私は非常にいろんな農政のなかで、多くの負担といたしますか、部分を担っている。しかし私は、例えばこの法人化の問題にしても、集落営農にしてもですね、やはり行政は、あまりにも負担が大きくなるようなやり方といたしますか、ましてや町の職員は数年で異動があります。そういうことを考えると、私は、これが公社という名前がいいのかどうかは、ちょっと私も現状においては分かりませんが、その、やはり行政と農家の、あるいは地域の方々との、より地域の皆さんに近い形の、そういう運営をしていかないと、やはりもっと、例えば、まめにその地域の皆さんと話し合いをして、どうしていくのかとか、あるいは地域のサポート体制をやっていくには、もっと近い位置で、やはり担っていかないと、農林課（農林振興課）が頑張っている、それは私も十分承知しております。しかしそれは、やはり、あまりにも行政に頼り過ぎている部分も私は大きいのではないのかと。むしろ、ある部分は外郭団体といたしますか、そういうところが担える部分は、もっと積極的にそういうところが担って行って、もっと農林行政は骨太の部分に対して指導していくといいいたしますか、体制を整備していくということが、私は本筋ではないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

議員おただしのおり、過去に農業経営改善支援センターというような形で、個人の農業者だったり、集落営農を支援するような窓口という形で、県の制度の中で、各市町村に置いていたようなところもございます。現在は、主に人農地プランということで、個人だ

ったり、担い手だったり、集落だったりを支援するというので、その人農地プランづくりを支援するのが、窓口が農林振興課、そこに法人だったり集落営農の仕組みづくり、それから補助事業だったりということで普及所さん。それから営農指導の部分でJAさんということで、やはり、こういう3つの部分がお互いの持ち味を活かしながら、支援に協力していくというような流れにはなっております。

議員のほうからご提案ありました、そういった1つの窓口化につきまして、そういう体制づくりにつきましては、これから町の重点事業として検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 農林課長（農林振興課長）のいまの説明は、町としての、やはり私は、町は頑張っていると思っています。ただ、その農林課（農林振興課）の対応、やっていること以上に、現状の地域の衰退といいますか、農地の荒廃にせよ、が進んでいる。特に山間地においては、もう数年見てないうちに、たまに通ってみると、もうほとんどが耕作されていないというような事例も見受けられます。やはりそういう一つ一つの事例に、何らかの意味で対応していけるような制度、システムがないと、本当に山間地は、私はいまの頑張っている方々がなくなったら、本当にもう壊滅していきだろうと、そのぐらいのやはり危機感私は持っております。

そこをどうしていくのかというものの答えは、おそらくそんな簡単に出る答えではないと思いますけれども、ただ、やはり、行政がそのすべてを担うということ自体が、私はあまりにもそれは過大な要求であって、むしろそういう第三者機関として担い得るような組織体が必要ではないのかなと。それが私は、この農業公社ということで出てくるわけですね。そういうところの必要性というものについて、これは町長、どうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま、西会津町の各地域農業の生産と、あるいは担い手の状況をみてみますと、私はこの10年というのが、一番大きな西会津町農業の曲がり角ではないのかなというふうに思っています。それは何かといいますと、やっぱり、いま農業を担っている方々が60歳以上の方というのが、非常に、約8割近くになっているんじゃないかというふうに思っています。これから10年、20年経った場合に、果たして現状の農地を維持管理できるかどうかということの、やっぱりそういった意味から含めて、一番大事なのは、将来的な危機感をどう持って、この農業に向かっていくかということだと思います。

それには、議員もいみじくも言われましたけれども、職員の担当する部署というのは、20年も30年も同じ箇所と同じ人が張り付いているということではありません。ですから、やっぱりどちらかというと、自立をする、自活をする農業体系というものは、地域でやっぱりしっかり確立していくことだというふうに思っています。そのために、まず町として、これから何が一番できるか、やらなければならないことなのかということ、この2、3年のなかでしっかり確立をしていかなければならないというふうに思っておりますので、あれもこれもできるというわけでは決してありません。まずひとつは、農業の集団化する、あるいは法人化する前の段階で、地域的に要望事項のある、例えばライスセンターとか、さらにはカントリー的なものの要素というものも、いま一番求められておりますので、ま

ずそういった大型的に、まず自治体で整備をしなければならないということについては、しっかりこれはやっていかなければならないだろうというふうに思います。

それから、農地の集約化、これは個々の農家ではなかなか非常に難しい形になっておりますので、農地の集約化についても、これはしっかり町としても対応していかなければならないというふうに思っています。

ですから、いままで基盤整備が終わって、土地改良区事業というものについて、ある意味では何か終わってしまったような形にはなっておりますけれども、これから土地改良区の方々も一緒になって、この農地の問題というものもしっかり担っていける団体に、まず私は、これは要望しておきたいし、やっぱり一緒になってやっていこうという方針で現在取り組んでおります。

こうしたことからすれば、これからの西会津町の農業の方向付けというのは、明らかになってくるわけであります。つい先だって、飯豊町に行く機会がありましたので、その道路脇に大きな建物が目に入りました。これは農業生産団体、法人化されて、いや、ここでこれだけの立派な建物で、法人化されて、集团的営農に取り組んでいるんだなといった時に、まず私は、そういうことについてももしっかり見習っていかなければならないかなと、改めてその生産組織のあり方などについて検討して、あるいは視察に来るべきなのかなとこう思ってきた次第でありますから、まずこういったことに取り組んで、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 全体的に、町長が、あるいは町の担当のほうからも、非常に私とすれば前向きな、納得のできる返答をいただいたと思っております。

しかし、なお一層の、特に農業公社等については、前向きのぜひ検討をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。3番、秦貞継です。本日の一般質問は、次の3つの内容について質問をいたします。町側の明快な答弁をよろしく願いいたします。

最初の質問は、町内における危険箇所についてであります。町内には、災害が発生した場合、地域住民の生活が脅かされると思われる危険箇所がありますが、今後の町の対応と考えをお伺いいたします。

1つ目として、町では、町内において土砂崩れ・地すべり等で地区住民の生活に影響を及ぼすと思われる危険箇所を、どのくらい把握していらっしゃいますか。

2つ目として、黒沢大滝地区の地すべりと奥川地区に向かう県道の地すべりに対する町の考えをお伺いいたします。

3つ目として、地域住民の生活と安全を守るため、災害が予想される危険箇所に対し、町は今後どのように対応していくのかをお伺いいたします。

二つ目として、町道の維持管理についてであります。町民生活を支えている町道において、道路の老朽化と落石・雪崩・道幅が狭く転落の危険がある等、町道を利用する際の通行や歩行に不安がある箇所があります。町内に存在する町道の維持管理に対する町の考えをお伺いいたします。

1つ目として、近年の町道修繕実績はどの程度かお伺いします。

2つ目として、通学路として子どもたちが利用している町道に、除雪を含め危険箇所はないかお伺いいたします。

3つ目として、町道維持管理において優先順位等はあるか、また、修繕する計画があるなら、町民に対しどのように周知するのかをお伺いいたします。

三番目として、西会津小学校へのプール設置検討についてであります。現在、西会津小学校にプールを設置するかの検討会が開かれているが、その進捗状況をお聞きいたします。

1つ目として、プール設置検討委員会の位置付けはどのようになっているのか。

2つ目として、プール設置検討委員会の議論はどこまで進んでいるのか。

3つ目として、今後、プール設置検討委員会の議論の内容をどのように活かされるのか。

以上、3つの内容について、町側の明快な答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 3番、秦貞継議員の小学校プールについてのご質問にお答えいたします。

西会津小学校のプールを活用した授業等については、平成27年、28年度の2カ年にわたり、さゆり公園温水プールを利用して実施してまいりました。しかし、水深の調節や一般利用者との共用など、様々な課題が明らかになったことから、町教育委員会が西会津小学校プール検討委員会を設置し、これまで4回にわたり検討を行ってまいりました。

その結果、西会津小学校にプールを設置することが必要である旨の意見書が提出され、町教育委員会では、この意見を町に報告をいたしました。

その結果、提案理由の説明でも町長が申し述べましたように、町はこの意見を尊重し、小学校にプールを設置する方針を決定したところでありますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、町内の危険箇所についての1点目、3点目のご質問にお答えいたします。

町で把握しています町内の土砂崩れ危険箇所は、平成25年3月の町防災計画策定時におきまして、山腹崩壊危険地区28箇所、山腹崩壊等による土石流流出危険が142箇所、急傾斜地崩壊危険47箇所となっております。また、地すべり危険箇所は、国土交通省所管14箇所、林野庁所管9箇所となっております。なお、福島県喜多方建設事務所では、平成27年度と今年度におきまして、新たな土砂災害等の危険対象地区の指定に向けた説明会を関係地区で開催し、現在、その見直し作業を進めているところであります。

次に、災害が予想される危険箇所への対応であります。現在のハザードマップは平成21年度に作成し、該当集落全世帯に配布してきたところであります。近年、異常気象を起因とする大規模な災害が全国で発生していることから、本町の危険箇所を再度調査するとともに、その危険エリアや一時避難所、避難経路等を含めた総合的なハザードマップを作成することといたしまして、平成28年度と平成29年度の2カ年で作成することとしております。

進め方といたしましては、該当する自治区に出向き、危険箇所を記載した図面により、地域住民の方々のご意見をいただき、一時避難場所や避難経路について選定していただき、ハザードマップに反映することとしております。その後、関係する自治区の全世帯に対し

まして、ハザードマップを配布するとともに、一時避難所等に看板を設置しながら、町民の皆さんに周知し、安全・安心の確保を図る考えでありますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、黒沢大滝地区及び県道奥川新郷線の地すべりに対する町の対応について、お答えをいたします。

はじめに、黒沢大滝地区の地すべりは、昨年12月26日に同地区の金山地内で発生し、その一部が一級河川長谷川に流出をしたものでございます。同日、道路管理者として現地に急行し、河川管理者であります喜多方建設事務所と応急の対策について打ち合わせをしたところでございます。

翌日27日からは、河川の幅を確保するため、町道大滝線がある対岸側へ追い込むよう施工いただくとともに、万一の場合も想定し、下流にある砂防ダムの帯水域を広げる対策を喜多方建設事務所にしていただいております。

町では、喜多方建設事務所に対しましては、地域課題検討会の優先事項として、その対策事業を要望してございまして、喜多方建設事務所では、装置による監視のもと、必要な対策をその都度行うこととしてございます。一方、会津農林事務所に対しましては、治山事業による対策をしていただくよう、6月に事業要望をしてございます。

今後は、河川管理者としての喜多方建設事務所と、森林整備が担当であります会津農林事務所に対しまして、町から情報提供を引き続き行うとともに、連携をして事業を進めていただくよう要望し、また働きかけを強めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、県道奥川新郷線の地すべりは、同じく昨年12月に発生をいたしまして、道路管理者であります喜多方建設事務所が監視装置を設置するとともに、舗装を修繕し、対応いただいております。喜多方建設事務所に対しましては、随時、修繕をしていただくよう要望するとともに、抜本的対策は地域課題検討会などを通じ要望してございました。その結果、現在、災害の対策として事業化に向け、進めていただいております。

町といたしましては、住民の皆さんが安心して生活をしていけるよう、両箇所への地すべりに対しまして、今後とも関係機関へ積極的に働きかけをしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、町道の維持管理のご質問にお答えをいたします。

町道の維持管理に関しましては、日常的に生活道路に利用しております路線を中心に行っております。その方法は、危険な箇所がないかを点検するため定期的にパトロールを行い、その際に、簡易な穴埋め等の修繕は随時実施し、その場で対応できない箇所を後日修繕しております。維持修繕は、道路と橋梁の維持補修で年間約8千万円を要しており、近年は道路施設が老朽化し、経費は増加傾向にあります。修繕の優先順位は、危険度と緊急度を勘案し、順次進めており、穴埋めなどの軽微なものを除いては、修繕工事の施工時期がはっきりした時点で、自治区長に連絡することでお知らせをしております。

次に、通学路に関しましては、特に危険な箇所はございませんが、町道森野下小島線や本町森野線などには、歩道に対しましても照明をつけ、また森野川浦線には、横断歩道を設置をするなど、安全性を高める整備をこれまで進めてまいりました。また、県道におき

ましても、防雪柵を設置していただくなど、歩行する児童生徒の安全性を高める整備をしていただいております。冬期間の除雪に関しては、歩道が設置されております区間は歩道除雪をしており、本年度は、昨年度の教訓を活かしながら、その基準を15センチメートルの積雪が見込まれる際に出動するよう改善をいたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ご答弁ありがとうございます。平成25年3月の町防災計画策定時における調査の件数を聞いて、びっくりしてしまいました。ホームページ上で、ちょっとごめんなさい、ホームページの名前を控えてくるのを忘れたんですが、ホームページ上で、確か、各県、各自分の市町村の災害箇所を確認するホームページがありまして、そこで見たときに漠然と地図で、ここが何々、ここが何々と記載されているだけだったんですが、私がたぶん見た箇所より、この数字というのはずいぶん大きかったなど、正直、いま思っています。

そこで百何十箇所と非常に多い、その危険箇所に関してですが、つい最近、尾登自治区における砂防ダム、村内の茗荷沢付近に土砂崩れがみられて、何か土がその側溝に入り込んで、水が村内まで流れてきているという話を聞いているんですが、町はその辺は把握されていますか、そこだけちょっとお聞きいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 具体的なご質問ということで、尾登地区の茗荷沢東線、尾登集落から南側の山のほうに登っていく箇所でごございまして、その箇所の脇に、茗荷沢の砂防のダムというのがございます。その脇の町道の法部分から土砂が流出をいたしまして、土砂払いをしたところ、その後背、後ろの部分につきまして、かなり大きなものがあるということで、町としましては、現地へ赴きまして、どういう状態になっているか、まず現地調査をいたしまして、その結果、やはり砂防ダムのすぐ近くにあるということから、次に県の喜多方建設事務所さんのほうにも来ていただき、現地を見ていただいております。

現在、土砂の流出、やはり続いておりますので、その町道につきましては、現在、田んぼ畑はございますが、耕作をしていないということもありますので、通行止めの措置をさせていただいて、そういったなかで後ろの部分、后背の部分がどの程度規模があるのかをコンサルさん等に調査をしていただきながら、対策はしていきたいという考えであります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ハザードマップが作成されたのは平成21年、いまから7年前ですかね。その当時に比べて危険箇所がどのくらい増えたのかというのは、数等は把握されていますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

前回のハザードマップ、おただしのおり、平成21年に策定しておりまして、その後の増えた箇所につきましては把握はしておりませんが、今後、自治区等に入らせていただきまして、ご意見を聞きながら、その把握にも努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 把握されていないということだったので、たぶん今後も増えることが、たぶん見込まれますし、人の生活や人命にも関わる場所もあると思いますので、これは随時点検されたほうが、私はいいと思います。

それで、これ提案なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、日本全国、例えば私が北海道のどこどこを見らるといっても見られるホームページ等もあるんですね。そこをとぶと西会津町のホームページはここで、ここで災害状況を確認してくださいという欄があるんですが、そこには西会津町、何も書いていないんですね。何も書いていないんです。情報等なし。私、調べたんですが、近隣市町村だと、会津坂下、美里、会津若松、猪苗代、美里に関しては高田、本郷、新鶴というふうに細かく分けて、こういうところで災害が起きる危険性がありますという情報を公開しています。それで、そのホームページでは、緊急時用の対応マニュアル、こういうふうにしてください。あと避難場所はこちらでございまして。ここまで公開されているんですね。こういったものというのは、私、自分でもホームページつくったことあるんですが、そんなに手間ではないんですよ。すべてPDFファイルで、例えばこういった資料を、例えばスキャナーでとって公表するだけでも、十分簡単にできると思うんです。

それで、ハザードマップ、確かに町を4分割して、それぞれの地区の人にハザードマップを配布していたそうですが、やっぱりこういうのは、その地区住民が、住んでいる方だけじゃなくて、そこを通ったり、例えばそこにおじゃますることだって、皆さん町民であればあることもありますので、やっぱり広くホームページ等で公表して、情報公開したほうが町民の皆さまにとっても安心につながると思うんですが、町のお考えはいかがでしょう。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ハザードマップにつきましては、今年度、来年度をかけた上で、新たなものを作成するというので、ご答弁申し上げましたように、その後、関係自治区の皆さんにお配りをするというので考えてございます。

それで、議員おただしのとおり、ホームページ等で広く周知してはということでございますけれども、大変いい考えでございますので、今後十分検討させていただきながら、そのホームページ等での公開も検討させていただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そのホームページの公開も、やはり分かりやすく、どこかの災害であれば、どこの川でどうと調べるのではなくて、随時いつでも見られるようにしたほうが皆さんの安心につながると思いますので、ぜひ検討されたいかがかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、具体的な、私こんなにいっぱいあると思わなかったんですが、黒沢大滝地区の地すべりについてお聞きします。その前に、資料を見て私もびっくりしたんですが、昭和31年3月16日から17日にかけて発生した黒沢地区の大水害、家屋の倒壊、流失が145戸、死者、行方不明者10名、負傷者7名、道路の決壊190カ所、橋の流失が83カ所。過去に体験したことがない甚大な被害となった豪雨でありましたと、ホームページから拾

った内容ですが、このなかには住居を失って、田畑の流失で生きる糧を失った黒沢自治区の皆さんのうち、9家族が新天地ブラジルに集団移住したという記述を見つけました。これは過去、西会津であった悲惨な災害ですが、わずかこれだけ、2日間でこれだけ甚大な被害が出たというのは、大変私も驚きました。漠然と話は聞いていたんですが、死者、行方不明者が10名、負傷者が7名出たということは、本当に想像しただけで恐ろしい災害だったんだなと思います。その当時、亡くなった方には謹んで哀悼の意を表したいと思います。また、今後、我々は二度とこのような災害が、本町で起きることがないように努力し続けなければならないと思います。こうした過去の歴史がある自治区についての町の対応をお聞きします。

大滝地区の地すべりに対して、町はどのような具体的な対策をしたのか、お伺いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほど議員から、かつて昭和31年にありました黒沢を中心とした長谷川流域の災害ということで、大変な豪雨がありまして、その際に、上流だけでなく、下流まですべてやられたという、大変悲惨な経験であります。現在でも、やはり、黒沢自治区さん、特にそういう大きな過去の災害があったということから、やはりかなり、雨が降るたびに不安感があるということで、私の方にも話がございます。

そういったなかで、今回、大滝方面に行くところの金山地区ですが、対岸の山がかなり脆弱な土壌でありまして、それが川の方まで来たというようなものでございます。町としましては、先ほど答弁の中でお答えしましたように、まず、すぐ連絡がありましてから、まず、町は町道をもっておりますので、道路の管理者として、まず、駆けつけをいたしまして、一方、河川の管理者でありますのは、県、福島県でありますので、そちらと現地で落ち合いながら、まず、現状を見るとともに、どういう対策を先ずすればいいのかということでお話をしています。

そういったなかで、町としてどのようなことが出来るかということで、まず、河川の管理者としては、河川の幅が狭くなると危険性があるということから、その幅を広げる、いわゆる町道側に広げるというようなことを先ずしていただくとともに、川自体、下流の方に砂が流れていくと、あそこの場合、昭和31年、先ほどお話がありましてから、それを受け砂防指定地ということで、砂防のダムを2箇所、集落に行くまでにつくっていただいております。その幅を広げる、要するに帯域を広げるということで、そういうこともしていただいております。

一方、崩れた山の方ですが、これは河川管理ではなく、森林整備の方になりますけれども、そこについては、手前が雑木で奥の方は植林されている山ですが、植林している箇所も少しやられたということで、町としては、これまでもそういうことで関係機関と話し合いをしながら、また赴きながらやってはきたんですが、今後やはり、そういった面から関係機関に強く働きかけをしていくとともに、ある意味、森林の方と河川の方の接着剤ではございませんが、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 それで、これ地域の方々にはちょっとお話をお伺いしたんですが、やはり、その

昭和 31 年の水害の思い出というのは、いまでも残ってしまして、非常に不安に感じていらっしやいます。ちょっと去年だか、一昨年だか控えてこなかったんですが、落合地区、結局その大滝から流れてくる川が、面倉のほうから流れてくる川と合流して、1つの川になる場所があるんですが、そこに橋が架かっているんですね、国道の橋が。その下に関しては、川の合流地点でもあるし、写真をいただいたんですが、ちょっと大雨が降ると、本当に水位がぐっと上がっちゃって不安だと、これを、とにかく下の土が、川底に土が相当溜まっているんですね。溜まっているだけじゃなくて、そこに木も生えちゃって草も生えちゃって、その上に水が流れてくるものですから、すごく水位が上がるんです。それが不安で、町になんとかその川底の砂をすくっていただけないかということで、随分前からお話をしてきたというふうにお伺したんですが、そういったお話は聞いていましたか。また、もし聞いていたのであれば、対応されてきましたでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほど河川の河床ということでお話をいただいております。実はうちの町、一級河川、いわゆる県管理の河川、沢山ございますなかで、やはり、河床が結構浅くなっている、いわゆる砂がいっぱい溜まったり、また、その砂に草や木が生えているという箇所、結構ございます。そういったなかで、町は、そういう箇所については、河川の管理者であります喜多方建設事務所に、できればその土砂払いといいますか、河川の河床、深さをなんとかできる対策がないかということで、あらゆる機会を捉えながら、特に地域課題検討会などを捉えながら、これまでも要望はしてきております。しかしながら、なかなか、その河川自体をいじるということが、なかなか難しいところもございまして、なかなか実現に至っていないというのが現状でございます。

今回の落合地区については、いまほど話がありましたように、2つの川がちょうど合流をしてなるということと、元々の住家が河川とあまり差がない、いわゆる高さや差がないということで、福島県の管理者としては、先ほどいいましたように砂防ダムをつくるとともに、その合流地点については、護岸という形で、ある程度大丈夫なような形ではつくっております。

ただ、議員から話ありましたように、あそこの場合、水量が春先になると急激に増えるということがございまして、昨年は雪が少なく、それほど水位は上がっていないようですが、その前の年、平成 25、6 年あたりは、かなり上がってきたということもございました。そういった際に、木などもちょっと流れてきたというような過去のあれがありまして、それらについては、すぐに取り除いていただくようなことで要望し、それはやっております。

河床についてはそういう状況ではございますが、町としては、やはり、住民の皆さんの安全安心、特に不安感を取り除くということが大事でありますので、引き続き要望をしながら積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 要望をあげてきたということなんですが、実際やられていないんですね。それで、雨が降って春先というお話がありましたが、大雨が降るたびに、あの地区の人たちは不安な毎日を過ごしているんですね。それで、要望書というの、私、県まで行ってお話、

その建設事務所に行ってお話を聞いたんですけれども、そこの話だと、あちこちからいろんな要望が上がってきているので、西会津町さんだけじゃありませんよと言われました。それで、そこでも言われたのが、やっぱりその、福島県としては、その西会津町のいま要望が上がってきた箇所がどれだけ、その住民にとって、その災害の危険度としてどのくらい危険で、どうしてほしいのかというのは、やっぱりよく伝えていただかないことには、なかなかこちらとしても対応ができないところもあるというふうに言われたんですね。

これ、ちょっと参考にしていいかわかりませんが、我々民間に勤める人間としては、やはり例えば、取引先を新しく開拓するにしても何にしても、例えば、見積書1枚持って行って、よろしく願いますというのは、なかなか受けてもらえないですよ。どうやったらこの自分の希望というんですかね、要望を通してもらえるかと、やっぱり誠意を表す形というものがあると思うんです。そこに関して、いま、強くこれからも要望していくということですが、やっぱりそういった意味でも、地域の住民の皆さんのことを考えれば、大変かもしれませんが、要望する、強く要望するといっても、やっぱり形があると思いません。ですので、そこら辺は、県とのパイプラインをさらに築いていって、強くして、ほかの対応も素早くやっていただければいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほどありましたように、確かに要望箇所、すごく沢山ございまして、うちも多いんですが、うち以外の近隣の市町村さんも多いということです。そういったなかで、優先順位を付けながら、やはり町のほうとしても要望しているわけでございますけれども、それにはやはり、要望書、ただそれだけではなく、足しげく通うという、こういう複合的に進めていくことが大変大切だということがありますので、今後もそういった点で、足しげく運ぶような形で積極的に進めていきたいという観点です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 よろしく願います。

続きまして、奥川地区の新村線の対応なんですけど、どこまで進んでいるか教えてもらってよろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 奥川新郷線の中町、峠の部分ということでございます。この箇所については、先ほどご答弁のなかで、その都度対策はしていただいておりますが、抜本的な対策ということで、現在、福島県の喜多方建設事務所さんのほうで取り組むということでお話を受けております。具体的には、あそこについては調査をしっかりと行い、その調査結果がもう出たということから、いよいよ事業に向けて、もう少しの段階だということ聞いていただいております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 それこそ、これ、建設水道課さんのご努力のおかげで、話が進んだんだと思いますので、ただ私、昨日の夜、自分で通ってみたんです。これ住んでいる方のお話を聞いたら、前より良くなったよというふうにはおっしゃっていましたが、私、萱本から出ていって、山を登って新郷方面に向かってきたんですが、確かに徐行と書いてあるんですけれども、あれ通ってみると分かりますけれども、怖い、凸凹で。それで、1つ終わった

かなと思うと、またもう1回凸凹があって、たぶん住んでいる奥川の皆さんは、そういったなかでも我慢して通行されているから、そんなでもないよと言ってもらえると思うんですけども、やっぱりこれ、これから冬場になって、しかも山頂で凍結も予想されます。そんなときに、あのまま放っておくと、やっぱり相当私は危険だと思います。

いま本当、ここまで進んだのは本当、建設水道課さんのおかげだと思いますが、もうちょっと早くなるように、何とかお願いなんかできないんですかね。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 奥川新郷線の中町峠ということで、議員、いまおっしゃったように、本当に、少し直してもまたなるということで、いまのところ、いたちごっこで対策をしているというような状況でございます。これに関しましては、うちのほうでもパトロールに行っていますし、また、県のほうでもパトロールに行っていて、その都度気が付けば、ある程度舗装を削ったり、また、ものによっては足したりということでやっております。

それで、これからいよいよ冬に向けて積雪があるということから、やはり夏までの期間と違いまして、冬期間は、やはり交通に不安感があるということで、まず応急的な対策については、さらにまめにやっていただくように、うちのほうから要望したいと思います。

なお、抜本的対策は、ご答弁のなかで申し上げましたように、大きな事業ということで、抜本的対策を近いうちにやるというようなことで、いま県のほうで進めておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。これだけの多くの災害箇所があるということも、私ちょっと勉強不足で知らなかったんですが、自分が今回調べていて感じたことなんですけれど、この災害に対してですが、これ、例えば建設課（建設水道か）さんだけとか、町民税務課さんだけでは駄目だと思うんです。それをお聞きする前に、ハードの面とソフトの面の対応が必要だと思いますが、両課の今後の対応の方向性、いまお話出ましたが、方向性を最後に、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長 どっちですか。

○秦貞継 災害に対する。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほどお話、役場内の町民税務課と、いわゆる防災の担当と、あと、災害の復旧関係を担当しています建設水道課ということで、私がお答えするのはどうかあれですが、基本的には、やはりソフトの面、ハードの面、これについてはございます。町民税務のほうは、当然、防災の担当ということで、そういった箇所を把握をしながら、また情報をつかみながら進めて行くと、それに基づいて、うちのほうは連携をしながら応急的な対策、また、ものによっては抜本的対策、また、関係機関への働きかけということで、今後とも、やはりそういった点で連携を密にしながら、役場全体で取り組むようなことでやっていきたいというふうに考えています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 とにかく、両課の連携を深めて、目的は町民の生活を守るためです。ですので、ソフトの面、ハードの面、両方やっぱり力を合わせて連携を取り合って、先ほどの新しく

災害箇所が出たなんていう情報もそうですが、共有しあって対応していただきたいなと思います。あと、危険なんですよ、危険箇所なんですよ。ですので、そういったところに対して、今後の対応も、町の最大の努力をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。町道の維持管理についてですが、今回、自分で質問し言うのもなんですが、本当に夜遅くまで、9時、10時まで電気ついているのを見てまして、本当に夜遅くまで職員の皆さんが頑張っていたことに関しては、本当に感謝したいと思います。ですが、修繕箇所は増加していると思います。道路も随分老朽化していますので、ただ、同じ対応を何度も繰り返したって、結局、費用がかかっているなんてところもあるんじゃないかなと思います。そういったところはありませんか、道路修繕に関して。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の維持管理、修繕ということでご質問いただきました。道路、橋梁も含めまして、道路施設につきましては、昭和の40年代から50年代ということで、その時期に集中的に建設をしております。したがって、今になりますと、かなり老朽化が進んでおまして、先ほど答弁の中にもございましたように、年々その修繕にかかる経費は増えているというようなことございます。

そういったなかで、町は単独費だけでなく、国からの交付金なども利用しながら、大きなものについては修繕を進めているところでございます。そういったなかで、やはり穴埋め程度、道路、いま穴埋め程度については、1回やってもまたなるということで、何回も繰り返している箇所、確かにございます。そういったことで、すぐにできる、まず処置ということで、そういった対応をしながら、あまり繰り返す箇所については、さらにオーバーレイ、打ち替えをすとか、オーバーレイをすとか、パッチングでやるとか、そういったことで工夫をしながらやらせていただいている箇所は確かにございます。

また、なかには、土地自体がかなり脆弱な箇所が結構うちの町はございますので、そういったところについては、応急的な処置をしても、なかなか難しいという箇所については、やはり抜本的対策ということでしていく箇所もございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお話聞きました。パッチはしていただくんだけど、結局また穴が開いちゃったと。道路の路肩が崩れていて、応急処置をしてもらうんだけど、また同じく崩れちゃったとか、そういう話もやっぱり聞きました。ただ、私思うんですけど、やっぱり、かなり建築土木って専門的な知識だと思うんです。それで、ぱっと見て、これはちょっと応急処置じゃだめだなと、これはもう抜本的にやらなければいけない、という判断基準がやっぱりしっかりしていないと、余計なお金を使ってしまうような気がするんです。それで、我々民間の会社なんですけれども、よく組織のなかというのは、知識の共有と情報共有、結局ここが前からあがっている補修箇所ですよと、誰に聞いても、それ知っていますよと、じゃあ対応するときに、ここはこういうときは、抜本的な解決をしたほうがいい、これはまだもう少し大丈夫だという、やっぱり知識を共有することも大事だと思うんですが、少ない人数で本当に頑張ってらっしゃるのは、すごくよく分かるんですが、そういった知識共有とか、情報共有というのはなされていらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公共施設、特に道路関係、土木関係の修繕なり対策については、やはりその技術的な、専門的な知識というのは、確かに大切でありますし、また、それがないと素人目で見てもなかなかできないというものはございます。そういった点では、町は技術の職員おりまして、そのなかでお互いに情報を共有したり、また、箇所を共有しながらやっております。

ただ、いかんせん、先ほど言いましたように、箇所がかなり多いということで、なかなか厳しいところもございますので、そういった点では、大きなものについては、民間の方、特にコンサルさんとか、そちらのほうの力もお借りしながら進めているというのが現状でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 すごく大変な仕事をされているのはよく分かるんですが、要は昨日まで全然、年度で、結局何年か経つと、先ほど答弁でもありましたが、課が変わってしまって、いままで全然違う課にいた方が建設水道に来て、今日から道路の管理をするというのは、非常に大変だと思います。現場の方々の判断というのは、一生懸命やろうと思っても、そういった知識がなければ、なかなか判断できないと思うんですよ。やっぱりそういった意味でも、マニュアルとか、例えばさっき言ったように、知識共用、できるかどうかわかりませんが、例えばこういった例のときはこういう対応をしましたなんていう情報共有、知識共有はしないと、やっぱり一生懸命やろうと思っても、やっぱり事務的な仕事しか、なかなかできなくなってしまうと思うんですよ。そういったところも、やっぱり進めてはいかげなかなと思いますので、今後の対応に関しては、すみません、もう1回ご再考ください。

次、通学路についてなんですが、さゆり団地、西会津小学校の間、あと松尾から西会津小中学校に向かう間の直線、どちらも直線道路なんですが、この冬期間の通学に対しては、非常に前から暴風雪、横風、雪、あと大雪で歩道が埋まってしまうということで、前から随分不安の声があがっているんですね、保護者さんからだと思んですが、この、さゆり公園（さゆり団地）のところというのは、確か暴風壁ないと思うんですが、ああいった、要は今後の例えば計画と、先ほど除雪のことに関しては、例年より早く、たぶん対応していただけるという意味だと思いますが、そういったハード的な面での対応というのは、いま考えていらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回、通学路というようなことでよろしいですか、それとも歩道全般ということで。

○秦貞継 通学路で。

○建設水道課長 うちの町には、歩道はかなり、ご存じのようにありまして、そういった点で通学路として使用している歩道については、県道の喜多方西会津線、あと、森野から下小島側に行く、森野下小島線。これが歩道付きの主な通学路でございます。そういった点で、県道部分、森野から松尾方面につきましては、これまでも防雪柵ということで、視界をよくするための柵を付けていただいておりますが、本年度で全線ができたということ

で、その地区については安全性が高められたのかなというふうに考えております。一方、森野から下小島に行く森野下小島線については、地形上の問題、また、様々なことから、防雪柵というのは、現在付けられてございません。

そういったなかで、建物が多い箇所についてはよほどいいんですが、どうしても建物が少ない箇所については、いわゆる横風、季節風によりまして、歩道が埋まってしまうということもございます。

まず、その対策といたしましては、まず、早朝除雪ということで、夜から朝にかけて除雪はしますが、その後、当然、夕方また子どもたちが帰ってきますので、そういったなかで、歩道が大変深くなってしまったということがあれば、日中でも、やはり除雪をするなど、そういう対策はしていきたいというふうに考えております。

もう一方、防雪柵、いわゆる風よけなり、また、そういったものについては、ちょっとこれは調査をしないと、なかなか、どの程度のものをつくれれば、どの程度できるかというのは、調査をする必要もございますので、そういった点については、将来的に検討させていただきながら、どういう方法が一番いいのか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 あと、要望があがったところとして、森野の浄水場の前を通る通学路が、旧渡部歯科医院さんの前を通って、大槻橋を通った後、左に曲がって西会津中学校の駐輪場の前が出る路線ですね。LEDは非常についていて明るかったんですが、1カ所、車もすれ違えなくて、白線も引いていない、あと片方に至ってはちょっと土手みたいになっていて、落っこちら大丈夫かなというようなところがあったんですけども、そういったところを幅を広げるとか、そういった検討はされていますか、また、報告は受けていらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 また通学路というお話でございます。通学路につきましては、基本的には学校側で危険性や、また距離などを勘案しながら、指定をしていくのが、いわゆる通学路でございます。これについては、学校で指定をして、教育委員会さんのほうで基本的には把握をするのかなと。それでうちのほうは、それを受けまして、通学路、または通学、例えば中学校ですと、通学路として指定しておりませんので、子どもたちが通るであろうと思われるところを中心に、やはり安全性を高めるような整備をしているところでございます。

いまほど議員からありましたように、明るさについては、街路灯を付けるなり、また防犯灯を付けていただくなりで、安全性は少し高まってきたのかなというふうに、町としては感じているところです。

ただ一方、その道路の幅員につきましては、いろいろ諸条件がございます。住家があったり、また地形的なものがあったり、交通量等、これらをすべてを総合的に勘案しながら、できるものについては、できるだけ早くというふうには考えておりますが、そういった総合的判断の中でやらせていただいております。

なお、安全面ということで、例えば外側線を書くとか、あと標識をやるとか、そういっ

たものについては、現地を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。町道の維持管理、総合的にですけれども、先ほどの防災マップのホームページ化もそうですが、昨日、あちこち廻って歩きました。町道どういうふうになっているのか、あと地域の人たちの話も聞いて、困っていることはありませんかというように感じて、あちこちまわって歩いたんですが、なかには、すごいお叱りを受けたところもありました。何回言っても直してもらえないんだと、お前たちはなんて、私、怒られたこともあったんですが、やっぱりそういったことも、例えばこういう基準で町道は維持管理していきますよという基準だとか、例えば計画ですね、ここに関しては、いまこういうふうにやりましたけれども、抜本的な解決が必要なので、何年度で、例えば解決していきますよとか、そういう情報を公開すれば、例えば、今年は直らないけれども、来年になったら直してもらえるかもしれないとか、それまでは町民の皆さん、我慢して待っているんですよ。直してもらえるんだらうなど、声は出しているんだから直してもらえるんだらうなど、信じて待っているんですが、いつ直してもらえるのか、どういうふうに直してもらえるのか分からないから不安になると思うんですね。

そういった意味で情報公開というの、今後は必要だと思うんですが、私の考えはそうなんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 修繕ということで、できればその計画をお示ししてやったらどうかというようにご質問かなと思います。先ほどちょっと答弁の中にもございましたが、道路施設の修繕については、やはり緊急度、あと危険性、こういったものがどうしても重視しなければならない事項であります。それで、はじめにある程度計画的に順番を付けても、それ以上に危険度が高いとか、緊急度があれば、どうしてもこの優先的にやらなければならないというのが、実は現状ございます。

そういった点から、うちの中では、一応順番的なものはある程度もっているわけでありましてけれども、どうしても後から入ってきたものが割り込むということがありますので、なかなか地元の方には、いつできますよと言えない箇所が多いというのが、ちょっと現状でございます。

ただそういった点でも、対策工事やりますよと、ここやりますよということが時期が分かった時点では、区長さんなどに連絡をしながら進めておりますので、なおそれについては今後検討させていただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 くれぐれも町道、先ほど言いましたが、生活に関わってくる道路です。かつ緊急時の、例えば対応にも使われる道路です。やっぱりその修繕もそうですが、やっぱり住んでいる皆さんには、私は公表するべきだと思います。緊急なものが入ったのであれば、緊急なものが入ったという公表すればいいと思います。それが町だけで、例えば区長さんだけだとか、そうじゃなくて、いつでも、なるべく多くの皆さんが情報共有して、ああもう少し頑張ろうなど、我慢しようなどという体制をつくっていかないと、知っている人だけ知っているというのは、私はどうもおかしいのではないかなと、やっぱり安心して生活し

てもらうためには、そういった情報公開も必要だと思いますので、今後、検討をお願いしたいと思います。

次はプールについてお伺いしたいと思います。先ほどの答弁、教育長からいただきましたので、まずは意見書を出されたということですが、その今後の対応というんですか、方向性をお聞きしたいと思います、計画です、計画をお聞きしたいと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 今回、西会津小学校のプールの検討委員会については、今年度の西会津小学校の、まだプールを活用した授業が終了していない8月に委員会を設置して、本当に短期間に4回の委員会を開催していただいて、11月に意見書としてご提示をいただきました。それについて町に報告した結果、町のほうも本当に真摯に対応していただいて、先ほどご答弁申し上げたように、設置するという方向で、いまやっています。

今後は、今度は教育委員会ももちろん、いろんなことで関わっていくことが必要になりますが、町のほうで施設整備についてですから、進めていくような形になります。今年度中に、おそらく基本設計についての予算がお認めいただければ、その辺までは進んでいくのかなというふうに思っております。それ以降のことについては、今のところはなんとも申し上げることはできませんが、おそらく迅速に進めていただけるのではないかなというふうに我々も思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 検討も終わって、つくるということで、検討委員会の当初の目的は達成されましたので、あとは迅速に進めるということなんですが、今回、小学校の統合推進委員会での議論、資料ありがとうございました。読ませていただきました。その当時の委員の皆さんの熱い思いがあの文章のなかに入っていて、私はなにか、先輩の、いまなくなっちゃった議員の人たちがあんなに熱心にいい学校をつくらうとして、話し合っていたということに本当に感動しました。

ただ、その当時のやり取りを見たんですが、やっぱり大人目線のような気がするんですよ。お金とか、とりあえずとか、やっぱり使うのは子どもたちなんですね。やっぱりその辺、何というんですかね、本格的な、今後プールの設置に関しての検討が進むと思うんですが、やっぱりその大人目線だけじゃなくて、子どもの立場に立った建設が望まれると思います。

それで、検討委員会、このプール設置検討委員会のなかの議事録も読ませていただきましたけれども、つくる、つukらないが確かに問題、目的なんですね。つくるか、つukらないかを検討するだけの委員会だったのかもしれないけれども、なかにはやっぱりちゃんと熱意をもって、どういうプールをつくるべきだ、こういう意味でつくるべきだと言っていた委員さんもいらっしゃいました。そういった素晴らしい意見に対して、私は活かしたほうがいいと思うんです、建設に関して。ただつくるだけじゃなくて、皆さんが、やっぱりつくってもらってよかったというプールをつくるべきだと思うんですが、そういった委員の、検討委員会の委員の皆さんの意見というのは活かしていこうと思いますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 4回にわたって行われた委員会のなかで、本当に様々な意見が出されました。

いずれも西会津町の子どもたちの教育を真剣に考えてのご意見だったなというふうに思っております。それで、どんなプールをつくるかというのは、実はこの検討委員会には付託されたものではなくて、必要かどうかということです。ただその内容については、町のほうにもしっかりと、こういうふうな意見もありましたということでお伝えをしてみたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 今回、ちょっと私の質問の内容も悪くて、つくるかつくらないかの検討委員会がどこまで進んだかという話を聞いちゃったものですから、つくりますという言葉で終わっちゃったんですけれども、やはり今後建設に向けて進むと思いますが、やはり使うのは子どもたちなので、つくるといわれたらつくりますだけじゃなくて、よりよいプールをつくっていただきたいなと思います。

それには、使う子どもたちの目線に立って、その当時の統合推進委員会の話で、ある話をした委員さんがいらっしゃいまして、その当時は学校という目線で、子どもたちが、その当時はどんな学校がいいのか、作文や絵で子どもたちが学校を想像することも考えたらよろしいんじゃないんですか、意識を持つ意味でもいいんじゃないんですかという委員でお話をされた方がいらっしゃいましたが、やっぱり今回のプールに関しても、使う子どもたち、例えば保育園の子どもたちもそうですが、使う子どもたちがどういったものなのかという意見や考えというのを聞くべきだと私は思います。

最初に申し上げましたとおり、大人の目線の金銭的な問題だけじゃなくて、そういった目線、その子どもたち、使う側の目に立ったものの考え方をしたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 3番、秦議員から、プールの建設の関係について、いろいろとご質問をいただいております。これまで4回の検討委員会のなかで、最終的に建設をしたほうが良いという結論をいただきました。町といたしましては、その意見を最大限尊重させていただきまして、先日の総合教育会議のなかで、その建設について進めていきたいということで、最終決定をさせていただいたところでございます。

いま秦議員がおっしゃったように、これからその建設に向けた作業が進んでいくわけでございますけれども、まずその前段として、今回、12月補正に、その基本的な設計についての予算を計上させていただいております。そのなかで、これからどんなプールをつくっていったらいいのかということも、いろんな皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 最後の質問になります。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 すみません、ちょっと逸脱した部分もあったかもしれませんが、ぜひとも使う側、子どもたちの目線に立った、つくる、つくらないだけでなく、将来の子どもたちが、つくってもらってよかったなという素晴らしいプールをぜひつくっていただきたいと思ひます。今回は質問が非常にちょっと下手だったので、再度勉強し直して、出直してまいりたいと思ひます。

私の一般質問は以上です。

○議長 暫時休議します。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さま、こんにちは。2番、薄幸一でございます。一般質問を今回3問、質問させていただきます。

1つ目、旧新郷小学校体育館の施設充実について伺います。小学校の統合により、いまでは体育館を使用する頻度が少なくなってきました。以前は夜間でも体育館を頻繁に使用していましたが、いまでは渡り廊下を渡り、隣接する旧新郷小学校のトイレを使用しなければなりませんので、夜間での体育館の使用頻度が少なくなってきました。運動不足にもつながっていると思われまいます。雨が降ってグラウンドが使用できないときや、運動やイベントなどでは使用しております。

1つ目、体育館を使用するにあたり、体育館に備わっているトイレは、現在使用禁止になっております。トイレの改修予定について伺います。

2つ目、旧新郷小学校と体育館との渡り廊下が、雨漏りがする箇所があります。改修予定について伺います。

3つ目、渡り廊下が物置状態になっております。整理する予定はありますか、伺います。

2つ目、西会津国際芸術村及び周辺環境整備について伺います。来場者が多く、駐車場を使用することができないときなどは、グラウンドを駐車場として使用していますが、新郷地区では運動会、イベントを行う箇所は、このグラウンドしかありません。また、水はけが悪い箇所もあり、排水溝の役割を果たしていない状態です。

1つ目、国際芸術村は年間4千人近くの来場者がありますが、駐車場を整備する予定はありますか、伺います。

2つ目、芸術村のさらなる魅力を高めるには、裏山の自然を活用して、散策路の整備などの予定はありますか、伺います。

3つ目であります。高速道路を途中下車し、乗り直しても料金が割高にならない新制度について伺います。国土交通省は、高速道路のインターチェンジを途中下車しても料金が割高にならない新制度を2017年度に導入する予定です。次世代型自動料金収受システム、ETC2.0の搭載車限定でサービスエリアが未整備の区間にある道の駅での実施を想定しており、西会津に導入できれば、道の駅などの利用と給油のためにガソリンスタンドの利用が見込まれ、地域活性化にも効果があると期待されます。町の見解を伺います。

以上、3問でございます。よろしく願いいたします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、旧新郷小学校体育館のトイレ改修について、お答えいたします。

現在、この新郷体育館のトイレにつきましては、汲み取り式で水道も接続されておらず、利用に供するには適さない状況にあります。当面は、旧新郷小学校のトイレを開放し、利用に供したいと考えておりますが、体育館のトイレ改修につきましては、全ての体育施設

の現状把握と優先度を見極め、計画性をもって検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 2番、薄幸一議員の旧新郷小学校体育館の施設充実についてのご質問のうち、渡り廊下に関するご質問にお答えいたします。

おただしの渡り廊下につきましては、体育館と校舎をつなぐものであり、雨漏りしているとのことでありますが、早急に修繕を実施する考えであります。また、渡り廊下には、現在、地域おこし協力隊員の作品の材料となるタンスなどが一時保管されておりますが、利用される方の通行の支障にならないよう、早急に整理いたしますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 2番、薄幸一議員の西会津国際芸術村の周辺環境整備についてのご質問にお答えいたします。

西会津国際芸術村につきましては、旧新郷中学校の木造校舎を活用し、国際交流の推進と芸術・文化の振興、交流人口の拡大による地域活性化を目的として、平成16年9月に開村しました。以来、公募展のほか、現在では各種イベント、ワークショップ、コンサートなど、多彩な催事を開催し、交流人口の拡大に努めてきたところであります。平成27年度の来場者数は、延べ3,921人を数え、その3分の2が町外の方となっております。今年度は11月末現在、延べ3,352人で、町外の方は3分の2を超えております。

ご質問の駐車場の整備についてであります。来場者が年々増加していることから、将来的に駐車場の確保は大きな課題であると認識しております。芸術村付近には駐車場となる用地は限られており、候補地としてはプールの場所が考えられます。しかしながら、消防水利などの課題もありますので、関係機関と協議を進めながら調査してまいります。

次に、裏山の自然を活用した散策路の整備についてのご質問であります。芸術村では自然体験イベントのフィールドワークや、アーティストの創作活動において、葉っぱや枝など採取するため、裏山に時折入山しているとのことであります。散策路の整備については、民有地でもあり、芸術村への土や雨水の流入の恐れもあることから、現在のところ考えておりません。

今後も、交流人口の拡大と地域の活性化の拠点施設として国際芸術村の環境整備を進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、高速道路関係についてのご質問にお答えいたします。

国では、高速道路ネットワークの効果的・効率的な利用や大都市圏の料金体系に関する施策の具現化に向けて、国土交通省に、社会資本整備審議会を設置し検討が進められており、その中で、従来のETC、自動料金収受システムの機能を大幅に強化したETC2.0を活用した各種サービスについて、中間報告で示されているところであります。

おただしの高速道路を途中下車し、乗り直しても料金が割増しにならない新制度についてであります。審議会の中間報告では、高速道路上でのガソリンスタンド間の距離が100キロメートル以上の空白区間が、全国で83区間も存在していることから、その対応として、

高速道路外のガソリンスタンドの活用等により、空白区間の解消に努める必要があることや、また、高速道路近傍にある道の駅などの商業施設等については、高速道路の利用促進や利便性向上による地域活性化の観点から、連携していく必要がある、などと報告されています。

このように、国では、E T C 2.0 を活用した様々なサービスについて検討している段階であり、給油による一時退出については、一部のインターチェンジで社会実験が実施されております。本事業の内容及び県内の状況について、国土交通省郡山国道事務所及び東日本高速道路株式会社に確認しましたところ、現在構想として検討されている段階であり、詳細については示されおらず、県内の高速道路では社会実験は行われていないとのことでありました。

このように、詳細についてはまだ示されておりませんが、中間報告に示された新たな制度が導入されることになれば、本町の道の駅等の利用者増にもつながり、地域経済の活性化や野沢まちなかへの誘客にも期待できることから、町としましても十分注視していきたいと考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 旧新郷小学校体育館についてであります。先ほどのトイレについてであります。すべての体育館の施設の現状を把握して、優先度を見極めて計画性をもって検討したいとありますが、優先度では、いま使っている体育館でも優先的にはならないのでしょうか。それとも後回しになってしまうのでしょうか、伺います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

優先度と申し上げますのは、その施設の傷み具合ですとか、その状況を把握して、早くやらなければならないというのはどれかということの順番を付けるというようなことが必要かなと、それが計画性と、あと財政計画にもつながってくるのかなというふうに考えてございますので、そういった意味でございまして。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いまの答えですと、いま新郷体育館ではトイレが使えない状態です。使用禁止という貼り紙が貼ってあります。これはいまの返答ですと、使えなくて、新郷の小学校のトイレを使ってくださいということでもありますか。本当にいまのトイレを早急に直す気はないということでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

決して直す気はないということではございません。まずは現状を把握しまして、各4つほど体育館がございまして、それらの状況把握に努めて、1番にやらなければならないもの、2番目にやらなければならないもの、そういったものを見極めながら対応していくことを検討するというところでございまして。

それで、遊休施設に関しまして、今回もほかの議員の方からご質問あったように、やっぱりあるものの有効活用というのは図っていくべきかなというふうには考えてございまして、まずは新郷小学校には、しっかりした立派なトイレでございますので、そのあるものを

有効活用したうえで、それで経過観察といいますか、その利用状況等、あとは傷み具合の度合いを各施設見たなかで、計画的に検討していきたいということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね、新郷小学校のトイレを使うとなれば、高齢者の場合、歩いて行くのも結構大変な場所であります。距離的に7、80メートルあるでしょうか、本当に体育館に隣接してあるものを直していただければ、本当に体育館を使用する人もまた増えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 答えいたします。

計画性をもってということで、決して直さないということではございません。

それから、先ほど高齢者の方、距離があるというようなお話がございました。4施設、渡り廊下の短い、長いは、確かに私も現場を見て把握してございます。いま現在、催事の、例えば新郷小学校も含めてですけれども、体育館を利用される催事の主催者に対しまして、申請があった時点で、例えばこまめな、あとは休息を早めにとるとか、そういった喚起はしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね、場所的に歩いて、お年寄りが歩いて大変なんですけれども、それ以外に優先順位と先ほど言われましたから、すぐに直すことはないんですね。計画性をもって、いつごろまで、予定としては、計画的にはいつごろまで直せるという計画はあるでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 答えしたいと思います。

現時点で、いつとかというようなことでは断定はできませんけれども、例えば奥川ですと、雨漏りがしているとか、あとは上野尻、群岡中学校のトイレも、改修の要望が町政懇談会でもあるというふうには承知しておりますので、その全体は認識しておりますので、あとはその優先順位と、あとは財政計画を見極めながら、順番、計画的に対応していくと。

当面は、先ほど申しあげましたように、立派なまだ施設があるところについては、既存の施設を有効活用すると、そういったところを最初に考えながら進めてまいりたいなと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 なかなか計画通りにいかないと思いますが、早急に、本当に直してほしいなと思っております。

次の質問に入ります。国際芸術村の周辺整備についてなんですけれども、年間4千人近くの来場者があります。そして、なかなか、先ほども話しましたが、駐車場が足りないときはグラウンドを使って、車を停めております。本当に新郷地区はグラウンドが、イベントをやるときはグラウンドこしかありませんので、本当に終わったらきれいに整備していただかないと、運動会やら何もできない状態であります。本当にこれから来場者が増える、本当に検討していただきたいなと思います。

整備するにあたって、何か問題点は、大きな問題点、何かあるでしょうか、伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 国際芸術村の駐車場の質問にお答えしたいと思います。

先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり、いま現在の国際芸術村の周辺には、やはり用地が大変限られておまして、やはり、先ほども申し上げましたが、候補地とあげるのには、やはり、プールの場所なのかなと、考えているところでございます。やはり、プール、現在、消防の水利になっておまして、その関係をやはりクリアしないと、まず無理なのかなという部分を考えております。そのために、今後、担当課並びに消防署、消防団並びにいろんな形で、やっぱり関係機関と協議を進めながら、あそこが本当に最適地なのかなというものを考えていかなければならないのかなと考えております。

現在のところは、そのほか、いま駐車場としては、新郷連絡所並びに現在の旧教員宿舎があったところなどを、ちょっと代用しながら考えているところでございまして、そういう利用方法をしながら、駐車場のほうは検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 年間4千人の来場者がありますという、本当に关心のある方は来場しますが、来場者の3分の1が地元の方と聞いております。本当に4千人の中で3分の1が地元の人ということは、地元の方が意外に関心が少ないのかなと、私は度々行って思うのでありますが、本当に地元の方を増やさないと、これから芸術でも何でもそうですけれども、これから支障をきたすことがあるかなと思っておりますけれども、これから地元の来場者を増やす、何か対策、考え方なんかありますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 町内の方々の来場者を増やす方策はというご質問でございしますが、確かに去年の4千人のうち、町内の方は1,200人強ということで、確かにそのほかが県内、あと県外の方が主だということの実績が表れております。確かに現状にありますように、町内の方を増やすには、やはりもう少し地域を、新郷地区なら新郷地区の方々を巻き込んだような形でPRをしていかなければいけないのかなという部分がございます。また、あそこにあるからといって、たぶん皆さんあまり気に留めずにいるのかなという部分がありますので、やはりその魅力があるようなワークショップなり、イベントなりを開催していかなければいけないのかなと考えております。

今後、地元密着型並びに町内外に情報発信できるようなイベントは開催していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 3番目に高速道路の途中下車について伺いたいと思っております。私もこれインターネットで調べたものでありますが、少しでも西会津にお客さんが増えればなと思って、今回提案したわけでありまして。まだ最後の分では、国土交通省、東日本東北自動車道では、まだ確認したところ、現在、構想として検討されている段階でありますと、その段階であります。まだインターネットで調べましても、まだ2016年度に、ほかの地区で実施されている、検討されている段階であります。本当にこの西会津のインターが、対象する道の駅になれば、本当にこの町も、町にお客さんが増えるのかなと考えております。

本当にまだ決定はしていないということでもありますから、本当に国が決めることではあります。積極的にアピールしてはいかがかんと思っております。本当にこの西会津町に用事がなければ通り過ぎることも多々あると思います。時間内であって、本当に西会津町を利用していただく大きなチャンスだと考えております。

今回、誘客の取り組みについて、角館のほうに行ってみようと思ったときには、行政による情報発信もさることながら、最近の観光客は情報端末、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使いこなして情報発信をしております。観光客が観光客を呼ぶという状況であります。ぜひこういう機会がもしあれば、本当に優先的に手を挙げていただいて、西会津の誘客につながればなと思っております。最後にその点、1点お願いします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、国交省（国土交通省）郡山事務所、それから高速道路（東日本高速道路株式会社）のほうに確認しましたところ、まだ詳細が示されていないということです。ただ、先ほど言ったように社会実験も、実際、ガソリンスタンドについては行われているということです。そういった制度化に向けて、今現在、国のほうでは動いているのかなというような状況であります。

ですから、こういった制度ができることによって、当然うちの町の道の駅などにも高速道路利用者が降りていただいて、立ち寄っていただければ、町の経済の活性化にもつながりますし、先ほど申しましたように、野沢まちなかへの誘客にもつながるということです。早くこういった制度が立ち上がっていただけるよう、注視していくとともに、そういった制度ができましたら、ぜひ西会津町の道の駅が利用できるように要望していきたいというふうに思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 質問はこれで終わります。本当にこのインターが、割り増ししなくても、本当に使える西会津インター、そしてお客さんが多く入ってきて、観光客が多く入ってきて、この西会津町が潤う町になりますように検討しまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。今回、大きく2つの質問について通告をいたしておりますので、随時質問させていただきます。

まず第1点の大きな項目です。平成28年度における事業の進捗状況及び途中経過についてであります。この平成28年3月に、今年度、平成28年度予算についての説明がなされました。関係資料の中で、平成28年度における重要施策の審議という項目、全協で説明がありましたし、計画等が示されております。それについて、以下の項目について進捗状況、あるいは途中経過を伺うものであります。

1つ目ですが、定住交流促進事業についてであります。

(1)として、芸術村に設置いたしました定住・移住総合センターにおける交流人口の拡大に向けた取り組み内容及びその途中経過についてお伺いをいたします。

(2)として、西会津の暮らし体験ツアーにおける参加状況及び、おそらくそのとき取る

であろうアンケートの結果、また参加者に対しての今後の対応等についてお伺いをいたします。

(3) です。平成 29 年度（平成 29 年）3 月議会において、この取り組みが成果品提出というふうに示されておりますが、交流人口の拡大等については、当然、継続事業と考えます。どのような事柄に対しての成果品なのでしょうか、お伺いいたします。

2 番目ですが、合宿交流施設基本構想、説明でセミナーハウスとありましたが、策定事業についてお伺いいたします。

(1) 説明において、今後のスケジュールとして、5 月に業務委託し、10 月下旬には成果品提出とあったが、どうなっているのでしょうか。

(2) 交流施設整備の考えは理解できますが、町内の旅館、あるいは農家民宿等の協力関係については、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

大きな 2 点目ではありますが、ふるさと応援寄附金についてであります。私は、6 月議会において、返礼品の見直しや、ふるさと応援チョイス等への掲載について一般質問いたしました。その後、どのような検討がなされたのかについてお伺いをするものであります。

1 つ目は、先日実施されました西会津うまい米コンテスト、これが開催されました。賞に入ったお米等を返礼品にする考えはないのか、お伺いをいたします。

2 点目です。平成 28 年度も時期的に約 3 分の 2 が経過し、ふるさと応援寄附金は約 130 万円と、昨年度の金額を僅かに超えたとお伺いをいたしております。当初予算の 500 万円達成に向けた町の今後の考えはどのようなものかお伺いします。

3 点目、8 月 19 日、湯川村では、今年度のふるさと応援寄附金が締め切られています。3 万円に対して米 60 キロ、それも 10 キロを 6 カ月にわたって送付するという、きめ細かな対応も寄附する方にとって喜ばれている要因とも考えます。何よりも、米の需要が低下しつつある近年において、1 万俵の米代金が農家に支払われることは、十分地域の活性化に寄与していると考えます。これについてお伺いをいたします。

4 点目、このふるさと応援寄附金ですが、平成 29 年度予算に対して、現在、応援チョイス等へのネット等の掲載がなされないのであれば、次年度、予算計上についてどうお考えなのか、町の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4 番、小柴敬議員のご質問のうち、まず、定住・交流促進事業についてお答えいたします。

西会津国際芸術村に設置しております、定住・移住総合支援センターにつきましては、平成 27 年 10 月より、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型を活用し、町外からの若者の移住・定住を進めるため、都市部等への情報発信、仕事や住宅の紹介などをワンストップで行うため、設置したところであります。現在までの相談件数は 54 件で、うち、実際に移住した方は 5 組 7 名となっております。

支援センターでは、担当スタッフが芸術村の来場者への町の魅力を伝えているほか、移住相談者の要望を聞き取り、仕事や住まいのマッチングを行い、移住に向けたきめ細やかな案内を行っており、今後も継続してまいります。

次に、西会津の暮らし体験ツアー事業についてのご質問にお答えします。

本事業は、町への移住を検討している方々を対象に、首都圏在住者を中心に参加者を募集し、実際に町に来ていただき、自然や人、食に実際に触れる機会を提供し、移住者の増加を目指す事業であります。今年度は7月に実施し、9名の参加がありました。参加した皆さんからは、大変参考になった、西会津町が好きになった、とのご意見をいただきましたが、これまでの参加者のうち、具体的に本町に移住された方はおりませんでした。今後は、過去の参加者へ継続的なアプローチを行い、西会津のファンだけでなく、住んでいただくための取り組みを実施してまいります。

また、それぞれの事業の成果品の提出については、継続した交流人口の拡大のため、当該年度の事業実績確認のため、報告書を業務受託者へ提出させることとしております。この報告書に基づき、次年度以降の事業運営の方針を検討するために必要なものでございます。今後とも、移住・定住施策の重要な事業として継続してまいります。

続きまして、合宿交流施設基本構想策定事業についてお答えいたします。

本事業は、当初、町の単独費で実施する予定でありましたが、8月の議会臨時会におきまして、予算をご議決いただきましたが、地方創生加速化交付金、第2次募集分が採択になりましたことから、現在、来年3月の成果品提出に向けて鋭意事業を進めているところであります。

現在の進捗状況につきましては、福島ホープスや慶應義塾体育会野球部等のさゆり公園利用団体にニーズ調査を行い、合宿交流施設の整備コンセプトや規模、土地利用方針などの検討を進めているところであります。

次に、町内の旅館や農家民宿の協力関係についてであります。合宿交流施設基本構想では、合宿交流施設だけでなく、隣接する周辺施設の活用、町内の旅館、農家民宿等との連携といったネットワークの形成、地域づくりの観点からも検討することとしております。

したがって、町内の旅館や農家民宿等を経営されている皆さまには、合宿交流施設の宿泊収容人数を超える場合や農家民宿を希望される場合など、様々なニーズに対応できるよう、合宿交流施設の運営にご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、西会津町ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度制度の見直しを行い、返礼品についても、町の特産品や伝統工芸品など、寄附金の金額に応じた内容としたところであります。返礼品は、町の良さや特色を知っていただける貴重な品々であると考えており、寄附していただいた方からも大変喜ばれております。全国でも、地域の特産品を返礼品としている自治体がほとんどであり、本町でも、米は返礼品の1つとして必ず入れてはおりますが、米だけに特化したものではなく、町の主な特産品との組み合わせにより対処しております。

ご質問の、西会津一うまい米コンテストで賞に入った米を返礼品にすることですが、PRをするうえでは有効な手段の1つであると考えられますが、需要と供給の balan

ス等を考慮した場合、その供給量等についての調整が必要となることから、現時点では、特定の受賞農家のみでの対応は厳しいものと考えております。

次に、寄附金の状況につきましては、11月末現在、40人、総額130万5千円で、平成27年度と比較して5万9千円ほど増加しているところであります。周知方法につきましては、新たなパンフレットを町内の主要な施設に配置したほか、各種物産展などイベント会場でのパンフレットの配布、同級会等が開催されたときに配布を依頼するなど、情報の発信に努めております。

今後も、予算額までは、まだ開きがありますが、少しでも多くご寄附いただけますように、全庁・全職員で努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、湯川村の取り組みについてであります。1万俵の米代金が農家に支払われることは、農家の所得向上、それに伴う購買力の上昇も期待できることから、地域の活性化に寄与しているものと考えております。

町では、米はもとより、特色のあるミネラル野菜、品評会等で受賞経験のある酒蔵の地酒、生産量が増加しているきのこ、会津でも生産が少なくなり、貴重な桐の工芸品や、メディアで取り上げられる機会の多い民芸品など、この制度を利用しながら町特産品のPR及び地域の活性化につなげてまいります。

次に、ネット掲載にかかる平成29年度予算への計上につきましては、専門サイトも多数あり、その経費も様々であります。調べた中におきましては、ネット決済までできる有料紹介分と自治体名、返礼品の紹介のみの無料掲載分を載せているサイトもございました。貴重な財源を投入することからも、さらに各種サイトの内容や他自治体の実例などを調査し、費用対効果を十分に検証しながら判断したいと考えております。

このことから、平成29年度当初予算への計上は、現段階では考えておりませんが、申し上げました無料掲載できる部分につきましては、対処してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、最初の定住・交流事業の状況について再質問をさせていただきます。現在、ネットを見ますと、定住・移住総合センター、これが掲載されているわけでありませう。そのなかで、当然、西会津での暮らしというような感じのホームページではなかろうかと思っておりますが、いま現在、5件ほど空き家と称して掲載されている分があります。前回、経済（経済常任委員会）で国際芸術村に行つて説明を受けたときには、1件、契約は進んだということですが、その後の状況についてお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 移住・定住に関係するご質問にお答えしたいと思います。

現在、国際芸術村に設置しております、定住・移住総合支援センターのうち、いわゆる西会津のある暮らし掲載されている空き家の売買状況のご質問にお答えしたいと思います。

現在5件の空き家が計上されておまして、これまで、先ほど経済常任委員会のほうで視察したときは1件でしたが、これまで、もう1件増えまして、5件中2件が売買制約になりました。内訳といたしましては、1人の方が町外からの購入者、もう1人の方が町内から町内という形の購入者となっております。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 空き家ということで、非常に金額等もリーズナブル、おそらく100万円前後というようなことで臨まれているというような形であろうかと思えます。また、この重要施策の説明のなかで、ふるさと町民クラブというような説明がありましたが、これに対して、一応、目標値100人くらいの相談というか、町民クラブに入っただいて、西会津町をよく理解していただくというような考えで、アイラブ西会津というような人を求めているというふうに考えますが、その方々の人数といえますか、そういった申し込みとかというのは、現在分かる数字であれば、教えてください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ふるさと町民クラブの会員数のご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、会員数が、目標重要業績指標ということで、KPIといわれている部分が会員50名と、当初予算の説明のとき申し上げましたが、現在の実績でございますが、全部で127名となっております。ただし、会員、いわゆるお金を払った部分は若干少なくございまして、3万円が1名、3千円が4名という形で、そのほかは、大変あれなんですけど、メール会員ということで、町の情報をほしいという方が122名という形になっております。この方々には、町で行われるすべてのイベント情報について、メールで1週間に1回なり行くというような形をとっております、それによって来場者が増えているという部分もございまして。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 これらのセンターでの働いている方というのは、振興公社の職員ということでよろしいでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 臨時職員として1名、公社の職員として、臨時職員として設置いたしまして、業務にあたっているという形になります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 これらの最大の目的というのは、やはり西会津に入ってきていただく。そして西会津をよく知っていただく。それで、最終的には住んでいただくというようなことであるかと思えます。

では次に、これに関連して、西会津の暮し体験ツアー、これについて、7月に実施して9名参加があったということですが、これの情報発信元はアンテナショップと考えてよろしいでしょうか。その辺、お答えください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 西会津の暮し体験ツアーの情報の提供の場所ということのご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほう、アンテナショップはもちろんでございますが、東京に所在しておりますNPO法人ふるさと回帰支援センターのほうにも、情報提供いたしまして、今回7月に来ていただいた方のほとんどが、そのふるさと回帰支援センターから情報を入れて参加さ

れたという方がほとんどでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 参加された方の、その発生する費用というものに関しましては、例えば本人負担分いくら、町持ち出し分いくらというようなことであろうかと思いますが、その辺の内容が分かればお知らせください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 そのツアーの参加者の費用負担ということでございますが、原則、旅行代金ということでいただいております、だいたい1万5、6千円ぐらい負担をいただいて、こちらに来ていただくということになっております。町の負担といたしましては、職員が2日間付き切りになりますので、その部分が主なものとなっております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 参加予定ということで、残り2回予定されておりますが、今後の時期的なものはいつごろとお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7月に1回ということで実施しましたが、実はもう1回、10月に募集いたしました。募集したのですが、やはり他市町村とのイベントのダブリとかございまして、残念ながら最低催行人数と申しますか、募集定員6名なんですが、が集まらなかったということから、やむなく中止にした次第でございます。

この事業、株式会社振興公社（西会津町振興公社）のほうに委託しております、現在、公社で旅行業、いま取り扱っていないものですから、本来であれば2月ぐらいに実施したいと考えておりましたが、現在その部分、実施するかどうかという部分、ほかにできるかどうかという部分を検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 成果品提出ということで、いま現在、2組売れていくというような形で、移住・定住に関してはお伺いいたしました。私、今回、その移住・定住について、ちょっとネットでいろいろと調べさせてもらいました。それで、今回、我々議員が見ております雑誌、そのなかに、愛知県の豊田市の取り組み、これについてちょっと紹介させていただきます。この中で、担当の大学教授にいわせると、人口1千人の地域であれば、毎年1、ないし2世帯の子育て世代、この方々の移住で、子どもの数、これは減らなくなるそうであります。ただ、お年寄りが自然減で亡くなっていくということに対しては、それは致し方ないということでもあります。そして、内閣府による農村、漁村に関する世論調査で、田舎に対する定住に関心のある人は、全体で3割。そして20代で4割にもなるそうであります。それは都心部でありますけれども。

ですから、いま現在、町が取り組んでいる問題であります、この成果品うんぬんよりは、やはりそういった、しっかりと西会津町を理解していただいて、それで、一番最大の難関は冬であります。冬の生活をいかに体験し、そして西会津の冬が厳しいけれども、やはりここで生活してみたいというような、アイラブ西会津という人を多く取り込んでいただきたい。そして、2040年問題に対応していただきたいと思っております。また、各種テ

レビでも、いろいろ、イチから住だとか、いろいろな番組がありますので、そういったことも参考にして、これから提言していきたいと思っております。

では、次のセミナーハウスについてお伺いをいたします。いま現在、いろいろな施策をやっておりますが、当初 432 万円で始まったところが、今回、8月の臨時議会でもって、新たな地方創生枠、認められて、930 万円というようなことで増額がされているということでもあります。これに関しましては、町の計画として、一応計画を策定し、またその予算については、いろいろな状況をみながら進めていかなければならないということは十分存じております。ですから、しっかりと現在策定する計画、これを含めながら、やはりいろいろなところで予算、あるいは陳情、そういったものでいろいろなところからお金が引き出せること、国の施策、県の施策、そういったところを探して、進めていっていただきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 合宿交流施設の整備につける財源の要望というような部分でございます。現在、このセミナーハウス基本構想でございますが、現在、先ほどもご答弁申し上げましたが、プロ野球球団、あとは大学、あとはその他、これまで合宿を利用した方々等につきまして、いまニーズ調査を行っているところでございます。それによりまして、先ほども申し上げましたが、規模とか、場所の選定という部分が出てくるだろうと思っております。

それを踏まえまして、その結果を踏まえまして、これから実現に向けました事業を構築していくわけなんです。議員からご指摘ございましたように、各方面、いろんな様々な補助事業があるかと思っております。それを全部調査しまして、県なり、国なりに、要望はあげていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 課長の答弁、よく分かりました。しかし、1点だけちょっと申し伝えたいと思っておりますが、この施設整備、非常にお金がかかります。そして、確かに雇用が生まれます。しかし、なかなか夏場だけのセミナーハウス活用だけでは、ここの従業員を維持できるかどうか、その辺が一番厳しいかと思っておりますので、その辺しっかりと見極めながら、進めていっていただきたいと思っております。

次、ふるさと応援寄附金についてお伺いをいたします。課長の答弁の当初の問題でありますが、問題というか、答弁であります。前回の答弁とほとんど、当初の部分は変わっていないと。そんななかで、今回、日本一（西会津一）うまい米コンテスト、せっかく実施したわけでありまして、そして、やはりアイデアとして、これをやっぱり、ひとつ西会津の特産として結び付けていこうと思えば、例えば、おそらく食味コンテスト、そして最終審査に残った5軒に関しましては、おそらく遜色がないんじゃないかと、テレビをずっと、いつも見させていただきますが、非常に差がないような採点であったというふうに見て取れました。であれば、上位5戸の農家の生産量、その辺についてはどのくらいだと把握していらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 うまい米コンテストの内容につきましてのご質問ですので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

議員おただしのとおり、うまい米コンテストにつきましては、今年度は108人の方からエントリーいただきまして、町長の提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、5名の方が最優秀賞、優秀賞ということで選ばれたところでございます。この方々におかれましては、それぞれ経営内容が違ってございまして、ヘクタール単位の耕作面積を、作付面積ですか、を持っておられる方から、一番最低、少ない方で9反5畝くらいの作付面積になっております。仮にこの5名の方、全員を合計しますと、だいたい20町歩近くにはなるわけでありまして、反10俵としまして、10俵まではいかないと思うんですけども、単純に反10俵としますと、20町歩ですから2千俵ということになります。

ただ、今回、この件に関しましては、農林振興課のほうでも、このうまい米コンテストの特典といたしまして、入賞者はプレミアム販売ということを農林振興課のほうでもさせていただきまして。

こういったなかで、じゃあプレミアムにいくら集まるのかなというふうに集計しましたところ、5名の方々から集まったのは40俵分であります。だいたい先ほど生産数量からするとそういうふうになるんですけども、つまり、4月の段階から、作付の段階から契約をしておりますので、皆さんそれぞれ契約先が決まっているというのが実態でございまして、賞に入ったからすぐにとということで、こちらからもお願い申し上げましたが、実際にはなかなか数量は集まらなかったというような実態がございまして、先ほど申し上げました40俵分につきましては、プレミアムの価格で販売をさせていただきまして、そういったことをご了解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 菅本地区、同僚議員のお米の近くに、私もお米をもらっているところがありますが、非常においしいお米がいっぱいとれます。ぜひそういったお米を町の特産品として、それから、ブランドとして今後売り出していただきたいというふうに思うわけがあります。

次の問題ですが、いま現在、130万円、若干昨年度より5千円くらい上回ったというようなことでもございました。それで、予算につきましてちょっとお聞きするんでありますが、歳入イコール歳出、つまり500万円予算計上しましたと、そのなかで300万円は生産農家、あるいはチョイスの返礼品として支払うことになっております。残り200万円については、当然歳入でありますから、歳出部分が当然考えられるわけですが、それで、満たない部分に関しましては、その事業が削られてしまうというような状況ではあります。その辺をどうお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

歳入と歳出の関係でございまして、結論から申し上げまして、歳入、歳出、イコールといいますか、歳入分に見合った歳出をいたしますので、歳出についての影響はございません。

それで寄附金でございまして、それぞれの、例えば使用目的ございまして、子育て応援、地域活性化、健康づくり等々ございまして、それらの事業に財源として振り分けているわけでもございまして、歳入歳出、歳出におきましても影響はないとい

うことでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 若干私の質問が届かなかったというか、要するに当初予算で500万円を計上したわけですね、それで、予定として300万円は目的として、使う目的あるんですよと、じゃあ200万円は利益として財調に積むのかと、そうじゃなくて、やはり、その200万円についても、やはりなんらかの使用目的があって、その200万円が使われるんだということであれば、その200万円で使われる事業が、130万円であれば、がたっと減ってしまうんじゃないかというようなことをお聞きしているわけでありまして。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 予算の関係でございますので、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

まず、もう一度整理しますと、予算で当初500万円のふるさと応援寄附金の歳入をみていました。歳出で、そのいただいたお金の返礼品といたしますか、それが500万円入れば、300万円は返礼品として返しますよと、その200万円、それは歳入の一般財源として、町の歳入として受けると。200万円は何に使ってもいいお金であります。ふるさと応援寄附金の場合、寄附される方がそれぞれ、例えば子育て支援に使ってくださいよ、それから、福祉の充実に使ってくださいよ、様々な理由、理由といたしますか、寄附の目的を書かれてふるさと応援寄附金されるわけですがけれども、本町、当初予算の中で、子育て支援にかかる事業に対する経費は予算、歳出予算で載っています。福祉の充実にかかる予算も当初で歳出予算に載せています。そういった事業は計画通り歳出予算あるわけですから、そういった事業に対する支障はありませんと、ただ、200万円の一般財源を見込んでいた分が入らないだけだよということで、行う事業についての影響は何らないということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 説明が納得できるような、できないような。要するに200万円という金額も、歳入イコール歳出でありますので、つまり200万円見込んでいた金額、我々商売でいうところの利益分ですよ、それが一般財源に入りますけれども、一般財源のなかで、じゃあその200万円はどこに使っていくんだという部分の説明が抜けているわけでありまして。

ですから、それが要するに130万円であれば、どんどんどんどん縮小されていくわけですよ。つまり、何らかの、ここの補修をするんだとか、こういうふうにするんだというところが、ほかからの予算をなかなか集めてきて最終的にできるかもしれませんけれども、そのふるさと納税で見込んだ500万円のなかの200万円という金額は、だんだんと縮小されてしまうというような形でもって私は質問したつもりなんです、その辺いかがですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

そのとおり、200万円の浮金といたしますか、利益分とおっしゃいましたけれども、その分は最終的にそのようになれば、財政調整基金に積み立てるなり何なりというようなふうになります。それで少なければ、その分の財調への積み立てが少なくなるだけの話でして、何ら事業には支障がないということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 あとから説明をしていただきたいと思います。この質問に関しては、ちょっと堂々巡りみたいなので質問を変えます。

町長が今回、提案理由の説明のなかでおっしゃられました、9万袋が放射能検査をしましたということですが、9万袋イコール9万俵ということですか、それとも30キロ袋だからその半分ということでしょうか、それについてちょっとお伺いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 提案理由のなかで記載させていただきましたのは、9万袋ということでございまして、4万5千俵のことです。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回、いまのところ12月現在では、来年度、平成29年度、ふるさとチョイスの掲載については、無料部分だけしか掲載は考えていないんだということで返答を受けましたが、いろいろこう見てみますと、やっぱり無料掲載ではなくて、しっかりとしたふるさとチョイスなり、そういったところのものの方が、検案件数、圧倒的に多いように見受けられます。

そしてまた、今回、その創生枠のなかで5千万円という金額が計上というか、補正で臨時に町にきたわけです。それで、この議会終了後、町長は自ら3人一緒に、町の職員と一緒にハワイに行って西会津の米を、これから勧めていくんだというようなことですが、西会津産米、海外派遣調査業務というようなことでお伺いしておりますが、やはり、それについて、やっぱり西会津のいい米を海外にPRすべく、町長もお願いしたいと思うんですが、その辺、町長いかがですか。

○議長 ちょっと発展し過ぎですけども、どうしますか。

町長、伊藤勝君。

○町長 今回、国から加速化交付金（地方創生加速化交付金）ということで、町にいろいろ、これからの地方創生の枠のなかで、町から対応したいということで付けていただきました。これから我々もそうですけれども、県も含めて、ついこのあいだ知事とも話しましたけれども、これからはやっぱり国際的にもっと目を向けていかなければならない。そのためにやっぱりいまは、お酒とか、福島であるならば、そういったことをどんどん発信しないと、やっぱりインバウンドにもこう繋がってくるということでありますので、こういったことの対応も、最近、私は参加しなかったわけですけども、台湾に多くの自治体の首長さんが行って、そのPRをやりました。

今回、西会津の米の、米だけではありませんけれども、こういった国際交流という意味からして、こういった事業も含めて、いま町で取り組んでいますということをお話しましたら、その成果について、ぜひ帰ってきたらば、これはハワイの件ですけども、報告願いたいという話でありますので、これは現地でどういう内容であるか、私もまだ未知数でありますから、いろんな手立てがあるのかどうか、その全体で米の食糧というのは、どういところでどういうふうな形で対応されているのか、いろいろ調査してまいりたいなというふうには思っているところでありますので、この加速化交付金が有効に町として使われるよう、努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほど、1番議員が町長に対して言ったことのなかで、町の現状、86パーセント山林であり、1次産業の活用が重要なのだということでありました。私も1次産業の活用、活性化、これが西会津町の夢と将来、こういうふうにして思っております。また道の駅よりっせの来場客数も、いま増えているように見受けられます。

そして、今回、こういったふるさとチョイス、そういったネット掲載で応援してくれる方がいっぱいあればいるほど、1番議員の言った、菌床きのこ、こういったものを増産するための予算の一部というようなことで、導入も期待されるのではないかとこのように思っておりますので、今後とも、ふるさと応援寄附金、これに関しては、積極的に全国に西会津ありというようなことを発信していただいて、こういった西会津の将来の原資とまではいきませんが、ある程度の資金に努力していただきたいと思って、今回の質問を終わります。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。私は今定例会に1問、質問を通告してありますので、質問したいと思います。

雪室貯蔵施設を活用した農業振興について、本年9月議会で、雪室施設の活用について、米などの検証データに不明な部分があったが、その後はどうだったのか伺います。また、現在の空調設備の修繕の考え方をあわせて伺います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員の、雪室貯蔵施設を活用した農業振興についてのご質問にお答えいたします。

本施設の活用策等につきましては、先の9月議会においてお答えしておりますが、まず、現在の利用状況は玄米45袋、玄そばが50袋、ニンジン1コンテナ、モモ3箱となっております。この中で、ご質問の米についてであります。町内の農業者の方が、平成26年産1袋、平成27年産3袋、平成28年産、今年産が41袋を貯蔵しております。雪室保管における検証内容について伺ったところ、新潟県の先進事例を参考に5年間の保管を計画し、検証中であるとのことで、2年が経過したばかりで食味検査や試食等はしておられませんが、精米の見た目が変わらないことから、劣化しにくいのではないかと考えておられるようであります。

今後は、検証結果により、雪室貯蔵熟成米としての販売の検討や、他農産物の検証を含めた雪室の特性を活かした利活用を検討したいとのことでありますので、町としましても、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

次に、空調設備の修繕についてのご質問であります。9月議会でもお答えしましたとおり、建設から約20年が経過しており、費用対効果の面からも早急な修繕等は検討せず、当面は現状の自然循環型により、活用していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 思っていたとおりの結果だったかと、いま聞いていて思いました。ただ、利用者の方からですが、根菜類ですかね、夏場保存して芽が出る、根が出るという不具合が、

お話しくださいましたところですが、それがどうだ、いいのか、悪いのかという話ではないんですが、今般、定例会で同僚議員に、非常に町長からお力強い振興に向けて言葉があったと思いますが、本来、補助を受けてつくった施設であるならば、本来、原状に復して、振興に、やはり用いるのが尤もなのではないのかなと、私はそのように考えます。ちょっと間違っているのか分かりませんが、でも私は基本そうであろうと。

そして利用料、1個当たり、お米の大きさ1つですかね、規定のほうを見ると。それで1日当たり4円。これもちょっと私どうなのかなと。いま試験サンプルをやっている段階で、町が研究しているといっても過言ではないのかと思うんですが、そんななかで、お金をいただいて研究していきましょと、モニターになってもらえませんか。私これちょっとどうなんだろうと、町の農業を確立していくために協力してください。町も協力していきます。やはりそこは、ある程度時限を区切ってでも、私は寄り添っていただいて、一定期間熟成して、使用料をいただけるような環境になってきたときに、改めて利用料はいただくべきなのかなと。この利用料の考え方と、本当に農業振興やっていくのに、いまの自然循環型で、いつまで。

○議長 1つずつやってください。

○三留正義 まず1つは、その利用料についてお答えいただきたいと思います、考え方について。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

議員おただしの意味は十分に承知しておりますが、ただ、答弁でも申し上げましたとおり、町としましては、あそこの施設は、いまの使い方、いまの現状の使い方使っておりますが、利用者の方々には、その現状の利用方法、条件で使うということで了解をいただいて使っていただいております。そういうことで、利用料についてはいただくこととしておりますし、また、あそこの利用者のなかには、営業で使われている方も当然いらっしゃいます。そういった部分で、そもそもがそういった営業といいますか、個人の、または企業の利益のために使っておられて、利用料をお支払いいただいておりますので、そういったなかで納得いただいてお支払いをいただいているというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 確かに利用料については、分からないではないんですが、ただ、南会津ですか、あれは、その冷風を施設に利用するというので、交流人口絡みで別にお金が入ってくるという考え方なのかなと思いますけれど、ただ、うちのほうは、私、やっぱり機能からいって、補助を受けて、国の補助を受けてつくって、事業の目的ですか、掲げて取り組み始まったわけですから、やはり原状に復するか、これはやはり、きちんと整理して、来年度、再来年度なんていう問題ではないですけども、考え方としては、やはり整備をしてやっていく、それが自治体としては正しい答えではないのかなと私は思いますけれども、改めてもう一回、そのところを課長にお伺いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それもまた、お答え同じになって申し訳ございませんが、いまある現状

の施設を現状の形で活用していくということで、ただいまのところは考えておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 ただいまのところということで、ちょっと濁りがあるのかなと思いますけれども、来年度、再来年度、すぐにどうだ、損傷がひどくて金額が大変な高価なものであるなんていう場合は、それは当然、いきなり我々も望めないわけですから、ただ計画的に直す方向で考えていただきたいという話ですよね。ですから、つい立てを立てて、ノーではなくて、やはり私は、これをなぜ言うのかというと、さっき菌床の話が出ましたけれども、町はもっとあの施設があることによって、さらに研究できる材料になるのかなと、さっき送風という話しましたけれども、あの近くに試験的に小さなハウスをつくった、菌床のハウスをつくったとして、温度管理のコントロールをどういうふうにできるのか、それはまだ研究できるのかなと私は思います。いまの収穫時期を若干、2週間なりずらすとか、そういった技術的なことが、さらに研究可能ではないかな、非常にいい道具ではないかなと私は個人的に思っています。

であるならば、先ほど町長の、非常に前向きなお話ね、同僚議員にあったように、農業振興は幅広く、これから熟成、雪室熟成、お隣の県ではそういった名前でいろいろなものを扱っていますけれども、いまのミネラルにしても、野菜にしても、お米にしても、新しいラベルに熟成なんかとか、こう入れて、できるだけそういった技術は、西会津町は前向きに、トップを行けるような、そういった私は走っていけたらばいいのかなと、総花的に、あれもやりましょう、これもやりましょう。だけど同時並行してプレミアを付けていくことも先んじて考えていかないと、やはり、なかなかこう、ほかとは違う差別化というのは難しいのではないのかな、一番そこが私の発想のもとなんですけど、この部分について町長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この雪室の建設した時期から、私もこの十分、この雪室のあり方というのは理解しているつもりであります。そして、この雪室の、いわゆる利用されている内容というのも、毎年この予算のなか等々で精査を実はしております。残念ながら、これまで温風して電熱を入れて、極端な話、かかる経費と、そしてその入れてそこから得る収支の段階を、これは費用対効果とかという問題じゃありませんよ、これ見てみたら、ほとんど電気代が上回ってしまうって、中身が、いわゆる、がらんとしているという状況が続いてきたということであります。そのなかから、いわゆるこの、なかの温度を循環するモーターや、その機器が不具合が生じてしまって、ただ雪を入れてそのままの状態になってしまったということであります。

いま、最近になって、こういったデータを取りたいということで、米であれ、ニンジンであれ、さらには、以前は花卉栽培の芽出しを少しずらしながら出すかということまで検討は進んでいた時期も実はありました。結果として、それがあつた意味では、前回までですが、ずっと続かなかつたということは事実であります。一部、そばと、それからお酒、これは主流になっておりますので、そのそばも、町外から入ってくるそばも結構あるわけです。そういう状況が続きながら現在に至り、そして今になってデータということはある

ました。

何を言わんかとする、私はいま、これを使っている人たちが、もっと多く、数多くこれを使いたいんだと、それで、いま議員が言ったように、雪室に特化した製品開発をしてみたいと、あるいはこういうふうに出したいということで、新しい西会津町の特産として、何か出すことの工夫がここであるということの内容をですね、きちっとした計画を出していただいて、そしてそのことが結果としてやっぱり、これに設備的にしっかりしたものをつくらなければいけないなど、こういうふうなものが出ても生産者のなかで大切ではないのかなというふうには思っています。

そういう時点であったならば、それをまったく見逃して、いやそれは勝手にやってくださいというわけにはいかないというふうに思いますので、まず第一線で、これまでの経過を乗り越えるだけのものを、やはりデータとして出して、そしてここから再出発をしたいということで、ある程度の生産者、こういったことも含めながら、組織化して要望をしていただくというような段階までくるということになれば、町としてもしっかりこれに対応していきたいなというふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 確かに町長にすれば、海のものとも山のものともまだ、この町でいえば注目が始まったばかりという感触なのかなと私も思いますけれども、ほかになところもあるんですよね、雪室なんて。ただ、うちのほうは大規模ではない、一番大きな規模というか、インターネット上で見ても、すごい大きな雪室ではない、でも、ほかの同僚議員の話とちょっとかぶりますけれども、彼そのものは公社の話でしたけれども、その受け皿、研究していく、町でいきなり研究しろといっても、誰がやるんだ、どうするんだという、また、一部経済行為も絡んでくる。やはりその受け皿母体というのが、何らかの形でそれは確かに必要だろうと私も思います。仮に農林支援センターみたいな、仮にね。そういったものが受け皿としてないと、なかなかこううまく機能していかないのかなという気はしますけれども、いずれにとっても、やはり、ある材料、忘れていたある材料、いまこれが使えたらという、ないわけではない、一番手元にあるうちの町ですから、それを本当に活用して、いろんな分野、野菜や花卉、温度、日照調整だとか、そういったものを研究していくには、非常に私はどうなのかな。ただ規模が規模なので、大きなハウスを冷やすというわけにはいかないんでしょうけれども、できる範囲で、やはり研究の材料として、私は町全体でも有効活用していく価値は十分にあると思うんですね。そこから伸びていくものがあって、町に農業振興についていくらかの兆しができるようであれば、それはプラス、当然だろうと。

どれもこれも遠巻きに見ていて、どうだろう、これもどうだろう、これもよさそうではなくて、ある程度、きのこやっていくんだという方向が、ある程度もう出ているのであれば、やはり同時にそういった、ある道具で研究も同時に進めて行く、私は、ある道具がいま不具合があって、やはり悪いのであれば、原状に復して、やはり十分に研究に耐えるようなものにしていかなければいけないだろうと思います。

あと、その利用料について、この部分が、ここ昨今ではずっと気になっていたんですけども、1日4円で、1カ月で3×4=12、お米1袋にして3カ月預けると結構な値段になりますよね。いまお米の原価が、取引原価がかなり下がっているなかで、やはりお米に

していえば、やっぱり 120 円の 3 カ月、1 カ月が 120 円くらいかな、であれば、それを農家の方、原価算入しろっていったって、買い手はいまのところ、そんなに値段、乱高下できるような自由市場でもないわけですから、やはりそういった全体を、やはり、ならして考えていくと、町全体で試験運用、期間はもうだいぶ経っておりますけれども、改めて試験運用という名前で扱えるもの、特に農業部門、製品部門であれば、確かにもう熟成させるビンものとかね、そういったものはある程度の方向性は見いだせるのかもしれませんが、町も農家も、預ける人もね、本当に研究段階であれば、やはり、利用料については、何らかの特別な例外を設けるのが、私は正当だろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほどの研究段階ということで、答弁のなかでも申し上げましたが、実はこのいま研究されている農家の方も、今年度、今年産米については 41 袋、いま入れられたわけなんです。この平成 27 年産米、平成 26 年産米も、その当初は同じような数量入れていらるんです。それで結局、その 1 年間のあいだに、どんどんどんどん出されて、出荷されているというところもありまして、最終的に平成 26 年産 1 袋、平成 27 年産 3 袋と残しましたけれども、研究をしながら、一般の、通常の米の保管、保冷と同じような活用もされているということでありまして、全部が全部、研究に使っているわけではないというようなこともございます。ですので、通常のそば、玄そばと同じような形で保管料を、使用料をいただいているというところがございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

あと先ほど来、議員のほうから、新しい雪室の活用方策につきましてご提案といいますか、例えば菌床きのこの話なんかも出ましたけれども、そういう新しい使い方についての研究、検証ということであれば、やはり、そういう利用料につきまして検討はしていくべきかなというふうには思いますが、いまの段階では、そういった米の場合は、そういうことで、だいたいの部分については、一般の利用と同じく使われているということだけご理解をいただきたいと思えます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 雪室を、雪下野菜を使わなくても、雪室である程度糖化が得られる、植物の自己防衛機能というんですかね、糖度が上がってくる。それらに活用を広げていけるような方策が取ればね、私は、食べたら本当に分かるでしょうから、そういったものをこの町で生産していけるようなスタイルに雪室を活用していければ、本当に的を射たところに行けるのかなと、私は考えています。

ただ、その雪室ですべてが賄えるかというのと、いま現状だと、夏場だと、地表近くだとプラス温度になってしまっているような状態のようなので、せめて空調設備じゃなくても循環機能で、大きな対流型の空気を回すような道具ぐらいは必要じゃないのかなと、最低限それは、上と下を攪拌できるぐらいは、やはり、やってあげるべきではないのかなと私は思うんですが、それほど大きな設備ほどのお金はかからないでしょうから、そういったことも視野に考えられる余地はないのか、そこら辺をちょっと伺ってみたいと思えます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

いまほどのお話も、議員ご指摘のとおりだと思います。確かに11月から5月くらいまでは、だいたい庫内は一定程度、2℃とか3℃とかということで、安定した庫内の温度になっているわけですが、6月以降、7月、8月となりますと、やはり温度が上がってきまして、7℃、8℃というような状況が見られることは間違いございません。そういったことで、利用に不具合があれば、確かにご提案ありましたような、庫内を簡易な扇風機等で循環させるという方法は、ぜひ試してみたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 一概に私の考えていること、すべてどうだといっても、当然返ってくるものは、まだ、すべて預けた方のデータがどうだというわけでもないでしょうし、ただ、やはり、空気の対流循環をきちんとさせる。あとは、当初の目的に戻って施設を完備させていく、これは、いずれ修繕、もしくは新設置になるのか分かりませんが、利用者のことを考えていけば、当初の目的どおり施設完備、施設を整備していく、これは当然の考え方でしょうから、いずれその方向で計画を立てて、元の、もしくは元以上に使い勝手のある施設を目指していただきたいと思います。それを持論として申し上げて、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。失礼します。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時42分)

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

平成28年12月 6日(火)

開 議 10時02分
延 会 15時48分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第8回議会定例会議事日程（第5号）

平成28年12月6日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（小中一貫教育調査特別委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 渡部 憲 | 2. 猪俣 常三 | 3. 伊藤 一男 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 多賀 剛 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。

平成 28 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 02 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 おはようございます。いよいよ寒くなりました。ただいま町長から説明ありましたように、昨日は火事がありました。お互いに、火の取り扱いには気を付けたいと思います。

それでは、通告しておいた順に質問を開始いたします。

まず一つ、ミネラル野菜についての質問でございます。ミネラル野菜の肥料は、農協さんを通じて販売されておりますが、農家は、他の店からの買入れはできるのでしょうか。例えば大型店のようなその他の店から購入することはできるのでしょうか。これをひとつ伺いいたします。

2 目、遊休施設の活用についてお尋ねいたします。本町の遊休施設の利活用について、町として今後どのように対応するのか伺います。

二つ目、町内の集会所などへの活用は考えておられるのか、これをひとつ伺いいたします。

明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 8 番、渡部憲議員のご質問のうち、ミネラル野菜についてお答えいたします。

ミネラル野菜は、ほ場の土を土壌分析し、その土壌診断結果に基づき、土壌改良や施肥管理をして栽培された野菜であります。ミネラル微量元素であるマンガン、鉄、銅、亜鉛、ホウ素の 5 項目を含めた 19 項目の土壌分析に基づき、適正な施肥により、野菜そのものが病気や害虫等に強くなるといわれており、不足しているミネラル成分等を補い、過剰な成分を足さないなど、土にあるべき量のミネラル成分を保つことにより、栽培された野菜は、旨味、甘味が強く、日保ちするのが特徴であります。この土壌診断書には、土の栄養状態の過剰・欠乏と、必要とされる肥料及び土づくり資材が記載されており、栽培指導専門員等が適切な施肥の指導助言を行い、肥料・資材を購入することになります。

この肥料等につきましては、ミネラル栽培の推進当初から協力していただいている J A が主に販売しておりますが、一部の専用資材を除けば、どこからでも購入できるものもあります。購入先も各農家の判断に委ねておりまして、実際に農業資材量販店から購入されている方もおられますが、土壌診断書に基づく適材適量の肥料・資材を多種類取り扱っており、購入しやすいことから、J A からの購入が多くなっていると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、遊休施設の活用についてのご質問にお答えいたします。

町では、小学校、中学校の統合に伴い、平成24年度に、西会津町廃校施設等利活用計画を策定し、廃校舎の利活用方針を定め、その方針のもとに対応しているところであります。

旧小学校施設では、旧西会津小学校は、新役場庁舎の移転先として整備される計画で、現在、作業を進めており、旧奥川小学校については、奥川みらい交流館として既に活用されております。また、旧新郷小学校については、歴史資料や遺跡出土品の保管場所に活用されております。

一方、旧尾野本小学校については、耐震診断でDランクと判定されたことから、建物の再利用は難しい状況であるため、校舎、講堂については解体する方針としております。また、旧群岡小学校についても、耐震補強がされておらず、不特定多数の方が利用する用途には活用できないことから、農業施設や倉庫、工場などで利活用を図る企業や団体等に貸与や売却を図る方針としております。

また、旧中学校施設については、旧群岡中学校は、介護予防やリハビリ施設などに、旧新郷中学校は、国際芸術村として活用されております。

次に、保育所の跡地利用については、比較的施設が新しい芝草、奥川については、活用を図ることで検討を進めているところであり、群岡保育所については、認定こども園に統合することが最近決まったことから、今後、地域の方々も含め、関係者と利活用方針について検討していく考えであります。また、野沢、尾野本保育所については、築40年、築38年が経過し、老朽化が著しいため、今後、施設として維持、利用するには大規模な改修や修繕が必要となってくることから、おただしの集会所などに活用するには、難しい状況であると考えております。なお、野沢保育所跡地については、今後、野沢まちなか整備に係る検討会議を設置し、跡地利用などについて検討していくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいまミネラル野菜についての答弁がございました。このミネラル野菜の肥料につきましては、ただいま答弁にあったように、JA、農協さんから農家の方は購入されております。西会津町の大型店含めまして、このミネラル野菜を売っているところはございますか。

失礼しました。ミネラル野菜ではなくて、肥料です。肥料を販売しているところは、農協さんをおいてほかにございますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

いまほどの、ミネラル野菜栽培に使う肥料というご質問でございますが、肥料、大きく分けると、土壌改良剤と、それから、ミネラルのいろんな成分が入っているミネラル剤、それから、基肥だったり追肥だったという堆肥の成分、そういった部分に大きく分けると区分されるわけでございますが、いまほど答弁でも申し上げましたとおり、ミネラル剤、ミネラルが、いろんな種類のミネラルがバランスよく入っている資材、これは専門の肥料でございますが、それ以外の土壌改良剤であったり、基肥だったり追肥だったり、こうい

った資材は、町内の商店でも取り扱っておりますので、購入することはできます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、農家の方々は、基肥とか、いろんな肥料ありますよね。そういうのはいろんなところから買えると。しかし、このマンガンとかいろんなミネラルですよね。それはやっぱりJAから買わないと無いんだと、そういうことでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、いろんな成分が入っている肥料だったり、土壌改良剤だったり、あるわけでありましたが、土壌診断に基づきまして、これが足りない、これが不足していると、こういうのを1回で補ったり、多い分については加えなかったりというのが、バランスよくできるのが、農協さんが取り扱っているミネラル資材ということになります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 前から私、聞いておきたいと思ったんですけれども、これ議長、関連ありますので質問お許し願いたいと思います。ミネラル野菜の定義ってありますよね。これがミネラル野菜だと、これをちょっと教えてもらいたいですけれども。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 1回目の答弁で申し上げまして、再読になってしまいますが、ミネラル野菜は、ほ場の土を土壌分析をしまして、その土壌診断結果に基づいて土壌改良を行う、または施肥管理をして栽培した野菜ということでありまして。土壌診断結果で多い分は足さない、少ない肥料、成分は足す。そういったことで育てる野菜のことをミネラル栽培野菜というふうに定義しております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 定義はわかりました。

2番目の、これで農家の収入というのは、ずっと増えているんでしょうかね。ミネラル野菜の農家の方は、ずっとミネラル野菜が始まってから、収入というのは増えておるんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 収入の部分につきましてのご質問でありまして、西会津町の3本柱の1つのミネラル野菜ということで、町長はじめ、トップセールもありますし、農協さん経由でいく部分、それから、民間のスーパーに出荷している部分、様々な出荷形態で出荷しておりますが、ミネラル野菜ということで、昨年度、平成27年度では、1億2,400万円というような販売実績があがってきております。これは、だいたい7年前、手元に資料ありますのは、平成21年の資料からになりますけれども、この時点では8,400万円だったわけがあります。これが1億2,400万円の売り上げまで伸びてきているということでありまして、当然、その部分は農家の収入になっているというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 農家の皆さんの収入は増えておるんだと、どのくらい増えておるのんだといっても、これはちょっとなかなか難しいと思いますけれども、この実際、野菜つくっている人たちは、やっぱり収入が増えなければやる意味がないわけですよ。ですから、やはり町

としてもミネラル野菜をつくりなさいと、店までできておるんだから、やっぱり収入が増えなければ意味がない。町としても、なるべく農家の皆さんが懐温かくなるように、努力していただきたいと、そう思います。

2番目の、これ平均年齢って何歳くらいでしょうか。つくっておられるミネラル野菜の農家の方々の平均年齢。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

平均年齢ということでございますが、ミネラル野菜の栽培は、普及会の皆さんと、それから施設園芸の生産組合という形でやっっている方と、いろんな方々いらっしゃいますけれども、ご承知のとおり、西会津の農林業の平均年齢は軽く60歳は超えておりますので、普及会を含むミネラル野菜の栽培者についても、そういった形で高齢者の方の平均年齢になるというふうに認識しております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 年齢は分かりませんか、平均で何歳くらいだということは。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 正確な数字で、何歳が平均年齢というような数字は把握しておりません。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、これ本当に年齢は把握していないんだとなれば、これミネラル野菜の安定供給というのはできるんでしょうか。それちょっとお伺いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

安定供給の部分は、先ほどお答え申し上げましたとおり、1つはミネラル野菜の普及会の皆さま方がおられます。この方々も一生懸命取り組んでいらっしゃいますが、それと合わせまして、施設園芸の生産組合ということで、パイプハウスをやっっている農家の方々もいらっしゃいます。これにつきましては、確かに先ほどの資料で申し上げますと、農家の数としては減っております。ただ、例えばパイプハウスの棟数でいえば、いま140棟まで伸びてきているわけなんです。毎年、基本7棟ずつ伸びてきているわけでありまして、この7棟増えた分の栽培は、全部ミネラル野菜ということで、農協だけでなく、道の駅だったり、スーパーだったりということで出荷しておりますので、安定供給には十分につながっているというふうに認識しております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 課長、俺が言いたいのは、これね、将来、後継者の問題なんですよ。後継者がどのくらいいて、本当に、俺はミネラル野菜で飯食うんだという人がどのくらいいると思いますか。

○議長 あの、通告の、その辺でうまくやってください。とんでもないほうに行ってしまうと戻れなくなるから。

農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 確かに議員ご指摘のとおり、ミネラル野菜に限らず、西会津の農林業、やっぱり従事者については、高齢化がかなり進んでおります。ただ、そういった中でも、

いまのミネラル野菜についても申し上げれば、ここ何年かの間に、新しく 20 代で新規就農された方もいらっしゃいますし、30 代で戻ってきて、キュウリづくりを始められた方もおります。そういった少しの人数はありますが、若い世代が新たにミネラル野菜づくりを始められていることも事実でありますので、町としましては、そういった方々を支援していくというふうな、積極的に支援していきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 つまり、やはり、ミネラル野菜の家という店も、看板が大きく出ております。ですから、やはり今後、ミネラル野菜は西会津町の看板と、そしてあそこに出て、店、ラーメン屋さんとか、お菓子屋さんとか、そば屋さん、そういう出店しておられる方も当然ミネラル野菜を使っておると思っております。

それで、やはり、これ農協さん、そして役場、この取り組み方なんですけれども、私たち青森に行ってきたんですね。あれ、農協が主体になってやっているんですよ。十和田おいらせ農協とか、あの辺の大きい農協さんが 5 つくらい集まって、それもミネラル野菜やっておられます。そして東京市場に出しております。だから、いろんな肥料とか、その資材とかの面においても、もっと農家の皆さんに負担のかけないように、高い安いは別としまして、安いほうがいいんですけども。だから、どっちが主体になってやるのか、西会津町は町が主体になってやるのか、それとも農協さんが主体になってやっていくのか、今後どのような方法を取られますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

ミネラル栽培野菜の推進につきましては、かねてから町のほうが主体的にやっております。その一方で、農協さんも今年合併しながら、会津が 1 つになったわけでありまして、これから具体的に、その 1 つになったスケールメリットを活かした、各種農産物の振興というのを図られていくと考えておりますが、基本的には町が推進してまいります、農協さんにも支援をいただきながら、今後とも継続して実施していくというふうに考えております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 私思いますにはね、やはり、これは農協さんが主体のほうが、もっといろんな営業面、それからいろんな面におきまして、やっぱり上回っているんじゃないかと。営農指導員とか、いろんな方いらっしゃいますよね。向こうはそうなんですよ、あの青森県は。だから、本当に、こんなことを言うと議長に怒られるかもしれないけれども、肥料なんか資材の面でも、もっと安く入るんです。その分、農家の皆さんは助かるわけですよ。

だから、農協さんもいろんな面ありますけれども、ただ私は、農協さんが主体となってやったほうが、私はいろんな面において、販売にしても、売るにしても、いろんな面において農協さんがやるほうが、私は農家の皆さんがもっと収入を上げることができるんじゃないかなと、私の考えですけどもね。それどう思いますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 繰り返しの答えになりますが、基本的に西会津町のミネラル栽培野菜

につきましては、町が基本となって進めてまいります。先ほど申し上げましたとおり、農協さんも、これからいろんな部分で4つのJAの特色を、合併した特色を活かしながら推進されていくと思いますので、その中で、町としては農協さんに積極的に、そのミネラル栽培野菜について支援、協力を求めていきたいとは考えております。

ただ、農協さんも部分的には、例えば旧JAあいづの部分で、磐梯ミネラルトマトというような形で、磐梯町、猪苗代で、トマトに限ってミネラル栽培をやられているところがございました。それで、西会津町のように、全面的にやっているところということで、いろんなそのほかにも、南郷トマトだったり、喜多方のアスパラだったりということで、いろんな農産物が一塊に集まっておりますので、そういった振興策の中で、西会津町にはこういうのがあるということ積極的にアピールして、協力を求めていきたいというふうには考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はミネラル農家の皆さんが、本当に収入がいくらでも増えるように、そして後継者が、やってみようという後継者ができてくるように、特に若い人たちに。だから私は、あまりパーセントのほうも、あまり高く取らないで、7パーセントくらい取られておりますか、品物を出すのに。それをもう少し安くして、農家の皆さんが収入増えるようにというような考えはございませんか。

○議長 それは道の駅の話でしょう。関連なくはないけれども、通告は、販売とミネラル野菜だから。

町長、伊藤勝君。

○町長 ミネラル栽培、これはミネラル野菜というのは、かつては議員も承知のとおり、やっぱり西会津町の健康のための野菜づくりの一つだということで、取り上げられてきたわけです。しかし、いま課長が言われたように、平成21年、私は、やっぱりこれは西会津町の産業の一つとしてブランド化を起こすべきだということから、やっぱりいろんなマーケットを見つけながらも、そこに農協さんとタイアップしながら、これまでずっと、これがどんどん伸びてきているわけであります。

したがって、西会津町のなかにおいて、まずこのミネラル野菜というのは、町のなかで、すべての方々に認識していただくということがまず第一だということであります。そのことについては、いまミネラル野菜の家という、特化した1つの名前でもって、いま、ようやくだんだんとう、ミネラル野菜というのが広くこれから出回ってきて、いまは西会津町とうとミネラル野菜ということ、その名前もだんだん皆さんに知っていただけるようになったわけであります。

そこでいま、出荷している方々に対しても、いくらでこれらを出して、いくら入るかというは協議をしてまいりました。それで町が、あるいは道の駅が一方的に決めたわけはありません。全体で決めながら、いままでよりも格安にしながら、それこそ手元に入るよう、いかに多くするかということのギリギリの線のなかで対応しているわけでありますので、そのところは、いまのところ、出荷者の皆さんから、もっと安くしてくれとか、もっとこうだというようなところは、いまのところは意見は出ておりませんので、そういう対応をいましているということであすから、認識をしていただければなというふうに思

います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 町長の前向きなご意見をいただきました。これからはやはり、ミネラル野菜は西会津の顔になりますから、本当にやる人が将来、希望を持って、そしてミネラル野菜をつくっていくんだと、そういう後継者ができるように、町として、営業の面においても、いろんな面においても、ご支援をいただきたいと、そう思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 遊休施設の活用について答弁がございました。これ、西会津町には遊休施設、いっぱいあります。例えば野沢の野沢保育所、これ、平成29年の4月には向こうに移ります。こども園ですか。新しい保育所ができます。保育所ではないですね、こども園。そうしますと、この空いた保育所、この活用について、町としてどのようなお考えがございすか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 野沢保育所の跡地利用ということですが、先ほどから答弁で申し上げましたように、野沢保育所については築40年経っているということで、老朽化が進んでいるというようなこととございます。そういった意味で、今後活用するとなると、修繕費用とか、多額の費用がかかるということですので、なかなか、そのままの建物では利活用は難しいのかなというふうに考えております。そういった面で、建物自体の利活用は、修繕等をしない限りは使えないというような状況ですので、建物としての利活用は難しいというふうに判断しております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいまの答弁では、利活用は難しいのではないかと、その建物としてのね。これ、町内の皆さんに、やはりパブリックコメントと申しますかね、いろんな意見をお聞きして、どうしたらいいんだということを聞く必要もあると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、来年度、いま、野沢のまちなか整備なども含めまして、当然、保育所もそういったなかに入ってくるのかなと思いますけれども、そういう、まちなか整備に向けた検討会を立ち上げながら、そういった、まちなかのどういう配置とか、どういう建物の跡地を利用したらいいとか、そういうのを検討していきたいなとうふうには思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、町内の皆さんのご意見も聞くんだと、いろんな場所を設けて、そうやっていくんだと、そういうことですよ。私は、やはりいま、まちなかいろいろやっていますよね、私はやっぱり、こう広い目で、1カ所だけではなくて、ポツンポツンとやるんじゃないかと、やはり大局的というんですか、いろんな周辺を考えた時点で全部関連あると思うんですよ。ですから役場の、新しくいま、小学校の遺跡やっていますよね。あそこ7メートル道路、あそこで終わってしまうわけです。だからあその道路も、将来、

こっちのほうにどういうふうを活かしていくんだとか。そして、本町のいろんな遺跡あります。お城の跡とか、そういうところも含めて、西会津も含めて、周遊コースではないんですけども、そういう考え方ございませんか。いろんな、ポツンポツンじゃなくて、全部、奥川から全部含めた、こういう周遊、見て歩くという。そういう考えありませんかね。

○議長 遊休農地（施設）から、観光ルートになってしまったから。遊休施設を利用した、そういうところのということで解釈していいですか。観光を関係なくして。答えてみようがないから。

町長、伊藤勝君。

○町長 まちなかの開発ということで、いま、駅通り公園整備行っておりますね。そして、まちなかの公園整備も行っておりますし、道路の関係についても、裏と表をどこかでつないでくれないかという、これ、地域懇談会でもありましたので、本町の1カ所については、もう来年度すぐ完成する方向で、いま準備をしているわけでありまして。そういったことで、各地域ごとに座談会、あるいは町政懇談会を進めたなかで、これはということについては、町としてできるものについては、即対応するというところで整備を進めてまいりました。

そこで、議員がおっしゃる意味のなかにおいて、いま、各それぞれの地域において、集会施設ということについても考えるべきではないかという意味のことだと思えますよ。確かに、まちなかの、いまの保育所、野沢保育所を集会施設としてどうかなということとは、全く検討しないということではないんです。ただ、これの築30年、40年経って、当時の土台からあの周辺の水回りから調べてみますと、これは完全に土台から直していかなければ、将来とも使えることについては非常に難しいという判断に、実は立ったわけです。

したがって、もし各地域のなかで、ここの地域に1つ大きな集会施設は必要だと、こういうような雰囲気になったり、そういう要望が大きくなってくれば、あの施設は新しく取り壊して、そして新しいものに換えて建てていったほうが、私はいいいというふうに思っています。駅前の通りもそうなったんです。いま、駅通り公園のあのなかで、集会施設という話もありました。これはパブリックコメントといいますか、地域の座談会のなかで、地域に投げかけたときに、管理の問題いろいろあって、集会施設までは私たちはいりませんと、こういうことになったんですよ。ですから、公園整備だけで、トイレを設置してもらえばいいですということに最終的な結論に至ったわけです。

町としては、集会施設があればなというようなことも含めながら、そういう話も持ち出したわけでありましてけれども、結果的に地域住民の方の総意をもって、いま進めているわけでありまして、これから野沢保育所の跡地の管理の問題についても、これはまず現状の建物については、これは将来、維持管理は難しいという判断に立っているわけなので、その跡地利用については、仮に撤去した場合どうするのかと、撤去した後に新しい集会所施設ということの、全体の管理は全体でみなければなりませんので、これはそういう意味からして、意見がまとまってくるということであれば、また新しい考えの中で対応していくということになるかと思えます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、野沢保育所の場合は取り壊すんだと、これが前提だと。その後どうなりますか、何か構想ありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 その後、そういう順次に従っていくわけですから、その後に、いま言った地域の周辺の皆さんと一緒に座談会を行ってくださいと、あの跡地について、町として投げかけますから、どうですかと。本来、町としてみれば、あのせっかくの道路について、そっくりすつとぶち抜いて、役場の方面に道路をつくっていったらどうかということも、これは私なりの考え方でありますけれども、あの道路をうまく活用していきたいなというふうには考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 サロンとか、集会所という話もあるんです。だが、いま、課長の答弁だと壊すんだと、町長の話ですけれども。ただ、野沢には1町内さんは、いま諏訪保育所ですか、あれをちょっと利用させていただいておるんですけれども、本町の1、2、3は。あと、お寺を使ったり。あと、4、5、6、とか7、8、9は、集会所らしい集会所はありません。公民館があるからいいんじゃないのかと。いや、そうでもないんですよ。公民館は9時まで、だいたい9時までと決まっておるんですけれども、ちょっとはめ外して、ちょっといろんなことをやるには、ちょっと10時ころまでなんてこともありますのでね。

ですから、やはり集会所、サロン、サロンといたって、やっぱり空き家を利用すればいいじゃないかと。これもそういうふうな簡単なことではありませんので、私は、できれば、できればですよ、壊さないで、あそこに耐震施工していただいて、そして集会所、サロンなどに、あと、脇でゲートボールなんかできる土地もあるわけです。そういう考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま申し上げましたように、そういう施設が、しっかりとした施設が必要だということであれば、その地域のなかで、やっぱり、そういう座談会も開きますので、あの跡地の利用、まず壊すという前提で考えています。古いものはやっぱり壊して、必要であったならば、サロンにも似合うような新しいものをしっかりつくると、こういう建前でいかなければ、何回も修繕を重ねていくということについては、これ、町で逆効果になりますから。そのためには、やっぱり周辺の協力をいただかなければなりませんよ。そういったことまでに、地域の人たちがしっかり対応できるかどうかなのかということも含めて、そういう場を設けていきたいなというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 遊休施設の中には、尾野本小学校の講堂も入りますよね。これもやっぱり取り壊しですか。私は、あそこは音楽のやられる方にとっては、素晴らしい場所だと、こんないいところはないんだと、ぜひ残してほしいと、そういう話もあります。どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これも何回も地域の人たちに、これからの新しい活用方法といったときに、やっぱりあれは、建築家の人に見ていただいたんです。それは、歴史的に価値のあるものかどうかということ、それから、もし使うということ、大衆的に使うという場合については、何をどうしなければならぬのかということ、このいろいろな角度から検討していただきました、専門家に。そうしたら、まず土台をしっかり直さなければなりません。それで、

これから公共的にここを音楽だ、うんぬんとなれば、これはもう大衆的な使う場所であり
ますから、それには安全管理も必要となります。当然これ、トイレも設置し、管理者を置
かなければならないということになるわけです。果たしてそれが、全体的な使い方に合致
するかどうか、このところがやっぱり分岐点だと私は思っております。

したがって、この地域の人たちが、じゃあこれは、私たちも一緒に管理しましょうよと、
あるいはここはこうだということで、もっとこの壊さない方法の1つとして、こうだとい
うこと具体的な内容をやっぱり示していくというようなことも、これ、地域の人たちも
含めながらですよ、なるほどということになれば、町として、ただ古いから壊すという意
味だけではありません。いま、町が管理上の問題、あるいはこれから利用する場合につ
いては、いまほど言った、いろんな課題を克服していかなければならないということです。
年に何回か、数回しかないのに、果たして管理人を置いたり、トイレを設置し、そして、
その維持管理の安全性、大衆が集まれば、スプリンクラーも付けなければならないとか、
いろいろな消防法に絡むようなことが、仮に設置しろということになってくると、やっぱ
りこれは、非常に難しい課題も背負ってくるんじゃないのかなというふうに思いますので、
そのところは十分に町としても考えていかなければなりません。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、遊休施設の活用については、大局的な見地からやっていただきたい。将
来に向かって、どういうふうにしていくんだと、取り壊すのは簡単です。でもね、やっぱ
り、もっといい活用の方法がないかと、町民の皆さんとのいろんなね、パブリックコメン
トですか、いろんな皆さんの意見を聞きながら、そして、いい方向に向かって、町のほう
も頑張してほしいと、我々も町民の、我々もみんな頑張ります。なるたけいい方向に向か
って利用できるように、ですから、町としても、もう少し、壊すのが前提ではなくて、も
う少し、これを残したらどうなるんだと、町の、町民の皆さんのために、喜んで使っても
らえるような施設にできるのかと、そういうことを考えていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。6番、猪俣常三です。今次の議会で、町政がどのよう
に取り組んでいるのか、町民の生活に関わる重要な課題や、すでに完成した事業など、さ
らに重要な事業が進められている内容など、柔軟かつ堅実に判断力を示されながら事業を
計画的に、また健全財政を見極めながら前へ、前へ進めているのかを、町政の取り組みや
姿勢について12月定例議会において一般質問をしてみたいと思います。

町長は、平成22年3月に、町総合計画を作成され、基本構想の平成22年から平成31
年度の10年間をもとに、基本計画の前期5年間、後期5年間について、具体的に目標を設
定され、実施計画の向こう3年分を定め、毎年見直ししながら基本計画に掲げたまちづくり
の取り組みについて、その実施年度事業内容、事業費の財源を明らかにして、毎年の予算
に反映しております。事業のなかでも、補正を組んだりして、常に町政の停滞を招かない
ように、事業に企てている財源の健全化を図りながら進めていることは、評価に値するこ
ろであります。

さて、町長は、基本計画の後期に、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念と

して掲げ、まちづくり基本条例の考え方にに基づき、住民のニーズに則した計画策定を鋭意町政の執行にあたっておられることからお伺いをいたします。

そこで、伊藤町長が就任してから7年4カ月となりましたが、次の事業について、町政への取り組み姿勢並びに所感をお伺いいたします。

1つ目は、磐越自動車道の全線4車線化及び国道49号の会津防災事業並びに3桁国道の整備にかかる要望活動についてであります。

2つ目は、旧野沢小学校の新役場庁舎移転計画をはじめ、旧野沢幼稚園跡地を利活用した仮の野沢駅前通り公園整備事業、認定こども園整備事業など、新規事業の取り組みについてであります。

3つ目は、町縦貫道路の整備状況と完了時期についてであります。

4つ目は、新橋屋橋の架け替え工事が県代行により進められており、交通の利便性向上のためにも早期完成を願うところではありますが、これまでの要望活動と完成予定についてであります。

5つ目は、屋敷地区の簡易水道事業についてであります。

6つ目は、道の駅よりっせの隣に整備したミネラル野菜の家の現況と、まちなかへの誘客効果についてであります。

7つ目は、西会津国際芸術村の現況及び活動内容評価についてであります。

8つ目は、活力ある地域づくり支援事業の実績と評価についてであります。

次に、福島第1原子力発電所事故による風評被害の払拭についてであります。2011年の3月の11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故により、放射線が飛散し、本町においては、農産物などに風評被害が生じております。今日に至るまでの風評被害払拭の取り組み状況と成果をお伺いいたします。あわせて今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは町政の取り組み姿勢について、お答えをいたしたいと思っております。

私は、町長に就任して以来、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念とし、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安心安全を政策目標に掲げ、町政執行にあたっては、町総合計画に基づき計画に的に取り組んできたところであります。また、最小の経費で最大の効果を発揮することを基本に、国・県の動向を的確に把握しながら、有利な補助事業や起債事業を活用し、健全財政を維持しつつ町政の伸展と町の活性化に努めてきたところであります。それでは、各項目によりご質問ありましたので、お答えを申し上げたいと思っております。

まず、高速道路や国道等の整備促進に係る要望活動についてであります。磐越自動車道の4車線化の早期延伸に向けては、これまで会津総合開発協議会の最重点要望事項として、毎年国や県、東日本高速道路株式会社へ要望してきたところであります。

現在、国交省や東日本高速道路においては、4車線化への必要性を認識していただいております。今後は具体的な予算化に向けて、さらなる要請活動を行ってまいります。

国道 49 号に関しては、平成 22 年 12 月の豪雪を教訓に、早くからトンネル化への改良を柳津町と連携して要望してまいりました。その結果、平成 26 年度に国直轄事業として、会津防災が実施されることが決定されました。今後は、トンネルの延伸を追加するとともに、国道 49 号「会津防災（会津防災事業）」整備促進期成同盟会を柳津町、西会津町、両町の議会議員、副議長を構成員に組織し、早期完成に向け強く要望してまいりたいと思います。

国道 400 号、459 号についても各整備促進期成同盟会をもって要望活動を行ってまいりました。道路管理者である喜多方建設事務所には、地域課題検討会等においても整備促進に向けた予算確保について積極的に要望しております。今後も国・県に対して、あらゆる機会を捉えながら、改良の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、新規に取り組んできた事業についてであります。まず、旧西会津小学校への新役場庁舎移転については、現在遺跡発掘調査 2 カ年で行っておりますが、来年度には役場庁舎内部の改修も完了する予定であり、町の防災対策拠点としての位置付けからも、早期移転に向けて鋭意作業を進めてまいります。

また、仮称であります。野沢駅通り公園整備事業につきましては、平成 22 年度に設置した、野沢まちなか再生プロジェクトのなかで出された意見をもとに実施してきた事業であり、平成 25 年度からは国土交通省所管の交付金事業を活用して実施しております。本年度中の完成に向けて整備を進めているところであります。

また、認定こども園整備事業につきましては、町の将来を担う子ども達が、健やかに成長できる子育て環境整備と、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努め、新たな保育施設として、平成 29 年 4 月の開園に向けて整備を進めているところであります。認定こども園の完成によって、町の将来を担う幼児から小中学生までの充実した教育環境が整うこととなります。

次に、町縦貫道路の整備についてであります。永年の悲願であった橋屋橋架け替えは、町の重点事業に位置付けて、これまで取り組んでまいりました。事業規模が大きいことから、県代行業業として採択され、事業も計画通り進行しているところであります。平成 29 年度には、橋げた工事、町道野沢柴崎線区間についても完成の予定で推移しております。

一方、県道上郷・下野尻線の樟山バイパスも工事が順調に進んでおりまして、県道奥川・新郷線の中町峠も順次整備が始まるよう引き続き要望してまいります。

次に、屋敷地区の水道施設については、平成 25 年度から事業を行ってまいりましたが、結果的に飲料水へ適した水源が得られず、特殊浄水施設を設置することといたしました。このため、従来の 80 パーセント補助では事業が困難と受け止め、屋敷水道組合の負担軽減を図るため、特別助成をもって実施することといたしました。本年度は設計を行い、平成 29 年度には工事を完成させる予定であります。

次に、ミネラル野菜の家の現況と、まちなかへの誘客効果についてであります。ミネラル野菜の家は、町の情報発信機能や交流人口の拡大、農林産物の 6 次産業化・ブランド化を推進する拠点として、去る 8 月 2 日にオープンしたところであります。オープン以来の来場者数につきましては、10 月 31 日までの約 3 カ月間で、19 万 2,380 人となっております。前年同期と比較し 6 万 4,259 人の増、率にして 150.1 パーセントの伸びとなっております。

また、野沢まちなかへの誘客効果につきましても、観光交流協会、商工会が実施いたしました、会津街道ウォーク、にぎわいまつりのほか、県の観光キャンペーンの特別企画、コードF-6により、まちなかへの一定の誘客があったものと考えております。

次に、西会津国際芸術村につきましては、平成16年9月の開村以来、公募展や各種イベント・ワークショップ、コンサートなどを開催をして、年々来場者が増加しております。平成27年度においては3,921名の来場者があったところであります。また、滞在アーティストは延べ225名に上り、アートによる交流人口は飛躍的に増加しております。このように取り組みは、県内外において高く評価されており、テレビや新聞など様々なメディアに取り上げられ、町のPRにつながっているところであります。

次に、活力ある地域づくり支援事業につきましては、地域活性化に向け、自主的に取り組む団体等を支援するため、平成23年度に事業を創設いたしました。これまで62団体の地域活性化の取り組みを支援してきたところであります。本事業によって各団体は、地域の特産や名所などの地域資源を活用したイベントをそれぞれ実施し、中には、約50年間途絶えていた祭礼など復活させたところもありました。

また、補助継続期間の3年を経過後も継続して事業を行い、その地域の恒例イベントとして定着していることから、自らの手で地域おこしに取り組むことの重要性を認識しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 6番、猪俣常三議員の福島第1原子力発電所事故による風評被害の払拭についてのご質問にお答えいたします。

福島第1原子力発電所事故による農林産物や加工品等への風評の払拭に向け、町といたしましては、これまで、国の消費者行政活性化交付金や、県のふくしまの恵みPR支援事業を活用し対策を行ってまいりました。具体的には、友好交流都市である横浜市鶴見区に棚倉町と共同でアンテナショップを開設し、消費者と生産者との交流会の開催、情報誌の発行、現地ツアーを実施したほか、世田谷区や横浜市鶴見区、埼玉県三郷市などのイベントに出店し安全・安心を積極的にPRし、風評払拭に向けた取り組みを進めてきたところであります。

また、町内産の農林産物につきましては、生産者のご協力をいただき、園芸品目や山菜などのモニタリング検査と米の全量全袋検査の実施により、安全安心を確認し、その上で風評の払拭対策を積極的に行ってまいりました。具体的には、平成25年から町長を先頭に、JA組合長とともに青果市場等流通業者を訪問し、トップセールスを実施してきました。平成26年からは、毎年7月に本町とJAにより、神奈川県小田原市のスーパーマーケットや、喜多方市、北塩原村及びJAとともに、千葉県市川市の大型ショッピングモール店頭において、生産者とともに販売促進活動を続けてきたところであります。

両市とも、多くの消費者からご好評をいただき、なかには、毎年この機会に購入されるという市民の方もおり、また、スーパーでの販売額も伸びていることから、継続した取り組みの効果と重要性を感じているところであります。

米の販売促進についても、平成25年からJAと協力して、米卸業者等へのトップセール

スのほか、生産者組織においても風評払拭のため独自にPR活動を行ってきております。今年度は、これまでの取り組みの成果として、特に根強い風評が残る関西方面において、新規の取引が開始されたほか、大手米卸業者のカタログ販売への掲載が始まるなど、西会津産米の評価は高く、風評払拭の成果が表れてきているところであります。

しかしながら、消費者庁が去る10月5日発表した、風評被害に関する消費者意識の実態調査、第8回では、福島県産食品の購入をためらうと回答した消費者は、前回調査、第7回でございますが、平成28年3月に実施しております。と比較し、0.9ポイント増の16.6パーセントとなっております。事故から5年9カ月という年月が経過しようとしておりますが、未だに根強い風評が残っている現状にあります。

今後も引き続き、積極的な風評払拭活動を行い、農林産物、加工品等の安全・安心をPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変貴重な時間をいただきまして、再度質問のほうへと進めさせていただきたいと思っております。町長におかれましては、非常に幅広い事業の内容を説明をいただきました。あわせて御礼を申し上げるところであります。

さて、再質問に入りますが、磐越自動車道の整備に、国交省や東日本高速道路株式会社の受け止め方に理解をいただいていることは、大変ありがたいことだと、こんなふうに思っております。特に会津地方は、冬の気象状況も変わりやすく、霧や豪雪による通行止めなどが起きます。2車線の対面交通が大きな事故になる危険性もあることから、予算化の要請活動を粘り強く、国や東日本高速道路の株式会社本社へ働きかけていただきたいと、こんなふうに思いますが、再度お尋ねをしておきたいと思っております。お気持ちを聞かせてください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この磐越自動車道の4車線化というのは、これまでと、この国交省、あるいは東北地方整備局、さらには東日本高速道路株式会社も、以前とは大幅に4車線化への認識が違ってきておりました。それは、かつては、どのくらいの交通量があるんだとか、あるいはこれを4車線化した場合の、いわゆる費用対効果はどうなのかというようなことから、いわゆるこの交通量の算定でもって、常に必要性を問われてきたわけでありまして。しかし、あの大地震、いわゆる震災以降、これが物資を調達する、いわゆるこの新潟から福島に入り、そして、この太平洋に抜ける、これがものすごい効果を発揮したということで、ただ交通量の問題だけではなくて、経済的にも、それにも安心安全とする問題からも、大変重要な路線であることの認識が整ってきたのではないかなというふうに思っています。

したがって、いま具体的に、来年からはどこの区間をどうするというようなところまではいきませんが、しかし、そのなかでいわれているのは、いま付加車線をつくっていると、あるいはバイパスのトンネルをいま設置しているとかという話までに、だんだんと変わってきているということでありまして、もう一つ、やっぱりこれ力強く押して、具体的な予算化に向けて取り組む必要があるのではないかなということで、いま関係する会総協（会津総合開発協議会）はじめ、それぞれの団体を通して、強く要望しているところであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も期待しておりますので、ぜひともお力を拝聴していきたいと、こんなふうに思います。

2つ目に、西会津睦合地区から柳津藤峠に向かう勾配と藤トンネルを下る勾配が、だいたい5パーセント程度になっているとは思いますが。冬期間のこの通行が困難になることから、これらの課題を解消するためには、柳津町とともに要請活動を強めていただきたいと思います。この会津防災事業では、要望事項、トンネルの延長を実現していただくことが町民の声でもありますので、町長の手腕力に期待を寄せているところであります。どのように要望活動をお願いしていくのかを、その熱意などをお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この会津防災というのは、早くからこの区間のトンネル化を、いわゆる要望してきたことがございまして、これには、もっと加速化していくためには、柳津町と西会津町、両町の町長のみならず、やっぱり、議会議長、副議長を交えた、1つの促進期成同盟会を結成いたしまして、いまそれを中心となって、会津地区出身の代議員含めながら、先頭にして、国交省にあたっているところであります。

したがって、もうすでに、この会津防災という必要性については、十分国交省も認識しておりますので、あとは、いま交渉して、いろいろ土地の関係でございまして、縄沢自治区の皆さんとの話し合いも進み、さらにはそれが完了ということになりますと、これが大幅に事業が進行する。あるいはそのための予算要望活動についても、来年度もしっかりと対応してまいりたいというふうに思いますし、当然このトンネルの、いまのところ最初の計画でありますと、藤トンネルの手前でトンネル化が終わってしまっていると、これは非常にこの残念なことだというような話が、やっぱり出てまいりましたので、そこも含めながら、あの現在のトンネル化と別に、新しいトンネルの構想を取り入れながら、要望しているところであります。そのところについても、十分理解はするということがありますが、まずは計画の第一線の、このところだけはやらせていただきたいというふうなことがありましたので、引き続き新しいトンネル化、あるいは延伸の部分についても、これまでどおり要望して、この要望書のなかには加えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳細な説明、ありがとうございます。本当に、この要望事項を強固にお願いしたいと、こんなふうに思います。

それでは3点目に入りますが、国道400号において、改修、改良工事の予算確保ができた箇所というのは、あるかどうか。また、改良、改修工事が組み込まれる箇所というのが、どのような箇所があるのかどうか、黒沢の杉峠はどのようになっているのかどうか、

○議長 1つずつやってください。いっぺんにやるとまたあれになるから。

○猪俣常三 あわせて

○議長 あわせてでなく、一問一答だから、項目1つではなくて、1つずつやってください。

○猪俣常三 では、改良、改修工事が組み込まれている箇所というところまで、あるかな

いか、お尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この国道 400 号は、これは、町もそうでありますけれども、地域の人たちの区長会でもって、期成同盟会をつくりながら、期成同盟会ではなく、期成協議会ですね。つくって、毎年、年 2 回は、喜多方建設事務所の所長以下、関係者に来ていただいて、事業報告を求めているところでもありますので、毎年毎年、やっぱりその区間というものについて、進捗はどうか、今年はどの区間を工事するのかということ、地元にあたって説明をしているところでもあります。

いま、この区間のなかで、一番最大の工事といわれておりますけれども、黒沢までの間のなかで、新田の地域がございますが、あのカーブを、いまいよいよこれを実施したいということに始まっておりまして、まずは、その区間を重点的に取り組んでいきたいというふうに思います。

将来的には、杉峠というのは。

○議長 町長、一問一答だから全部やらないでください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以前、国道 400 号の杉峠の件につきましても、消え隠れした点もございましたので、最近になって、どのような要請活動になっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 かつては、事業の仕訳のなかで、費用対効果を含めて、これはなくなってしまった経過があります。しかしこれは、いろいろ会津方面においても、かつては廃止をされたところが復活しているような事業もあるわけです。ですから、今後これが可能かどうかも含めて、要望にあげていきたいなど。新しく、やっぱりこれも、杉峠のトンネル化、これも町として要望していくべきではないのかなというふうに思っているところでもあります。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いろいろ厳しい問題もあろうかと思いますが、ぜひともそこら辺のところも要望活動のなかに組み込んでいただいて、お願いをしたいと思います。

あわせて国道 459 号の小綱木、越戸というところがあるんですけども、ここはバイクの乗っている人には、とても素晴らしい場所だと、スカイラインだということなんですけれども、私どもからしてみれば、いい道路になっていただければという願いがあるんですが、ここら辺のところの動きなど、お尋ねしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 要望事項のなかには、この国道 459 号のなかに、いわゆるすべての関係で予算化をしていくというのは、非常に難しいと、こういわれております。ですから、いまご指摘のあった部分というのは、確かに我々も見て、非常に急カーブで危険な箇所だと、もっと改良の余地は十分にあるということの認識はもっているところでもあります。

しかし、いま、そこまで飛躍して予算が付くかということ、決してそうではなくて、まず、国道 459 号の一番の難所で、それも難所の 1 つでありますけれども、順序を追って言うならば、徳沢周辺から、そして奥川、順序よく、やっぱりこれ、計画に載せていくように、

進むようにしていかなければならないのかなというふうに思いますので、引き続き、やっぱり、そういう要望をしてみたいというふうに思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もそのようにも考える一人ではありますが、一つ一つ順序というものがあるとは思いますが、ぜひとも、その要望箇所、強くお願いをしてみたいと思います。

次に、旧野沢小学校の新役場庁舎移転に関わるところでありますが、校庭の部分がある程度開発しなければならないということで、本調査に入っているわけでありまして。平成29年度に入ったところで、いつころから庁舎内部の改築が始まるのか、町民の新しい防災拠点となる点から、使用する時期なども含めて、見直しをお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 役場新庁舎整備工事についてのご質問にお答えをいたします。

本議会におきまして、一般会計補正予算に改修費用等を計上させていただきました。ご議決後、年度内に入札をいたしまして、できれば3月の定例会において請負契約の締結を議案として出したいと考えてございます。そのことから、整備工事につきましては、今年度着手しまして、来年度、平成29年度末までには改修工事はすべて終わりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

次に、新橋屋橋の県代行事業による本格的に作業が進められております。町長は、実際にこの橋の組み立て作業をしているその工事を確認されたかどうか。それから、予想工程はどのようになっているのか、この区間、並々ならぬ県との交渉を重ねてこられたと思っております。こういったところをちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町長の提案理由の説明でも申し上げましたけれども、今般、東京の出張の際に、実際にこの橋げたを製作をしております四国の川田工業に、この製作の状況について、最近にない、非常に大型の工事であるということですとありますので、一度、その工場の製作内容について視察をしてみようかという話がありましたので、実際に工場に行き、その橋げたの製作しているところを、現地を調査してまいりました。

ほぼ7割方、いまで言いますと、だいたい、ほぼ完了していると思っておりますけれども、その、1つのパーツごとに製作をして、現地組み立てをするわけでありまして。本来ならば、現地組み立てを見たほうがいいのかというふうに思ったところでありますけれども、日程の関係上、こういう状況になるという話の説明をしていただいて、非常にとてつもない、立派な大きな橋でございまして、それが完成をいたしますと、この2月か3月ころから、四国から東京湾に船で持ってくる。そして、東京から陸送して運んでくるという、こういう形になるということですとあります。陸送する場合については、陸送する、ほぼ大きさが決まっておりますので、それを分解しながらトレーラーに積んで、それぞれのパーツごとに運んで、そして橋屋橋、橋屋の集落から押し出しをかけながら、組み立てて架けると。それで、これは平成29年度に完成をするというような状況でございまして。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の説明を聞いていると、その橋が、いかにもきれいな橋で、もう架かったような状態にもなり得る気持ちで、私は聞いておりました。できるだけ立派な橋を架けていただきますことを、まず力強く後押しを願いたいと思います。

そしてまた、この橋に架けられることと同時に、樟山バイパスというのがございまして、ここから一部、樟山入り口の工事などがございしますが、これは一部、ちょっと足踏みしているというふうな状態が見受けられているところがありますけれども、工事上、何ら問題はないのかどうかだけ、ちょっとお尋ねをし、それから。

○議長 1つずつ。

○猪俣常三 その点について。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 県道上郷下野尻線の、いわゆる樟山のバイパス工事ということでご質問いただきました。先ほど町長からも、順調に工事のほうは進捗しているということでございまして、あそこの工事につきましては、橋梁も架かり、いよいよ、このお互いの道路の接合部分が、これから工事というふうに入っております。

そういったなかで、少しの課題はあるようでございますが、県のほうといたしましても、できるだけ早く完成をさせたいということで、現在、工事を進めているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何ら問題ないということで受け止めてよろしいですね。そのように受け止めておきます。

それでは、中町峠の件につきましては、同僚議員がおただしされた点がございましたが、一旦、私は角度を変えまして、おただしをさせていただきたいと思います。いま現在、ボーリング調査の状況をみている限りでは、かなりの水が出ているように感じます。そういったところを考えますと、今後の要望活動に活かしていただきたいということの熱意で取り組んでいただけないかどうかを伺っておきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町縦貫道路の改良工事という内容ではなく、今あります、中町峠の段差の関係のご質問かなというふうに思います。これにつきましても、昨日、ご答弁で申し上げましたとおり、ここについては、喜多方建設事務所のほう、いわゆる県のほうの管理の道路でありまして、県のほうでその都度、段差ができたり何かした際には、舗装をしたり、また削ったりということで、適時対応させていただいております。

ただ、そういったなかで、抜本的な対策をしていただきたいということで、町のほうから要望いたしまして、このほど、県のほうとしても抜本的対策であります工事に向かうよう、現在、準備を進めているというなかで、先ほどいいました、その調査をしたり、何かをしているというのが現地で行われているものでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳しい説明いただきまして、内容、理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、水道ができるという屋敷地区の簡易水道事業のほうへ、ちょっと質問させて

いただきたいと思います。我々もそうですが、水道ができて、きれいな水が飲めるということについては、大変うれしい限りであります。たぶんこの地区も、この水道ができたということになりますと、うれしいことだろうと、こんなふうにも思います。

そういったなかで、最近では、この簡易水道ができたことによって、非常に喜んでいなどという声を聞いたのが、青坂地区と甲石地区の皆さんだったと思います。それから、ごく最近では、高目地区の簡易水道ができて、ともかくよかったなという話でございました。それには従来どおりのいろんな簡易の水道の施設のこともあったんでしょうが、ここの屋敷地区については、非常に高度な機械、施設というものが備えられての飲料水が調達できるというお話でございますので、そういったところの完成に臨むべきところのいま現在、来年度できあがるということですから、この機械、たぶん膜ろ過施設というのかな、こういったところを入れての完成、水道だというふうに向っておるような気がいたしましたので、そこら辺もあわせましてお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 屋敷地区の簡易水道に関するご質問ということでございまして、先ほど町長の答弁にございましたように、ここについては、かなり水に関しまして、量はございますが、質の点で厳しいということから、町といたしましては、特別助成ということで、この地区については、本年度、設計をいたしまして、来年度に工事を完成していただくように、町としては支援をしているところでございます。

その施設でございまして、通常の簡易水道ですと、滅菌程度ということで、その程度でできるのが通常でございまして、ここについては、鉄やマンガンなど、そういった鉱物等もかなり多い箇所でございます。先ほど議員がおっしゃいました膜ろ過ということで、特殊な膜を使いまして、それらを除去するような装置を付けます。

したがって、そういう浄水の設備につきましては、町から特別の支援ということで、今回考えているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 普通ですと、普通の設備でできるところを、これはなかなか飲料水にはならないけれども、水は出るんだけど、よい水ではないというお話だったような気がいたしました。この機械を入れることによって、長年の飲料水が飲めるといったときの、この待つ気持ちの立場からしてみれば、できるだけ早くつくってもらいたいという気持ちなんだろうと、こんなふうに思いますので、ぜひともこの完成に向けて、ひとつ進めていただくようお願いをしたいと思います。

それから、ミネラル野菜の家の3カ月間についてであります。先ほどのご説明をいただいたときに、19万2,380人となったという、来場者の数がお示しいただいたわけでありまして。この約20万人に近い来場者、私もずっと見ておりました。なるほど、入り方が半端じゃないというふうにも思いました。いま現在、あそこに国交省のトイレが、まだつくられていて、ここが駐車場にもなるとすれば、すごく使いやすいのかなと、こんなふうに思っています。

そのなかで、私が、まちなかへの誘客効果というのは、これからどんなふうになるんだろうかというふうに見ていたわけでありまして、ここには、まちなかにはふるさと自慢館

というのがございます。また観光交流協会や、あるいは商工会、または保存会の皆さんか、によって、西会津町の出身である石川映作碑のものが立派につくられているといいましょ
うか、移されているといいましょか、そういったところがございます。さらには、この
原町ポケットパーク整備事業というのが進められようとしておりますので、これからの活
路が開かれていく希望が持てるような感じがしておるんですが、町長、これは1つの念願
でございますけれども、これにぜひとも完成をさせていただきお気持ちを聞かせいただ
きたいと、こんなふうに思います。

○議長 町長でいいんですか。

○猪俣常三 課長でご答弁いただけるのであれば、それから町長、いただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま、道の駅に新しくミネラル野菜の家ができて、毎日、非常に多くの来場
者にいただいております、非常にありがたいことだなというふうに思います。したがっ
て、地域経済の活性化ということについては、非常に大きな効果を表していると思います。

さてこれから、この誘客、道の駅に来ていただいたお客さまが、まちなかにどう誘導す
るかということが大きなこれからの課題の1つだと思います。それには、ただ呼び込みだ
けで来るわけではないわけですよ。それで、目的があったり、その来た人がどうしても行
きたくなるような、まちなか整備というものをしっかり考えていかなければならない。そ
れには、やっぱり、まちなかの商店街の、やっぱりこのオープンなスペースというものの
整備をしていかなければならないと思っています。

それには、いま、来年度、私、考えるには、地域おこし協力隊のなかで、いま、いろん
な椅子をつくったり、そういう建具の関係で1名ございますから、来年は各それぞれのお
店屋さん、腰の掛けられるようなテーブルと椅子を設置してくださいということで、い
ま、お話をしているところであります。したがって、各それぞれのところに椅子さえあれ
ば、少しは座っていただける、これでもインパクトのあるようなものになるのではないか
と。

それから、やっぱり、まちなかのふるさと自慢館を中心として、それぞれの店のなかで、
自分たちのよさというものを積極的にPRできるオープン的な内容で、それぞれの商店街
の皆さんが工夫していただく、このことによって、いままでとまったく違ったまちなかの
賑わいというのが取り戻してることができるのではないかなというふうに思います。非
常に、やっぱり、いまでいうとシャッター通りにならないような工夫を、まちなか全体で
整備をしていくということで、これから進めていきたいなど。とりえず、できるものか
ら、やっぱり、やっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に熱い思いを伝えていただきまして、ありがとうございます。とにかく、
まちなかへの誘客、これが一番課題でありますので、ぜひとも、そのお姿で邁進してい
たきたいと、こんなふうに思います。

次に、国際芸術村、西会津町の西会津国際芸術村についてでございますが、先ほどは4
千人くらいの来場者、3,921人の来場者があったというお話、説明をいただきました。本
当に、芸術村そのものに、いろいろとお客さんが入ってきている姿は、私も帰り際、ちょ

っと見ていっていきますと、電気もついている、本当に、駐車場には車が何台か停まっている。ああ、この時間帯に来られているんだとか、ちょっとこう感じながら通ってはいるわけでありませう。さらに、この西会津国際芸術村というのは、一番いろんな地域おこしの拠点にもなっているんだらうと、こんなふうに思ひますので、そういった観点から、ちょっとお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

多くの方の来客が見込まれているということでござひますので、地域おこしの協力隊との連携は、さらにどのようになっているのかをちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 国際芸術村と地域おこし協力隊の関係ということでお答えしたいと思ひます。

現在、芸術村には、芸術アート分野で1名の、いわゆる木工職人の方が1名と、あと定住・移住交流促進センターの関係で、移住定住を担当する協力隊を1名配置しているというようなところござひます。また、芸術村のなかには、じぶんカフェというスペースもござひまして、地域おこし協力隊が集まってミーティングできるようなスペースもあるということから、一応あそこ、地域おこし協力隊の交流の拠点になっているというような部分で認識しているところござひます。

今後、芸術・アートも含めまして、地域おこし協力隊の活動の拠点となるよう、あと、また、地域交流人口の拡大となるような形で、芸術村を活用していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私町内からちょっと出ていって見たときに、西会津国際芸術村というところはすごいところですよと言われたのが、湯川の道の駅で聞いたんです。そのときに、何でこちら辺まで話がきているのかなと、どういふところと言つて、ここもいいところじゃないですかと、それよりも、そっちのほうにも素晴らしいものがあるとかという話をちょっといただきました。その発信力というのがすごいという話をいただいたものですから、ここでちょっと紹介させていただいて、さらに力を付けていっていただきたいなと。また、このふるさとのために、懸命な努力をお願いしたいと、こんなふうに思ひます。

最後、新規事業のなかでも、活力ある地域づくりの支援事業についてお尋ねをしていきたいと思ひます。再質問ですが、町が起こした事業でありますし、大きな成果をあげられているというふうに感じております。3年を経過した後も、この事業の継続を望むことから、安心のできる継続事業として育成を期待するものであります。どのように、また考えていただきますかということをお尋ねしたいと思ひます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 活力ある地域づくり支援事業の3年補助対象経過後の部分の支援でござひますが、これまでだいたい4つほどの事業、いわゆる地域団体がやった活動が、継続して、いま継続されているところござひます。その団体におかれましては、そのイベントをやる際に、チラシ等を持ってくるんですが、それを町のホームページに、イベント情報として掲載したり、あとは職員が行つて、困ったことはないかというような部分も含めまして、いろいろと活動を支援しているということでござひます。

いかんせん、先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり地域の方々が自らの力で地域を変えていくというような活動に対しては、町といたしましても支援はしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間も、私に与えられたタイムリミットというのを近づいておりますので、最後の風評被害の払拭についてお尋ねをしたいと、こんなふうに思います。これをお尋ねするという理由を申し上げますと、町長は、日夜、東西奔走されているにも関わらず、西会津町のなかにずっといるとか、あるいは何もしていないんじゃないとか、そういうようなお話も聞いておりましたものですから、現在、この風評被害を払拭するためには、並々ならぬ努力が裏ではあるというふうに考えております。ご苦労があるというふうに考えております。そのために、大まかに申し上げますと、約2割から3割、福島県の農産物が、この友好関係を結んでいるところは別でしょうけれども、そういう部分がなかなか評価してもらえないというようなことが、私は目を通したところがありましたものですから、お聞きするわけです。

これらを、まだまだ払拭されたという部分には至っていないので、今後の、まだまだ払拭の取り組み方というのは大変ではあるのかなと、こんなふうに思いますので、この現実をどのように受け止めておられるのかをお尋ねをしたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 原発事故、大震災から5年9カ月経っているわけでありまして。毎日、新聞のなかに、いじめという問題が今でも続いているということで、最近の横浜におかれた問題とか、あるいは新潟で行われているいじめの問題と、聞くに非常に心が痛む思いであります。そういうところまで実は、この原発被害というのがあるんだなということでありまして。それが農産物に至っては、まだまだずっとこの風評被害が続いておまして、これが完全に払拭していないと、最近では払拭するどころか、何パーセントか伸びているなんていう話までも聞かれるということでありまして、これはもう県をあげて、いま取り組んでいるところでありまして。

そこで西会津町は、一体この風評被害に何ができるのかということ考えたときに、私は直接経済に結び付く農林産物が、やはり売上高の、あるいは取引のなかで、相当落ち込んできた、あのときから、いま僅かではありますけれども、どんどんとそれが回復傾向にあるというのは、まさにこれは、いろんなところに出向いて行って、そしてこの安全性をPRしている、その結果ではないのかなというふうに実は思っております。

それは、やっぱり一人の力とかいう問題ではなくて、県全体のレベルでやっぱりそれはもっていかなければならないと。知事いまはじめ、外国にまで出向いて行って、インバウンドを含めて、いろんな活動をしておりますけれども、やはり、国内的にできるところについては、我々も積極的に出向いて行って、特に関西方面、関西以降がもっと強いわけがあります。九州になってくると、非常にこの風評被害というのは、まだまだ関西よりも厳しいと、こういわれておりますから、そういったところも含めながら、やっぱり、しっかり対応していくことが必要だということで、これからもやっぱり、風評被害に対する西会津町、できるものは西会津町の安全性をPRすることによって、福島全体の風評被害払拭

につながるという、そんな熱意をもって取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 最後になります。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もそのように思っている一人でございます。とにかく、町長には大変ご苦労をかけるかもしれません。東西奔走させていただいて、そしてまた、西会津町民の幸せのために、一仕事、二仕事、お願いを申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時49分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。

来年は町長選挙の年であります。町長の任期は8月4日までであります。そこで私は、今次定例会において、伊藤町長の次期選挙の町長選挙の出馬意向について、これから質問を行います。

伊藤町長は、平成25年7月に2期目当選以来、4年目を迎えております。任期中は一貫して財政の健全化に取り組まれ、安定的な財政運営を図りながら、町総合計画に基づき、計画的に各種事業を実施し、町勢進展に大きな実績と成果をあげてまいりました。来年は町長の改選期であります。厳しい社会情勢が続くなか、人口減少など地域における課題が山積しております。このような難局を乗り切るには、継続は力なりとは申しますが、町政の継続性と伊藤町長の先見性、卓越した政策手腕、そして強力なリーダーシップが不可欠であり、引き続き町政を担当していただかななくてはなりません。また、町内においては、町政に対して苦言を呈する人も確かにおります。そういう方々の意見も聞きながら、公正公平な町政運営に努めることも大事なことであります。

そして、町民と議会とともに、自立、協働のまちづくりを推進し、町民の期待と負託に応えるために、3期目となる次期町長選挙の出馬を決意すべきと考えるが、町長のご意向をお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、伊藤一男議員の、次期町長選挙の出馬意向についてのご質問にお答えいたします。

伊藤議員から、町政の姿勢について高く評価をいただき、また、継続は力なりという前向きな質問は、力強い出馬要請と受け止めさせていただきました。

早いもので、来年度は2期目最後の年となり、改選期を迎えます。通算2期を振り返ってみますと、実に多難な日々の連続であったと思いますが、私にとって一番去来するものは、災害でありました。平成22年12月26日の豪雪では、国道49号・藤峠付近で約300台の車が立ち往生し、自衛隊の出動を要請したことや、平成23年3月には、東日本大震災と東京電力株式会社福島第1原子力発電所事故が勃発し、小雪の舞うなか、さゆり公園体育館での避難者の受け入れや、町民ボランティア活動、同年7月の新潟・福島豪雨災害では、阿賀川沿いの住民避難など、かつてない多難なときでありました。しかし、そうした

災害のなかにあっても、その都度、国や県及び町民の皆さんのご支援とご協力を得ながら乗り越え、復旧を成し遂げてまいりました。

しかしながら、いまなお、原発事故による復興は道半ばであり、福島県産農産物等への風評被害は完全に払拭されず、多大な影響を受けております。こうした事態を一日も早く脱却するためにも、町特産の米や野菜、きのこの販売拡大のためのトップセールスなど、継続して取り組んでいるところであります。また、豪雪による交通災害を解決するために、国道 49 号の会津防災事業が本格化するなど、着実に対策が進んでいるところであります。

さて、私は 2 期の町政を担当し、その基本理念は町政の均衡ある発展、町民の声を聞く町政の実現を掲げてまいりました。また、町政の基本政策は、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安心安全を目標に各施策に取り組んできたところであります。

地域経済の活性化では、継続的なミネラル野菜、きのこ栽培など、生産者の育成と規模の拡大に努め、さらに本年 8 月には、道の駅にミネラル野菜の家をオープンし、4 店舗の若手経営者が育つなど、町のブランド化が図られているところであります。現在、道の駅は国土交通省により、情報ステーションとトイレ施設の移転、さらには、駐車区画の見直しを進めているところであり、今後、年間 100 万人の来客に努めてまいりたいと考えております。

教育の振興と人材育成では、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からを掲げ、小学校の統合により、小中一貫教育の体制が整い、現在、審議会において鋭意検討が進められております。また、子育てと幼児教育を兼ね備えた認定こども園、西会津町こゆりこども園も、来年 4 月の開園に向け建設が順調に進んでおります。このことによりまして、今後の西会津町は、保育所から小・中学校までの全ての環境が整い、新しい総合教育グラウンドが完成することになります。国際的に活躍する人材の輩出と町の将来を担う人材育成を期待しているところであります。

先般開催された、県市町村対抗駅伝大会におきましては、中・高生主体のチームでありながらも、昨年より順位を 11 位上げ、敢闘賞を受賞するなどの素晴らしい成果を発揮いたしました。ここに至るまでには、最下位の屈辱を果たすため、6 年前からのキッズランニングクラブなどの努力があります。教育とは、正にしっかりとした基礎を築き上げながら、一步一步着実に進めて行くことであると考えております。最近の西会津高校生の活躍も素晴らしいものがあります。東北復興ビジネスコンテストにおきまして、車麩を活用したスイーツの開発が、239 の出展数の中から、見事 15 の優良団体に選ばれ、丸紅賞を受賞いたしました。

健康づくりと安心安全では、健康がいちばんを掲げ、子どもから高齢者まで、食・運動・健診の相互連携による健康づくりの取り組みを推進し、毎年健康まつりを通して実践しているところであります。特に健康寿命を高める取り組みとして、地域サロン活動が活発に行われており、その数も約 40 サロンにのぼります。

また、安心安全では、災害に強いまちづくりのために、消防施設整備拡充とハザードマップの再点検をはじめ、地域防災訓練を通して、常に防火意識の高揚に努めているところであります。また、豪雪に対応するために、西会津町雪対策基本計画を策定いたしました。

除排雪・消雪や雪の資源化、雪を活用したイベントなど、自助・共助・公助による新たな体制での取り組みに向けて取り組んでいるところであります。

少しの不便さはあっても、全ての町民がここに住んで良かったと思えるまちづくりに邁進しなければならないと考えているところであります。

以上、最近の取り組み状況を述べましたが、まちづくりは新たな段階へと移ってまいりました。それは、深刻な人口減少問題であります。国の地方創生法による、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略では、地域に雇用を創出し、経済の活性化、子育てなどを主とした人口減少対策を打ち出してまいりました。

町では、これまでの総合計画と同時に、地方創生を取り入れた新たな事業が本格的に始まります。森林を活用した大規模きのこ生産、越後街道サミットなど県境を越えた連携による交流人口の拡大、空き家を活用した移住定住など、町の特性を活かした事業の展開が始まっています。これをさらに拡大するためには、道路網の整備、橋屋橋の完成、樟山バイパスの開通、上下水道の整備、まちなかの公園整備と消雪、商店街景観づくりなど、公共事業にも本格的に取り組んでいかなければなりません。また、役場庁舎移転は計画どおり進捗しており、まちづくりは大きく前進しているものと考えております。この背景には、財源がしっかりと確保され、中・長期財政計画が確立していなければならないことは言うまでもありません。私は就任以来、特に予算編成にあたっては、国、県の支援と関係団体との協議を十分に進め、財源確保を図ってきたところであります。

私はこれらのことが、私に託された課題であり、責任を持って成し遂げてまいらなければならないと考えております。いま、西会津町は、大きく流れが変わり、新しい時代へ移り変わっているところであります。伊藤議員がいみじくも申されたとおりに、流れを変えてはならないし、ましてや逆戻りは許されないのであります。このことに、多くの町民の皆さまにご理解をいただきながら、誠心誠意尽くしていくことが私に与えられた使命であると考えているところであります。

したがいまして、次期町長選には、十分出馬の意思を固めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま伊藤町長から、次期町長選挙の出馬への意向、そして、これまでの事業、そしてこれからの事業について、いろいろと取り組みについてご説明をいただきました。それでは、これから、私は西会津町にとってこれから一番大事であろう、そういう問題について、これから質問をいたします。

現在西会津町は、少子高齢化により、人口減少、過疎化が進行しております。そのようななかで、人口減少にいかん歯止めをかけていくのか、その取り組みについて、これから町長の考え方、支援についてお伺いをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この人口減少というものは、私は町政のなかで最大の課題であると思っております。これまでいろんな政策に取り組んでまいりました。しかしながら、抜本的な解決には至っていないというのが現状であります。その要因としては様々ありますので、あえて申し上げることはいたしませんけれども、しかし、問題はこれからどうするかという視点

に立たなければならないということでもあります。いみじくも地方創生法によって、全国の自治体に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をすると、こういうことの義務付けられましたなかにおいては、まずなんといっても、人口減少に歯止めをどうかけるかという政策が、このなかでしっかり示していかなければならないということでもありますので、このための基本戦略としては、資源を活用する、子育て環境、さらには交流人口の拡大、若者の移住定住、これらについて、その総合戦略のなかで、しっかりと示しているところがありますので、そのことによって、2040年の人口問題にしっかりいまから取り組んでいかなければならないと、そういう基本的な方針で取り組んでいるところでもあります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 なかなかこう、西会津だけの問題ではないかもしれませんが、とにかくこれからです。やはり、町の人口増加、増加には至らなくても、人口に歯止めをかけるような政策、そういったものを前向きに検討して、これからやっていただきたいというふうに思います。

次に、私は、町の総面積が、86パーセントが森林資源であると、そういうなかで、森林資源を活用しての産業おこし、産業の創出ですね。それが、これからの町発展に大きな影響を及ぼすではないかというふうに考えますが、町長のお考えについてお伺いをしてみたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま議員が申されましたとおり、これからの西会津町の産業をどう振興発展させるかという一番の問題は、この町にあるものを活かすというところに視点を置かなければならないというふうに考えております。それには、昨日も申し上げましたけれども、第1次産業というのは、これはしっかりとこの町にある資源を活用して産業をおこしていくということでもありますし、この町の86パーセントの、この豊富な資源を、やはり活用しない方法はないだろうということで、いま新たな取り組みをこれから展開をしていきたいというふうに考えております。

その基本はなんといっても、この産業をおこすことによって雇用をいかに創出するか、そしてそこに携わる若い人の育成をどうするか、さらには町外から来る、そうした移住定住の問題を含めながら、やっぱり産業をもっとしっかり拡大をしていかなければなど、こんな基本的な考えをもって取り組んでまいります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まず、バイオマス燃料についてなんですが、その点について、あまり触れていなかったような気がするんですが、その点について町長はどのような考えをお持ちでありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 現在、石油とバイオマス燃料を比べた場合に、どちらが効率性が高いのか、あるいは原価はどうなっているかということも、これ、毎日の燃料のなかでありますから、しっかりこれは精査をしながら、いわゆるコスト的にも、そして安く対応するためにも、比べながら、これを進めていかなければならないというふうに考えております。

現在のところ、バイオマス燃料を、これを使う、あるいは木質バイオペレットを活用す

るといったときに、どうしてもその差の問題が、石油、油との差の問題が出てまいるわけであります。これのコストをいかに安くするかというのは、まさに西会津町に産業をおこして、ここから燃料を産出をするということが、油との比較において、コストをいかに安くできるか、そういったことを想定しながら、いま公共施設には燃料的にバイオマスボイラーの設置を、いまからしっかり整備をしているところでありますので、今後これからの活動のなかで、バイオマス燃料の生産工場ができた段階においては、はるかにそういった優位性は出てくるのではないのかなと、こう期待をしながら取り組んでいるところであります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いまの燃料についても、これ、新しい産業おこしということになりますので、その点は町長、十分にこう、考慮されて、もっとPRといいますか、町民に、こういうことをやっていきたいと、そういうようなことを申し上げていただきたいなど、そのように思います。

次に、庁舎問題については、答弁のなかにはありましたが、新庁舎移転は、やはりこれは、西会津が合併して62年ほどになると思います。昭和29年に合併以来、1町9カ村が合併して62年になります。そういうなかで、この庁舎移転というのは、町の歴史の上で大きな出来事であろうと思います。そういうなかで、町長はこの新しい庁舎に対して、どのような庁舎像を描いているのか、町長の考え方、取り組みについてお伺いをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 役場庁舎というのは、1つは、いろんな事務取り扱いや、あるいは職員の、いわゆる在駐しているところでありますので、いろいろと町民とのコミュニケーションをうまくとらなければならないことも十分承知しているところであります。なんととっても、やっぱり町と庁舎というのは、町の一番の司令塔でありますから、そこにはしっかりと安全が確保されなければならないわけでありまして、同時に、いろんな方々が役場に来ていただいて、そして相談をする、さらにはいろんなコミュニケーションを図る場として、自由に来ていただけるような、来やすい庁舎像を目指していかなければならないというふうに思っているところであります。

そしてもう1つは、私も議員からの、ずっとの考え方でありましたけれども、しっかりと議場がほしいなど、こう思っていたところであります。西会津町の場合は、大会議室兼議会議場でありますので、やっぱりこれを専門の議場を設置して、そして町民のいろんな声が、その議場のなかからしっかりと聞きながら、町政全般にわたるいろんな事柄が決められていく、そのことが一番大事なこともないのかなと、こう思っておりますので、そういった思いを、この庁舎のなかで組み入れてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長の新しい庁舎の、庁舎像についての思いというのは分かりました。また議会に対する、そういう配慮ということについても、よく聞いておきたいと思えます。

次に、子育て支援、教育の充実についてお伺いをいたします。小中学校が統合され、小学校が新築開校し、また現在、認定こども園が建設中であり、来年4月に開園予定であり

ます。この施設ができあがりますと、福島県内においても珍しい教育ゾーンとしてのモデル的な施設となると思いますが、町長として、幼児から小中学校までの一貫した教育について、どのような思いで取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこれまで、持論の1つに、いわゆるまちづくりは人づくり、人づくりは教育からという、そうした方針に基づいて取り組んでまいりました。したがって、この教育政策を進めるにおいては、なんといいども、そこから輩出される人材をどういうふうに育てていくのかということの基本的な考え方を、その施設が立派になっても、そのなかでしっかりとした教育方針を定めながら、そして世界に、あるいは西会津町の将来を担う人材の育成を輩出していただきたいという思いをもって取り組んでいるところであります。

やっぱりこの西会津町から歴史をたどっていけば、石川映作、あるいはそういう渡部鼎、なお立派な偉人が西会津町から輩出されているということ、やっぱり受け継ぐ教育というものも、私はそのなかで活かしていかなければならない。先人から学ぶ教育を、この教育課程のなかで、これから活かしていきたいと考えているところであります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 子育て支援、教育の充実については分かりました。

次に、高齢者福祉についてお尋ねをしてみたいと思います。ここ1、2年、地域サロンといいますか、高齢者のサロンが活発化しているわけですが、その高齢者の皆さんが、生き活きと安心して暮らせる。そういうまちづくりについての町長のこれからの取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いまある西会津町というのは、私は高齢者になっておられます全ての方々が、この西会津町の基礎をつくっていただいた。これにやっぱり、しっかり受け継いでいかなければならないという、その基本的な姿勢をもっていかなければなりません。それには、高齢者の皆さんが、やっぱり、ここに住んでよかった。そして、後輩にいろんなことを託して、どんどんと町が発展し続けていると、こんな安心したまちづくりのためにも、高齢者福祉というものも充実を図っていかなければならないと考えております。

それには、まず、福祉施設の整備をはじめ、やっぱり、医療と健康、これについて充実したまちづくりでなければなりません。

2つ目には、やっぱり、地域がサポートする体制を、これからしっかり築き上げていかなければならない。そのためにいま、新たに、これは社会福祉協議会もそうでありませけれども、見守り隊というものも、しっかりこの地域の枠組みのなかでサポートしていきたいということが2つ目です。

3つ目は、自ら学び、自ら行動する。高齢者になっても、このことが持続可能であるような社会づくりを目指していかなければならない。それにはやっぱり、ゲートボールも大切でありますけれども、何か手仕事を持ち、そして生涯現役だとかいう、いられるような、元気な高齢者をいかに作りだしていくか、このことがやっぱり大事なことでないのかなとか思います。そのことが、いわゆる100歳へ、やっぱりどんどんと挑戦をする人をつくりだすということであろうかと思っています。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 高齢者福祉に対する町長の思いは分かりました。

それでは、最後になります。地域活性化についてお伺いをしたいと思います。いまソフト事業として、活力ある地域づくり支援事業等々によって、地域が、そして集落が活性化しております。これについては、奥川地区、新郷地区では、高齢者の皆さんが、人口は減っていますが、高齢者の皆さん、本気になって支援事業に取り組んだりして、カタクリの里であったり、いろんなことで一生懸命やっている姿に、私は感銘を受けているところでもあります。

そういうなかにおいて、こればかりではありませんが、とにかくいろんなカタクリの里づくりであったり、そばの郷とか、そばまつりとか、それから、天空の郷づくりとか、それから、寺前自然塾とか、いろんな、まだまだいろんなものはありますが、そういうなかで、地域が活性化しているというのは、以前にはなかったことではないのかなと、そのように私は思っております。これはソフト事業ではありますが、伊藤町政の特徴であり、私は評価されるべき点ではないだろうかなと、そのように思っております。

それから、野沢町内において、いまミネラル野菜の家で、4件のそういう経営者、若い経営者が育っているといいますか、店舗を構えている。また、野沢町内においては、ここ1年、飲食店ですね、レストランが2軒、コーヒー店が1軒、このように、町の事業とか、国際芸術村、そして、地域おこし協力隊ですね。その人たちの活躍によって、いろんなものがこう、いま、西会津町に出てきているのではないのかなというふうに思っております。

やはりいま、この西会津に、そういう可能性を見出している若者、そういった人たちが、これからいま、徐々にではありますが、育ちつつあるのではないかと思います。高校生の町内のお菓子屋さんとかラボしての、そういうスイーツの開発であったり、旧尾野本小学校の講堂を活用して音楽活動をしようと、そういうような人たちも出てきております。

そういうことでありますので、これから地域活性化について、町長は前進していくために、どのような考えでこれから取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これはよく言われる言葉の1つに、まちおこしの原点というもの、あるいはこれから人を活用するにはどうすべきか、というところの基本的なことに、若者、よそ者、ばか者と、こういわれている。ばか者というのは、私はその道に突き進んで、専門的な分野を担当するということだと思いますけれども。そして、よそ者というのは、町から離れた人が、その町の魅力を感じて町に入ってくる。そして、なんといっても将来を担う若い人が、若い人の目線でこの町を考える。こういうことが実際に、この西会津町にはもう現実的に起きているのではないのかなというふうに思っています。

私の知らないところでも、どんどんと、その活躍ぶりとか、いろんな方々が活動しております。例えば、雪に対しては、あの西会津町の用語となりましたけれども、ジョセササイズという新しい用語を取り入れて、そして雪は苦しいんじゃなくて楽しんで除雪をするというような、そういう認識をずっと若い人の感覚で変えていく発想がある。あるいは野良着の、昔は猿袴という、何かこの古い、ダサイという意味合いが強く、それは作業着、野良着としてみていたんですけども、猿袴、若い人たちのあいだに、この新しい

デザインを取り入れて、それが流行的になるような仕掛けをつくっているということでもあります。

そして、またもう1つは、やっぱりテレビコマーシャルのなかに、若い人が取り入れて、古い土器をうまく活用して、そして土器のなかから西会津を見るという、あのコマーシャルなどを制作するにも、あれはやっぱり若い人が考え出す発想の一つの大きな転換ではないのかなと、こう思いました。これは最近の話でありますけれども。そうした発想というものを、この西会津町だからできるものというものをどんどん取り入れている。このことは、私たちは、私も含めて町民の皆さんが、やっぱりこれは評価すべき高いレベルではないのかなと、こう思っているところであります。

したがって、今後そうした若い人たちの発想というものを十分取り入れたなかで、やっぱり対応していくということでありまして、まちづくりというのは、まさにそういったことをハックアップしていく。そういう姿勢というものをこれから持ち続けることによって、この町の発展性の筋道がしっかりと通っていくんじゃないかなというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 地域活性化、若者の活性化についての町長の考え方については、十分理解したつもりであります。

いろいろと来年度の事業やら、いろんなことを質問してきました。いずれの事業も、これは継続性が必要であり、伊藤町長に町政を担当していただかなくてはなりません。しかしながら、冒頭、質問のなかで申し上げましたが、町政に苦言を呈する町民の方々もおります。そういう方々の、町民の皆さんのご意見に十分耳を傾けながら、町政運営にさせていただきたいと思っております。

寒さ厳しくなる折ではありますが、町長には、健康には十分留意され、3期目町長選挙出馬、再度お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。長谷川義雄です。私は、この12月定例議会にあたり、2つの項目で質問いたします。

まず1つ目として、本町における地域の活性化についてお聞きします。西会津町では、定住・交流促進事業を実施し、本町の自然、人、食を目的とした、暮らし体験ツアー等を行い、町外からの交流人口増加に努めてはいます。また、周遊観光促進事業でも、本町にある歴史的、文化的に価値の高いものも多く、観光客の増加にも努力されています。その際の受け入れ態勢として、一般民宿と農家民宿があり、西会津町観光ガイドブックには、十数件ほどの受け入れ態勢が載っています。さらなる交流人口を増やすには、農家民宿等を増やすことも必要でしょうし、周遊観光には、観光ガイドの養成も大事だと思います。一度訪れた人が再度来てもらえるような、さらなる工夫も必要と考えます。

本町において、歴史的な文化財も多くあり、また、町内には多彩な行事も各地域にあるので、それらを複合的に町内外にPRし、交流人口を増やすことも必要なことだと考え、質問いたします。

一つ目として、本町では、活力ある町を目的に、定住・交流促進事業と各種の施策を実施されていますが、次の点についてお伺いします。

1つ目として、暮らし体験ツアーの募集はどのように実施し、それによりどのくらいの方が訪れていますか。

2つ目として、暮らし体験ツアーの宿泊先として、農家民宿等も活用してはいますが、受け入れ態勢は把握しておりますか。

3つ目として、交流人口の拡大や定住促進についてはどのように考えていますか。また、地域では、活力ある地域づくり支援事業を活用し、イベント等を開催し、地域づくりを行っていますが、イベント等の開催情報、観光ガイドブックに掲載するなど、広く町内外にPRする考えはありませんか。

二つ目の項目として、西会津町における災害対策について質問いたします。天災は忘れたころにくるの言葉のように、先の東日本大震災から5年8カ月が過ぎて、再び先月、11月22日、午前5時59分ころ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震があり、最大1.4メートルの地震（津波）が観測されました。本町にあつては、震度4が観測されましたが、特に被害のなかったのは幸いでした。地震だけに限らず、災害は予告なしにおとずれます。

本町でもその対応として、西会津町防災計画に基づいて、去る10月23日に役場本庁舎を周辺に防災訓練を実施して、その際、防災関係機関や西会津しょうぶ苑、野沢地区の住民の皆さんと連携して実施したことは、参加した人ばかりでなく、町民の方々においても防災意識の高揚が図られたと思います。

今回も含めて、いままでの防災の訓練は、役場本庁舎が防災拠点としての訓練が主流でしたが、今回、私の質問は、先の熊本地震の際、熊本県内複数の自治体の庁舎が倒壊の恐れなどから閉鎖され、代替庁舎が確保できず、震災の初期対応も滞ったケースもあったことなどから、今回、私は、仮に役場本庁舎が使用できないような災害が発生した場合の対応などを中心に質問いたしたいと思います。

そこで1つ目として、代替庁舎の特定はされていますか。

重要な行政データの管理は安全ですか。

業務継続計画は策定されていますか。

災害時における備蓄等の対応は十分になされていますか。

今回の質問といたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、地域の活性化についてお答えいたします。

まず、暮らし体験ツアーにつきましては、町で推進する「住んでみたい、行ってみたい町へ」を基本とした定住促進と交流人口の拡大を強力に推進していくため、田舎暮らしに関心を持つ町外の方々を対象に、町の自然や人、食に触れていただくことを目的として、平成25年度から実施しております。

募集方法につきましては、地方で生活したい都市生活者等が情報を得やすい、東京都千代田区有楽町にあります、NPO法人ふるさと回帰支援センターをはじめ、横浜市鶴見区のアンテナショップ等へのチラシの配置や、田舎暮らし情報誌、ホームページへの掲載のほか、東京都内で開催される移住イベントに町職員が積極的に参加し、移住希望者に直接

説明し、参加者を募集してきました。

また、これまで暮らし体験ツアーで町を訪れた人数につきましては、延べ33名です。平成25年度7名、平成26年度5名、平成27年度12名、今年度につきましては9名となっております。定員は、参加者へのきめ細やかな対応をするため、ツアー1回当たり募集定員を6名として実施しているところでもあります。

次に、農家民宿の受け入れ態勢についてお答えいたします。現在、町内の農家民宿は、11軒であります。うち諸事情により、4軒が休業中であります。体験ツアーでは、営業中の7軒のなかから、立地や収容人数、参加者の要望など勘案し、本町の魅力を感じていただくために最適な宿泊先として活用しているところでもあります。

次に、今後の交流人口の拡大及び定住促進についてお答えいたします。町の、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つである、「地域力を活かし、人に選ばれる」の実現に向け、今後も交流人口の拡大と定住促進を重点目標として、事業を推進してまいりたいと考えております。具体的には、定住・移住総合支援センター事業を中心として、体験ツアー等の実施、首都圏で行われる移住・定住セミナーへの参加など、交流人口の拡大と移住・定住を推進してまいりたいと考えております。

次に、イベント情報の観光ガイドブックへの掲載についてお答えいたします。町観光ガイドブック、じぶんいろ、につきましては、平成26年度に内容の充実を図り、町内で開催される主なイベントスケジュールも掲載しているところでもあります。

ご質問の活力ある地域づくり支援事業による各地域のイベント情報については、継続性のあるものについては掲載しておりますが、新規や広く周知したいイベント等については、各団体より、チラシやポスターなどをいただき、町や、にしあいつ観光交流協会のホームページへの掲載、フェイスブックなどのソーシャル・ネットワーク・サービス、さらには地元新聞社への情報提供など行い、広く町内外にイベントのPRを行っております。

今後につきましても、引き続き町ホームページへの掲載や地元新聞社への情報提供を積極的に行い、各種イベントの集客、並びに交流人口の拡大、さらには地域の活性化に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、本町における災害対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、代替庁舎の特定についてであります。現状では、役場庁舎移転先である旧西会津小学校を想定しております。

次に、重要な行政データの管理は安全か、とのご質問であります。住民基本台帳や町税、国民健康保険、介護保険等の個人情報を含む基幹的なデータは、役場庁舎以外のデータセンターにサーバーを設置していることから、安全は確保されております。

次に、業務継続計画の策定についてのご質問にお答えします。この計画は、国が策定した市町村のための業務継続計画作成ガイドに基づき、大規模な災害発生時に、災害対策業務のほか、優先して継続すべき通常業務を特定し、その執行を確保するための体制、対応手順、必要な資源の確保などを定め、行政が機能不全になることを避け、早期に業務が実施できるようにするための計画であります。なお、福島県内においては、平成27年12月

1日現在で、7市町村がこの計画を策定しております。また、先ほどご答弁申し上げました代替庁舎の特定や行政データの管理につきましても、この計画に位置付けることとなります。

本町におきましては、現在のところ業務継続計画は策定しておりませんが、策定にあたっては優先業務の選定や対応方法などについて、全庁的な調整が必要となることから、今後、鋭意作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、災害時における備蓄品の対応についてお答えいたします。

町では、平成23年度から非常用米や乾パン、防災用保存水を購入し、備蓄しております。現在、非常用アルファ米600食、乾パン約6千食、防災用保存水がペットボトルで約900本を備蓄品として、旧群岡中学校や、道の駅にしあいの倉庫等に保管しております。また、平成25年度から、災害時における応援協定を、埼玉県三郷市をはじめ12の企業や団体と締結しております。その協定書では、情報交換・相互応援・物資供給・LPガス供給・応急対策・石油類燃料等の供給・資機材等の協力・食料品・飲料水・日用品の供給など様々な応援協定の内容となっております。

今年も2月に、旧会津いいで農業協同組合、会津いいで総合サービス、西会津町商工会、株式会社リオンドールコーポレーション、かわちやグループ有限会社河内屋商店、かわちや株式会社の6社と災害時の応援協定を締結し、食料品・飲料水・日用品などの調達に関する充実を図ったところでございます。保存期間のある食料品など、物資調達を本業とする企業と応援協定を締結することによりまして物資の調達を図り、迅速かつ円滑に町内各所へ供給する考えでありますのでご理解願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、まず地域の活性化のほうから再質問したいと思います。暮らし体験ツアーについてなんですが、主に首都圏の方を対象にされて、自然や農業体験がメインで実行しているんでしょうが、例えば今後については、何か別なメニューを加えるのも必要ではないんでしょうか。例えば、野沢であればまつりだとか。あと、各種のそばまつりだとか、そういったのをメールだけがいいのかどうか分からないんですけども、パンフレットをたまにか、定期的に送ってみるとか、そういった工夫も必要ではないんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 暮らし体験ツアーのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員が申しましたように、まつりの体験とかという部分につきましては、ふるさと町民クラブ事業のプレミアム会員のなかで、ディープなツアーということで、そのメニューは確かにございます。ただし、先ほど申し上げましたように、西会津の田舎暮らし体験ツアーにつきましては、まだそこまでの深い、町民の方と触れ合うという部分まではやっていないのが現状でございます。今後そういう形で、違った視点から取り組むものも必要かなと感じている次第でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 観光というのは、なんといっても西会津町の自然、暮らしとか、景色とかありますが、やっぱり訪れる人は、まず見たい、体験してみたい、いい思い出をつくりたいと思うから来るわけです。また再度来てもらうにも、1つに特化するのも大事でしょうが、いろんな複合的にプランをつくるのも大事じゃないかなと思って質問したわけです。

また、そこにですが、そこに受け入れ態勢の充実としてなんです、現在では、昨日の答弁では、同僚の答弁では127名がファンクラブに入っているんですが、主にメール会員だと。それで、西会津町の人を受け入れ態勢する場合に、例えば1つの充実として、例えばですよ、ファンクラブサポート隊とか、そういったふうに考えるのも、さらにあればいいのかなと思うんですが、どんな思いですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その、24-ID（西会津ふるさと町民倶楽部にしあいでい）に登録されている方、127名のうち、ほとんどがメール会員だという部分で、そのサポート隊をつくらうらどうかというような部分でございますが、現在、このふるさと町民倶楽部の事業につきましても、国際芸術村のほうにある程度委託しております、そのなかで、ある程度1人の担当者がフォローをしているという形になっております。

私どもの町といたしましては、年間約70近いイベントをやっておるわけでございます。またそのほかに、国際芸術村でのワークショップ、イベント等もございますので、その情報を逐次、その会員の方には、メール会員には送らせていただきまして、その方々の反応という部分を見ているという部分でございます、なかなかその、一旦送られたメール、全てを目を通すわけではなくて、だいたい6割くらいの方は見ているということでございますので、ある一定のPR効果はあるのかなと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町を訪れる人を増やすにもいろんな方策が必要で、努力はしてほしいと思います。それで、その受け入れ態勢のなかで、答弁のなかで、観光ガイドにも11軒ほど載っていましたが、7軒しかやっていないと。そのことはやむを得ないんでしょうが、民宿等を増やすにも、PRをしたり、そのアドバイス等はやっているんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 農家民宿の件だと思うんですが、確かに、ただいま11軒登録があつて、4軒がちょっと諸事情によりまして休業しているということでございまして、現在、ちょうど2軒ほど、新たに民宿を開設したいということで、いまそういう形で取り組んでいるところで、観光交流協会のほうで取り組んでございまして、今後は休館もありまして、13程度にはなるのかなと考えているところでございます。

やはりこの農家民宿につきましても、一応観光ガイドにも載っておりますが、一般民宿の部分と農家民宿という部分で分かれて掲載しておりますけれども、なかなか、やはり農繁期は都合が悪いとか、いろいろなことがございまして、なかなか受け入れてもらえないのも現状でありまして、そんななかで、やはり農繁期とか、冬期間とか、夏の期間とかに受け入れてもらえるようなフォローアップ体制は、やっぱり取っていかねばいけないだろうなというように考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろいろな方に訪れるてもらうためにも、商工観光課が主体になっているんだと思いますが、例えば、私の知る範囲だと、いまは道の駅は100万人を目指すというふうにお聞きしましたが、民宿や、一般民宿や農家民宿に泊まる人の目標は何件くらいにしたいとか、数字や、計画や目標もあればよいと私は考えますが、どのように思っていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 農家民宿の宿泊数の増加と目標値をとというような部分のご質問でございますが、一応、平成28年現在で、いま11月末現在で、農家民宿並びに一般民宿の宿泊数ですね、宿泊数につきましては、現在のところ244泊という形の数字でなっております。こちらのほう、休業中の部分もありますので、なかなか伸びないという現状もございますので、目標値ははっきりとは申しませんが、これ以上には、平成29年度はもっていきたいとは思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 地域の活性化については、人が訪れてもらえば、それも1つであると思います。一生懸命努力するのも大事ですが、やはり目標をつくって、目標に向かうというのが1つの大事なことじゃないかと思えます。努力を希望します。

それと、町内には歴史や文化的な文化財もいっぱいありますが、観光ガイドというのが、町の説明の予算のなかにあつたんですが、それはどのように現在なっていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 観光ガイドのご質問にお答えしたいと思います。

現在、昨年度から、この観光ガイドの養成についてはやってみたりまして、今年度も引き続き研修会などを開催しまして、観光ガイドの、案内ガイドの養成を行ってまいりました。一応、年度内中に観光ガイドは立ち上げる予定でございまして、いま現在、11月に研修終わりました後、これから設立に向けた準備をさせていただきたいと考えております。

現在のところは、だいたい一応候補者として14名の方がいらっしゃいまして、その方とともに今後の打ち合わせをしながら、今年度内に設立に向けた手続きを進めていきたいと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その観光ガイドについてなんですが、一応14名程度で進めている。それで、それ自体はスタートですから、ある程度はその道に通じる方を選んだというのか、今後は、やっぱり部門別に、歴史に明るいとか、地理に詳しいとか、そういった方の一般募集もやるべきではないかと思えますが、どのように考えていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 そのガイドの募集方法のご質問にお答えしたいと思います。

今回、昨年、観光案内ガイドの設立準備会ということで、私ども事務局のほうで、やはりその分野に長けた方ということで、ほとんどピックアップ的に募集したのが現状でございます。今後につきましては、やはり、そのガイドに興味のある方々を公募するなり、本当に養成しながら、観光ガイド、登録ガイドのほうを伸ばしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 観光ガイドブックについてなんですけれども、西会津町の何か所かには見かけますが、例えば在京西会津町会とか、例えばトップセールスに行く場合に、観光ガイドを持って行って配布するとか、例えば応援協定をやって三郷市に持っていくとか、いろんな工夫はされていると思いますが、どのようなものでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 この観光ガイドブックでございますが、こちらのほう、もちろん在京西会津会のほうには持っていておりますし、各種物産展におきまして、西会津の産品を買っていただいた方には、必ず手渡すようにしております。また、先ほどもご答弁申し上げましたが、町長がお米のトップセールスに行った場合に対しても、観光パンフレットは持ってっております。また、このほか、町の道の駅以外に、会津若松にあります、あいらんしょ（あいづ広域観光情報センターいらんしょ）という場所、広域の情報センター並びに八重洲口にあります、県の八重洲の物産館のほうにも、こちらのほうは置いておりますので、内外に広くPRしているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 観光ガイドブックでもう1点だけお聞きします。この観光ガイドブックはいつ頃つくって、今後、新しく農家民宿とか、一般民宿がありますが、ただいまの説明をお伺いしますと、2軒ほど新規に始めたいと、そういったつくり変えるのも、最新のものを用意しないと、私は好ましくないと思いますが。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

この観光ガイドブックにつきましては、一応、平成26年度に新たにリニューアルしたものでございます。それで、一旦時点修正ということで、平成27年度にも、内容、一部修正がございまして、あったものですから、そこで一旦また修正しました。今年度も中身、ある程度そういう部分、休業しているとかありますので、そういう部分を含めまして、今年度も一応、時点修正して増刷する予定をしております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 観光ガイドブックはなるべく最新のものにしてほしいと思います。

同じく定住なんですけれども、空き家バンクについてなんですけれども、昨日の答弁では、5件ほど載っていて、もう2件は成約したと。残りは現在3件。町なり統計を見ますと、700件以上の空き家があつて5件と。非常に残念なんですけれども、かなり問い合わせもあると思います。それで、その登録する物件が少ないとなる最大の要因は何でしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 空き家バンクの登録件数が伸びない理由についてのご質問にお答えしたいと思います。

確かに住家、家屋、小屋も含めまして、750ほどの、確かにございます。そのなかで、やはり、なぜ空き家、住める家が伸びないのかと申しますと、その一番大きな要因が、まず、やはり、空き家バンクに登録したいという方はくるんですが、一番の問題、やはり、相続の名義がまず直っていない、建物の名義並びに土地の名義が直っていないということ

が、まず1つございます。それと、境界が、隣との境界がはっきりしていない。あと、境界ははっきりしているんですが、建物の一部屋根とかが、隣の隣地にはみ出しているような部分とか、いろんな建物の部分もございまして、それが一番、登録が伸びない現状でございまして、その相続登記をお願いしますと、4、50万円のお金がかかるものですから、皆さま、それでちょっと嫌になってしまうという方が、いま現在一番多いのが理由でございまして。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 かなりの空き家があるわけですので、なるべく登録ができるように努力のほどを頑張ってください。

次に、防災対策に入ります。災害についての対応なんですけど、新しい庁舎に移るまでの間、代替庁舎を仮設定して、1度くらいは防災訓練をするような考えはございませんか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたが、代替庁舎につきましては、万が一地震等により、この庁舎が使用できなくなった場合、旧西会津小学校、新庁舎移転先を代替庁舎として予定してございます。

その訓練の話でございまして、今後、必要であれば訓練については実施したいと考えてございまして、これから来年度、改修工事に入りますので、訓練につきましては、改修が終わり移転後に、訓練については十分検討してまいりたいと考えてございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょうどいま、新しく移転についての工事が始まるわけですので、支障があってはまずいわけですから、できる範囲で行えばよいと思っております。

それで、データについてなんですけど、データバンクに保存されていると、電子的なものは。それで、これはどうかと思うんですけども、基本的に紙データでの保存というのは、現在も行っていないし、今後についてはどのように考えていますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、役場庁舎内にデータのサーバーはございます。さらに郡山市の業者に、いまの、現在の行政システム等委託してございまして、郡山の、そちらの委託先でもサーバーがございまして、万が一、役場庁舎が倒壊するようなことがあれば、郡山市の業者のデータセンターといいますか、免震構造の建物のなかに入っていますサーバーは機能するというところでございまして。なお、そのサーバーは安全性があるということで、紙ベースもそのサーバーから打ち出すことができますし、復旧も速やかに、そういう復旧もできるということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 データについては、ほぼ万全であるという答弁。仮に災害が発生した場合についてなんですけれども、防災行政無線についてですが、非常用電源もたぶん用意してあると思っておりますが、それで十分対応可能なんですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 防災行政無線の件につきまして、お答えをいたします。

防災行政無線、おただしのおり、非常用電源ございまして、重油等の燃料を供給して動く発電設備でございまして、燃料を供給すれば、72時間程度はもつような形でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 燃料さえ供給すれば対応は十分というふうに理解します。

それに関連してなんですが、仮に現在の庁舎等が、天井の崩落とか、倒壊の恐れがある場合、建物に入れられない状態の場合は、防災行政無線は使用できない可能性があるわけですが、そのような対応は何か考えておりますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

いまほどのありました役場庁舎が、仮に今、地震等で崩壊し、建物に入れられない場合に、防災行政無線が使えないときの対応ということでございます。まず、考えられますのが、有線が生きていればですけども、やはり町のケーブルテレビや、あと電話等の通信を使ったご連絡、各地区への連絡。それも不可能であるとすれば、やはり人海的な戦術になるかと思っておりますけれども、職員が公用車等で、その各々の地区への周知というような手段になるかと考えてございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 追加でございます。すみません。防災行政無線も、親局であります町の役場庁舎には無線室ございますけれども、子局と申しますか、各地域で、地区と申しますか、防災行政無線で、地区によっての子局ございますので、それも活用できるような、1つの手段になるかと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろんな通信手段がありますが、町には衛星電話もあると思っておりますが、その管理というか、運用については、複数の人が周知しなければ使えないと思っておりますが、そういう管理とか、運用については、話し合いは行っていますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

衛星電話につきましては、現在、町に1台ございまして、防災担当課でございます町民税務課のほうで管理をしております、その使用につきましても、職員でその使用を、職員間で研修をしているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 連絡網は安心しましたが、それでは、備蓄等についても町の対応は伺いました。それで、災害のなかで、昨日、同僚の答弁のなかで、ハザードマップを平成28年、29年度で作成のうえ、家庭に配布すると伺いましたが、その折に、例えば西会津町における非常持ち出し家庭版などを作成して、ともに保存するように考えてはどうでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 ハザードマップの件と、その備蓄にと、持ち出し品の関係についてお答

えをいたします。

ハザードマップにつきましては、昨日、秦議員にもご答弁申し上げましたように、平成28年、29年で作成をするということで考えてございます。その際には、できあがりでしたら、関係自治区のほうにはお配りをすると、それで、昨日ご質問ありましたように、町のホームページ等で公表して、多数の皆さまにご覧いただくということも大変素晴らしい考えだと思いますので、検討させていただくということでお答えをさせていただきました。

いまほど、例えば持ち出し品というような、簡単な冊子、マニュアルみたいなものですね、そういうのをつくって配布してはどうかということでございますけれども、ハザードマップとは別にそういったものについても、ちょっと検討させていただきたいなというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 同じ配布するにしても、危険箇所はどうだ、非常持ち出しはこれだというふうに分かれば、同じものでも防災に対する意識は深まると思います。

今度は、非常時に対して、優先業務の遂行にあたってなんですが、その職員の参集について、把握は検討されていると思いますが、どのようなものでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

業務継続計画、今後、鋭意策定作業を進めるというようなお答えを、先ほどいたしました。業務継続計画のなかに、重要な6要素、それを盛り込まなければいけないという、国の指示がございまして、そのなかの、先ほど長谷川議員からご質問がありました代替庁舎の特定、それから、行政データのバックアップ等もちろん入ってございまして、そのほかにも、首長が不在時の代行順位を決めなければいけない。それから、職員の参集体制、それも決めなければいけないということでして、本当に大規模な災害が起きますと、車の移動も、道路が土砂崩れ等で車も使えないような状況も考えられますので、町内、役場周辺に住所を有する職員、それらが優先して庁舎に参集するような体制、そこらも含めた計画をつくる予定でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 次に、それ以外の件ですが、災害訓練なんですが、昨日も夕方ですか、火災がありました。それで、いままでの防災訓練は、平日であったり、休日であったり、昼間がメインですけれども、災害はいつおとずれるかも分かりません。例えば、可能かどうかは分かりませんが、例えば夕方とか、夜間とか、1度くらいはやるのも必要ではないかと思いますが、どのように考えていますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

防災訓練につきましては、町の総合防災訓練が毎年実施してございます。それは町内全体での防災訓練ということで、いまほど長谷川議員からご質問ありました、地震等で庁舎が被害に遭った場合の想定という訓練ということでよろしいでしょうか。

その件につきましては、当然、今後どういうことが起きるか分からないという状況でございまして、ぜひ、夜間なり、休日なり、そういったものを想定した職員のシミュレー

ションといたしますか、そういった訓練は必要だと考えてございますので、今後、十分検討をしてみたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 万全でお願いしたいと思います。

それで、災害等が発生した場合なんですけれども、一般の住民というのは、まず1次避難的に近くの集会所とか、広場だと思うんですが、それ以外で、町が特定できる公共施設で、避難場所とか避難施設として特定して、看板等を明示して、普段から町民の目に触れるようにすべきではないかと思っておりますが、どう考えておりますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 1次避難所、避難所等のご質問でございますけれども、これにつきましても、ハザードマップの見直しといたしますか、作成の際に地区等に入りまして、ご説明をいたしましてやりますけれども、その避難所、避難につきましても、やはり、議員申されましたとおり、1次的な、例えば自治区の集会所、それから町指定の避難所へ移るといったような流れになろうかと思っております。その際も、その1次避難所、それで町の指定避難所となりますけれども、そこにつきましても、簡易な看板等で対応したいというふうを考えてはございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、いろいろ質問しましたが、防災については、いつどのように、想定外も含めて検討していただき、町民のために対応されることを望みます。

これで私の質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時26分)

○議長 再開します。(14時50分)

10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、監査委員制度についてお尋ねをいたします。戦後、日本は、一部権力の暴走を防ぐために、日本国憲法において三権分立をしっかりと明記し、主権在民のもと民主的な国家として発展してまいりました。それぞれの機関が脅かされない領域を持ちながら、他の執行機関をしっかりと監視、チェックすることにより、権力の乱用を防ぎ、国民の権利や自由を守ってきたわけであります。

現行地方自治制度においても、長に執行権が集中するのを防ぐため、長のほかに委員会、及び委員を置き、執行権を分散行使する行政委員会の制度を採用しております。一定の行政権限のほかに、準立法的権限、準司法的権限をもあわせもつ独立的な合議制の行政機関であり、戦後改革の一環として広く我が国に導入されたものであります。

現行の監査委員制度も、この行政委員会的一种にほからず、その権限行為において、上級機関の指揮命令は受けず、長から独立してその職務権限を行使するものであるとされております。

町長は、9月議会定例会の最終日のあいさつのなかで、監査委員に苦言を呈しております。また、そのあと、監査委員2人に対して町長室に呼び注意をしたということでありま

す。このような行為は、地方自治制度や監査委員制度の根幹を揺るがす深刻な事態であります。監査委員制度の重要性、また公平中立の観点からも由々しき事態であると考えます。監査委員をどのように認識し、監査委員制度の重要性をどのように考えているのかお伺いをいたします。

2点目に、トップセールスの成果、効果と、今後の課題についてお尋ねをいたします。本町の農林業振興や産業の振興を考えると、トップセールスも大変重要な方策の一つであります。友好交流都市や都市部関東圏、関西圏にわたるトップセールスにおいて、本町の農産物は大変な高評価を得ていると聞いております。そのようななかであって、本町の農業生産者にとって、どれくらいの成果、効果があり、売り上げ増、収益増につながっているのかお伺いをいたします。

また、生産者の収益増につながる方策として、ブランド化、プレミアム価格での販売も重要であると考えます。他の商品と差別化をし、優位性を活かしたプレミアム価格での販売をどのように推進していくのかお伺いをいたします。

また町長は、来週からハワイでのトップセールスへ行かれるということであり、その最大の目的と、どのような効果を期待しているのかをお伺いいたします。

3点目といたしまして、人口減少対策についてお尋ねをいたします。人口減少対策の1つとして、移住・定住、交流人口拡大、2地域居住の推進が有効といわれて、随分久しくなります。昨今、人口減少に歯止めがかからないなかであっても、各種団体や自治区の努力もあり、交流人口については、若干伸びているように感じられます。移住・定住、交流人口拡大、2地域居住について、どのように認識し、これらによる本町への経済効果をどのように考えているのかお伺いをいたします。

1つ目といたしまして、移住・定住の実績はどのようになっておるのか、また、2地域居住の実態は掴んでいるのか、実績はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2つ目として、各種イベントにおける来町者数の動向、推移についてはどうなっているのかお伺いをいたします。

3つ目として、これらによる本町への経済効果をどのように考えているのかお伺いをいたします。

最後に、町長の提案理由のなかでも、都市部等との交流を推進していきたいということでありました。友好交流都市等との人的交流を、いま以上に増やしていくことが必要だと考えます。これらについてのご見解をお伺いいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、多賀議員のご質問のうち、監査委員制度について、ご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、監査委員については、地方自治法により普通地方公共団体に設置が義務付けられた町長部局をはじめ、他の執行機関から独立した機関であります。また、委員会のような合議制を採らず、委員一人ひとりが個別の権限により監査を行うのが特徴となっております。主な監査委員の職務は、町の財務に関する事務の執行や、町政運営に係る事業の管理を監査することであり、具体的には、例月出納検査や決算審査、財政援助

団体等監査を行うことで、公正で効率的な行政運営の確保を図っております。

町は、今まで監査委員に対して、報告内容等について意見を申し述べたことは一切ありません。今後も、監査委員制度の趣旨と役割を認識し、適正な財務処理と効率的で効果的な事務事業の執行に努めてまいります。また、監査での指摘事項等は真摯に受け止め、改善すべき点や是正すべき点があれば、積極的に見直しを図ってまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、トップセールスの成果と今後の課題について、お答えいたします。

福島第1原子力発電所事故に伴う福島県への影響は、5年が経過した現在でも、教育旅行や観光の分野をはじめ、多方面で事故発生前の状況には戻っておらず、福島県産農林産物等への風評被害も依然として続いている状況でございます。このため、本町農林産物の風評払拭のため、町長を先頭にトップセールスとしまして販売促進・PR活動を継続的・積極的に取り組んでいるところであります。

今年度は、西会津産米販売促進のため関西方面へ、ミネラル野菜等農林産物のPRに千葉県市川市及び神奈川県小田原市へ、JA会津よつばのご協力をいただき、PR活動を行ってまいりました。

その成果についてであります。特に米については、根強い風評被害が残る関西地方5府県で事業展開をされているコープきんき事業連合と、西会津産米の単独指定の新規取引が実現いたしました。秋の要請訪問時には、85万人以上を対象とした組合員向け定期購入用カタログに、本町の地図付きで今年産新米を掲載いただけることを報告いただき、来年へつながる継続した取引を確認してきたところであります。このほかにも、今年は新たな販路が開拓されており、また、米の大手卸売業者から、今年の西会津一うまい米コンテストの入賞米をプレミアム価格で販売したいとのお話をいただき、高付加価値化販売にもつながったところであります。

これらの成果は、一度の訪問で成立するものではなく、これまでに生産者組織・JA・町が毎年継続して販売促進活動を行い、信頼関係を積み上げ、誠実な思いで生産された農林産物に対して得られた信頼であり、人と人とのつながりを大切にすることによって得られるものであると考えております。

なお、農林産物の生産量や販売価格は年ごとの気象条件に左右され変動することから、単純な売り上げ等の比較は困難ではありますが、全国の数多い産地のなかで、本町産を販売していただける流通業者の方や、選んで手に取って買っていただける消費者を増やしていくことが重要であると考えております。

次に、ハワイでのトップセールスについてお答えします。本事業は地方創生加速化交付金事業を活用し、町の友好団体である福島ホープスの協力を得て、同球団支援団体が行う米国ハワイ州における日米中学生野球交流プロジェクトにあわせ、西会津産米のPRを行うとともに、現地企業やレストラン等への販路開拓、販売システムの調査・検討を行うことを目的として行うものであります。今回の日程では、在ホノルル日本国総領事館への表

敬訪問や、福島県人会、ホームステイ先家族も含めたレセプションパーティー、2日間にわたる交流野球大会などが予定されております。

本町産米のおにぎりや農林産物加工品をふるまいながら安全安心を呼びかけ、町及び福島県の風評払拭のためのPR活動を行ってきたいと考えております。また、販路開拓のための商談や現地食糧事情の調査を目的としまして、10カ所程の日本食店・小売店等へアポイントを入れておりまして、許可が出れば可能な限りの営業訪問も行ってまいりたいと考えております。

今回のトップセールスにつきましても、1度の訪問ですぐに成果が見いだせるものではありませんが、福島ホープスと連携し、県内他市町村に先駆けてハワイ州で実施する風評払拭と販路開拓を目的とした今回の事業は、大きなインパクトとPR効果が見込めると考えております。また、今後につながるよう、関係者とのつながりや信頼関係を築いてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今回の訪問結果や福島県に対する印象等につきましては、今月末に県庁を訪れ、内堀県知事に報告する予定で調整をしております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、移住・定住の実績についてお答えいたします。町では、人口減少対策・移住定住対策の一環として、平成10年度より分譲を開始しております、さゆりが丘ニュータウンは全69区画中のうち、これまで57区画を分譲してきました。昨年は2区画、本年度も2区画を分譲したところであり、一定の実績を上げております。また、昨年10月より設置しました、定住・移住総合支援センターでは、現在まで、相談件数54件、5組7名の移住をコーディネートしてきました。

また、空き家バンク事業では、登録物件5件のうち2件について、売買契約が締結されました。今後も空き家情報を蓄積しながら、さらなる移住・定住の促進につながるよう、取り組んでいきたいと考えております。

しかし、2地域居住につきましても、定住・移住総合支援センターへの相談件数は1件となっておりまして、現在のところ2地域居住の件数等の実態については、把握しておりません。

次に、イベントで本町を訪れる来町者数の動向、推移についてであります。町内各地では年間約70近いイベントが開催されております。天候等に左右されますが、来町者は増加傾向で、昨年度は推計ではありますが、19万人を超える方々が訪れており、以前より年齢層の幅が広がっていると感じております。この要因といたしましては、芸術村の多彩な催事、福島ホープスの公式戦の誘致や若者向けの音楽イベントなど、他市町村にはない企画内容であること、多くの情報媒体を利用した情報発信に取り組んでいることの現れと考えております。

次に、本町の経済効果はとのご質問であります。近年のイベント開催時には、イベント出店者の売り上げが伸びており、また町内飲食店や道の駅等への立ち寄りが見られ、イベント開催による経済効果は非常に高いものと考えております。

次に、友好都市との人的交流の拡大についてお答えいたします。友好都市との交流につ

きましては、これまで、国の交付金などを活用し、横浜市鶴見区や埼玉県三郷市など首都圏在住者を対象としてモニターツアーを実施し、本町にお出でいただく機会を提供してまいりました。今後もさらに多くの方々に、四季折々の西会津町を堪能していただける機会を多く提供することで、本町のファンからリピーターへ、そして移住・定住へつながる取り組みを展開していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問させていただきます。まず町長に、冒頭、監査委員制度についてご答弁をいただきました。私、通告で申し上げたのは、9月の定例会最後のあいさつのなかで、監査委員に苦言を呈して、そのあと2人の監査委員を町長室に呼び注意をしたということが、実際どういうことなのか、その重要性を認識していただきたいという思いでお尋ねしたんですが、ご答弁には入っていませんでした。町長、その点はいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 多賀議員の冒頭のなかで、いわゆる自治法上における町長の行為が、いわゆる自治法の議会、いわゆる行政と監査の根幹を揺るがす重大な問題だというようなことが冒頭ありましたので、私は、監査の内容、監査の報告、例えば月例検査の内容、あるいは監査をしたその内容について、これは一切このことに意見を申し入れたり、あるいはその内容についてただしたりといことは一切なかったと、こういうことを基本的な監査と行政と、そして議会、このことの役割認識はしっかりもって対応しているということを申し上げ、そういうことで私は申し上げたわけでありまして。

ですから、行政と監査、いろんな意見を交えるということは、私は、それは根幹を揺るがすような大きな問題ではないと、こういうようなことで認識をしていただければいいんじゃないかなと、こう思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 行政と議会も、監査もそうですけれども、議論を交わすというのは、それは構わないでしょう。ただ、私は、監査委員に対して注意をしたということでありますから、それはどういうことなのかお尋ねしたいんです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは注意をしたというのは、私が直接注意をしたということ、その場の現状でいた方が申されたのかどうなのかということなんですけれども、私は注意というようなことでは決してありません。私の思いということについても、いろいろお話をさせていただいたということでもありますので、そこはしっかり認識しながら対応しているところでありますので、注意をしたということで捉えているならば、これは私のそういう思いがそういうことであれば、これはお詫びしなければならないということでもありますので、私自身、注意をするなんていう大それた考えは持っていません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長は注意をしていないということでもありますけれども、皆さんご承知のとおり、先月の政経東北、町長の反論という、これ取るに足らない記事といわれればそれまでですけれども、町長のインタビュー記事が載っておられます。そのなかには、決算案の

審査時に退席するのは、監査委員がね、全体未聞で、民主主義の原則を軽んじる姿勢に疑問を抱き、あとから町長室に呼んで注意をしたと、こう書かれております。これ、実際に町長がインタビューを受けて、こう答えたと思うんですが、これはじゃあ間違いなんではないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 その、いろんな雑誌の記事を、いちいち取り上げて、一言一句これそうだとか、ああなのかというようなことが、この場でただされるということについて、いささか私も腑に落ちない面がありますので、そういうことではなくて、ここではっきりと、町長はどういう姿勢だったのかということ、いま申し上げたことで理解をしていただければなど、こう思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その辺が、ここに監査委員2人おられますから、両監査委員とも認識が違うところだなという思いで、私は聞いております。実際に注意を受けたという認識を、言われたほうはしているわけですがけれども。実際これが、重要度は町長の認識と私の認識では違いかもしれないんですけれども、これは監査の内容うんぬんでもなくとも、監査を呼びつけて注意をするという、注意はしていないと言いますけれども、町長室に呼んで、ことを言うということは、果たしてこれ正常な状態なのか、私、大変それは疑問なんです、中身は別としても。町長は注意していないというのであれば、それはそれで構いませんけれども。その点はいかがなんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 監査委員に来ていただいたことが、呼びつけたとか、そういう面白可笑しく書くわけですよ。ですから、私の思いを伝えたと、こう理解していただければいいんじゃないんですか。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 じゃあ、町長の思いを伝えたと、監査委員に伝えたとということでありますが、どういう監査委員に対しては、いま言ったようなことを伝えて、監査委員、注意を受けたといわれている監査委員には、納得いただけましたでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この件に関して、そういうことが、この場ではっきりしないといけない質問なのかどうなのかということなんです。ですから、一議員の質問に対して、具体的な形で、これは看過できない問題だということであれば、これは一議員の質問の内容ではなくて、そういうことが議会として看過できないというならば、議長から私に注意があったりすれば、これは、私はしっかりと受け止めなければならないわけです。ですからここで、言った言わないの話で、私は議論するということはいかがなものかというふうに思います。

ですから、そういう受け止め方が監査委員にあれば、しっかり私のほうは、やっぱりそういう受け止め方であったということになれば、それは申し訳なかったなというふうには思っています。

○議長 ちょっといろいろ進行の関係で、暫時休議します。(15時16分)

○議長 再開します。(15時21分)

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほど来、話しているなかに、誤解がありますけれども、監査委員2人を町長室に呼んだ、来ていただいた、言い回しはいろいろあるかと思いますが、その町長室といえども、密室のなかでいろんな話がされるということは、傍から見ていけば、相当誤解をまねかざるを得ないような状況が考えられる。ですから、そんなことは今後していただかないように申し入れたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9月議会の内容等でいろいろございましたので、その話を聞いていただいたということでもあります。その密室かどうかということでもありますけれども、そういう誤解をまねくようなことで監査委員の心象を悪くしたということであれば、これはお詫び申し上げなければなりませんので、そのことは十分注意をしてみたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 町長のお話は分かりました。

そこで、もう1つ関連してお尋ねしたいんですが、その場に副町長もおいでになったということでもあります。副町長は事務方のトップとして監査を受けられるほうです。なおその中身、話の中身は別としまして、率直に副町長はどうお感じになりましたでしょうか、お尋ねします。

○議長 通告にはないけれども、副町長のあれですから。だから、いまのを繰り返すしかないでしょう。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 多賀議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、先ほど町長が申されましたように、我々監査委員のいろんなご意見、あるいは監査報告、そういったものにつきまして、その内容については、いろいろとご指摘等があるかと思いますが、そういったものに対しては、我々はそれは真摯に受け止めて、改善すべき点についてはしっかり改善していくということで、監査委員と我々の執行機関という、お互いの関係のなかではそういった対応をさせていただいたということでございます。

○議長 通告にはないので、あまり深くは。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。今回、この質問をしたのは、いわゆる監査委員制度の大切さ、誤解されるようなことでは、あってはならないという思いと、やっぱり副町長の仕事というのは、町長をサポートしながら、ある意味ちょっと横道逸れそうなときは、その抑止力にならなければならない。そういうことを我々期待しているわけです。そのとき教育長もいらっしやったということでもありますけれども、そのお三方が揃っていて、監査委員2人、呼ばれて、監査委員はもう大変恐縮、恐縮というか、怒られたというイメージで帰ってきたということでもありますから、そういうときは、やっぱり副町長は副町長なりの仕事をしっかりしていただきたいという思いで、私おただしをしたわけです。今後できますでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 先ほど、町長が申しあげましたように、町長としては、町長の思いを聞いてい

ただいたということでございます。先ほどは、脇に逸れたり、暴走と言ったかどうかあれですけれども、そういった本来の筋から外れるような部分があれば、それは我々としてもきちんと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、監査委員に関しましては、納得できる所と、できない所とありますけれども、この程度にとどめておいて、質問を変えます。

次に、トップセールスの効果、成果、今後の課題についてというようなことであります。先日、トップセールスで関西方面に行って、JAとの共同でトップセールスをしてきていると、町長のお話にありますけれども、JAさんとの共同で、よくお出かけになっているそうであります。そんななかで、いわゆる私を感じるのは、生産者にとって、どれだけそのトップセールスの恩恵を受けられているのかなというのが、大変分かりづらいんです。JAさんへ行けば、これだけ売り上げが上がりましたと。前日、JAよつばの組合長のお話ですと、4つが一緒になって、お米の取り扱い高が105万俵になったという話であります。そのなかで西会津産米というのは、実際どのくらい占めているのかなということも疑問でありますので、その点お分かりになりましたら、いわゆる生産者にとっての恩恵と、どのくらいの割合で占めているのか、あれば教えてください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

JA会津よつばさん全体としましては、130万俵を目標に集荷作業を行っておりますが、西会津町の場合は、別な質問のなかでお答えしましたとおり、9万袋を放射能検査をやっていますので、4万5千俵が、出荷も含めた生産量ということになっております。そのうち、JAさんの取り扱いの部分は、だいたい半分くらいであります。さらに、今回トップセールスを行っておりますのは、一般的に特別栽培米ということで、JAで行っております特別栽培米のなかで、西会津げんき米という米がございます。これは特別栽培ですので、肥料と農薬、これを5割減ずつでやっている特別栽培米なんですけれども、これをセールスに行っております。これにつきましては、1俵、普通のコシヒカリを売るのに比べまして、1,300円、1俵当たり加算金が付くというような米になっておりまして、これを積極的に各方面に売り出しに行っているということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。その生産者にとって、どれだけ利益、収益増につながっているのかがちょっと分かりづらいんで、お米をつくっている生産農家も、JAさんに出すばかりではないですよ。自分で流通させている方もいらっしゃいますので、いわゆるトップセールスの効果が、そういう方々まで、いわゆる恩恵が受けられているのか、そういうところはいかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 もう少し、いまの話をお繰り返させていただきますが、一般的に西会津の農家の方が、例えば農協さんに売れば、今年の買い取り価格でいいますと、1万2,100円になるわけなんです。このまま何もしなければ1万2,100円なんですけれども、そのなかでも、いまほど申し上げた売れる要素、売れる米づくりのなかでやっております、げんき

米という特別栽培米、これを売ると、さらにそこに1,300円が、1俵当たり付くわけなんです。ですから、これが、この1,300円プラスアルファになる部分が農家へのメリットになるわけでございます。特別栽培米が特別栽培米として売れば1,300円プラスになりますが、流通業者がいなければ、普通のコシヒカリとして扱われてしまいますので、そうならないように積極的にPRをして、売り込んでいるということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 昨日来、今日の一般質問でもありましたけれども、本町の、いわゆる基幹産業である農業、農業が、いわゆる儲かる産業でなければ、その根本的な地域の振興には、私はないと思うんです。昨日来の同僚議員の答弁のなかでもありましたけれども、耕作面積も限られている。耕作放棄地を解消したり、集積化したりして、多少は増やせることは可能でしょうけれども。

そんななかで、生産量が限られているなかで、いわゆるどうしたら、じゃあ農業生産者が、いわゆる儲かる、農業が儲かる業種になるのかと思ったら、やっぱりその単価のアップということを考えていくしかないのかなと。私は実際につくっているわけでもないのですが、あまりその簡単には言いづらんですが、例えば、魚沼産のコシヒカリなんかは全国的に有名で、東京の百貨店に行けば、3倍、4倍、下手したら10倍の価格で流通しているお米もあるというようななかで、本町もやっぱり将来的には、こういうことを目指していかないと、生産量が限られている。昨日の西会津一おいしいお米をプレミアム販売しようと思ったら40俵集まると、本当にそれだけのボリュームで、いわゆる基幹産業である農業が、いわゆる儲かる産業として、町の生き残りをかけていけるのか、甚だ疑問なんです。

ですから、私はプレミアム価格、ブランド化というのも確かに必要ですけども、1,300円の、先ほどのげんき米、加算したといいますけれども、私は分からないけれども、流通させるには、いわゆる流通コストだとか、いろいろ考えると、遠方に行けば行くほどなかなか儲けも薄くなっていくのかなという思いがしております。いわゆるブランド化、プレミアム価格での推進というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 いまほどやり取りしておりますのは、主に米になるわけでございますが、まず米の件から申し上げますと、いまほど申し上げたような特別栽培という形で、やっぱりほかと違った栽培方法をして、安全安心な米を売ろうというような取り組みをしていけば、そこに必ずプラスの販売単価が出てくるわけでありまして、そういうふうにはプラスになる部分をしっかり流通業者の方に売り込んで、高い値段で買っていただく、これがプレミアム価格、米についてでございます。

また一方で、野菜につきましても、別な答弁で申し上げましたとおり、例えば、神奈川県小田原市のスーパーマーケットグループ、10店舗ぐらいのグループですけども、ここは西会津のミネラル野菜ということで取り引きをいただいております。ニラだったり、キュウリだったり、トマトだったり、ミニトマトだったという部分で、こういうのをミネラルニラというような表示で、ほかの産地がいっぱいあるなかでも、西会津町のやつを取り引きいただいているわけなんです。そういったところで、ミネラル栽培が、野菜の場合は

プレミアムになって、そういった西会津単独で、このキュウリは西会津のという形で取り引きをいただいている。

価格は、答弁のなかでも申し上げましたとおり、その年、年の、やはり作柄で、市場の単価が上がったり下がったり、数多くございますので、一概に高く取引できたということは言えないんですけども、西会津のものを取り扱っていただける、毎年必ず買っていただけの、こういった、やっぱり信頼関係の構築というのも、プレミアムの一環であるというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 農林振興課長の言うとおりであります。この件に関しましては、最後に町長にご答弁いただきたいんですが、いわゆる私は農家でもなくて、生産者でもないの、分かりづらいところでもありますけれども、生産者にとって最大の喜びというのは、つくった作物がおいしいと喜んで食べてもらえる。また、欲しいと喜んでもらえるということが、私は一つあると思うんです。でも、いわゆるいま、なかなか高齢化して後継者が育たない、若い就農者がいない、そんななかで、それだけでは私はだめだと思うんです。

やっぱり基幹産業、農業が儲かる産業とするならば、やっぱり収益の出せるような体制づくり、いわゆるプレミアム価格で堂々と売れるような体制づくりがこれから必要になってくるのではないかなという思いであります。その取り組みについて、町長はどうお考えになりますでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もトップセールスで、いろんな量販店、回ってまいりました。実際にこの、例えばお米1つとっても、ものすごい数のお米が全国から集まってくるんです。福島県産、これは京都に行ったときに、福島県産の棚がほとんどないんですね。やはりそういうところで、なぜなのかということが、いわゆる県も含めて、いまいろんな形でこの福島の安全安心というものについて、なるほどこういう状況なんだなというふうにつくづく思っているわけです。

今回やっぱり、きんきコープで取り扱っていただいたのは、今日、チラシ持ってきませんでしたけれども、チラシの、いわゆるど真ん中に枠取りして、西会津産、特産米、これが大きな枠取りして出すると、これがものすごい何十万人というきんき会員のなかで、やっぱり西会津のこのお米を食べてみようということが、いま、どんどん増えているということなんです。これはもう業者が言うわけですから、いずれやっぱり、店頭に並ぶ時代もくるでしょうと、こういうことなんです。米は、いまご承知のとおり、もう自由販売ですよ。そういうなかで、ただ農協出荷、あるいはつくっていれば売れるという時代ではなくなってしまった。いかにしたら売れる米をつくるかということ、そしてどういうところに取り引きしていただけるかということが、やはり生産者との直接的な結び付きもこれから出てくるわけなので、その仲立ちをするというのが、いわゆるトップセールスであるというふうに認識しながら、いま取り組んでいるところであります。

したがって、ただそういう販路をしっかりと持つことによって、つくれば、やっぱりきちっと対応してくれるんだなという、まずそういう土台づくりをしていくというのが、まず町としての役割だと。これが1つです。

もう一つは、やっぱりいま、ミネラル野菜で高齢化をきたしているという、まさにそのとおりです。この前も総会ということで忘年会ありましたけれども、やっぱりこれから、町長、若い人を入れてくださいという要望ありましたよ。それには、実績を上げなければならない。その実績というのは、やはり、出して売れる、そしてやっぱり、儲かる、所得の向上だということをしっかりと認識すれば、これから生産者も私は伸びてくるだろうと。これからやっぱり来年は、私の目標でありましたけれども、ミネラル普及会は倍にしたいなという話をしながら、普及者の皆さんに、そういう目標を持ってセッティングしているということでありますから、これは、きのこも、昨日、答えたとおりでありますので、第1次産業にしっかりと地に足を付けて対応していくことによって、町外からも参入してくれる若い人を期待しているところであります。

したがって、この経済の活性化の第1が、やっぱり第1次産業をしっかりと構築していく、そんな取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひお願いいたします。私もこの基幹産業、農業、儲かる産業になれば、それこそ後継者問題、若い人、人手不足等も、これ自ずと解消されてくるという思いであります。本町に関しましては、県内全域ですけれども、風評被害という足かせを持ちながら推進していかなければならないというようなことで、大変な時代、時期でありますけれども、これは儲かる産業として、ぜひ成り立つように推進していただきたいと思っております。

次、質問を変えます。人口減少対策について。移住・定住の実績等々に関しましては、ご答弁いただいたので分かりました。そんななかで、いわゆる移住・定住の1つの、私、以前も申し上げましたけれども、いま地域おこし協力隊というのが全国でも2,600人以上、活躍されていると。それで、3年の任期で彼らは来ているわけなんです、本町に来ている隊員も、皆さん優秀な方ばかりであります。3年の任期後、全国では約6割の方が、その派遣された自治体に残って活躍されているという報告を受けておりますが、この移住・定住を考えると、いろいろ都市部から来ていただくのもありますけれども、3年という長期間にわたって地に足を付けて働いて、生活をして、風土を感じていただいている隊員にとって、私はその方が定住してもらえるとというのが、一番手っ取り早い、簡単に言えますけれども、策なのかなという思いで、やっぱりその3年の任期後の受け皿対策、それをしっかりとくださいよという思いでございました。そのためには、地域おこし協力隊ももっと増やしてもいいんじゃないかという話もさせていただきました。その辺の状況はいかがなっていますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の定住ということでのご質問にお答えいたしたいと思っております。

地域おこし協力隊、いま現在5名おまして、今年度で任期終わる方が2名ということになっております。その方々の、一応、意向的な部分を確認しましたところ、卒業される2名の方については、定住いたしまして、何か生業を見つけながら、定住したいということをおっしゃっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 定住していただけると、大変ありがたい言葉ですよね。ただ、そう言われたから、ああよかったねで済ますのではなくて、やっぱり3年いたといえども、やっぱりこれからはサポートが必要です。そのシステムづくりをしっかりと、やっぱり私は今後つくって、サポートしていかなければならないのではないかなという思いでおります。来年度以降も多くの地域おこし協力隊を招致して、町の元気づくりというか、活性化に寄与してもらえることを望んでおります。

それで、1つ、交流人口の拡大についてお話させていただきますけれども、70近いイベントが年間に本町ではあるというようなことで、相当な入込客数があるということでもあります。そのなかで、町のやっぱりメインイベントとなりつつあった、いわゆるクラシックカーで元気なまちをつくる実行委員会による、なつかし car ショー、フォルクスワーゲン大集合等のイベントが、来年度以降、大変私は、できないのかなと心配しておりますけれども、そういうことはどんな、あのイベントにしても10年以上の歳月をかけて、本当に人が来過ぎて困ってしまう、だから春から秋に移して、ピークのときは1万8千人からの1日の入込客数があったというようなイベントでありますので、本当にそれなくしてしまっているのかなと、私、思いでおりますが、その点は、どんなことをお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 継続してまいります。事務局もしっかりしておりますので、その点は大丈夫だと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そう心強いお言葉をいただければ、大変ありがたいと。私も、1つの、町の顔のイベントの1つとしてなっているという思いでございましたので、来年度以降も、私もできるところは協力してやっていきたいなという思いでおります。

それで、最後になりますけれども、いわゆるいろんな都市部、友好都市等との人的交流を増やしていかなければいけないのではないかなというような話をさせていただきました。本町をPRするのに、先ほど来、商工観光課長、SNSを利用したり、いわゆる体験ツアーをやったりというようなことでやってございましたけれども、いまは確かに、何か事件があると、みんなスマホで映像を撮って情報を発信している時代になってしまいました。だから、いわゆるその行って、それぞれの人が体験することのPRというのは、口コミも含めて、大変大切なのかなという思いでおります。

そんななかで、いろんな都市との交流しておりますけれども、例えば宮古島市なんかは、随分前から私も知っておりました、交流しているのも知っておりました。でも、どんなところなのか知らないと、多くの町民がそうです。関係ある方は、例えば、食生活改善推進員であったり、健康運動推進員であったり、いろんな農産物の物販関係の人だったというのは、行く機会があったかもしれない。でも、なかなかそのほかの人らは行く機会がなくて、実は私、初めて去年行きて、ああ、こんな素晴らしいところなんだ、こんな素晴らしいビーチがあるんだという思いで、実は今年またリピートしてきました。それが、いわゆる交流人口だと思うんですね。

ですから、一つの提案ですが、来てもらえばっかりではなくて、例えば横浜でも、どこでも構いません。名前は知っていても行ったことがないところがいっぱいある、だから、

こっちからもやっぱり出て行って、いろんな情報発信をしてくる。その代り、行ったからには、それ以上に来てもらう。だから宮古島であったら、例えば、町民の翼のような企画を組んでもらって、みんな募って行ってもらう、その代り向こうからも来てもらう。本町の四季折々の自然を楽しんでもらって、おいしい食べ物を食べてもらって、それを全世界に発信してもらおう。そういうような取り組みも必要ではないのかなという思いで提案させてもらったんですが、その点はいかがでしょう。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 具体的な例をあげまして、宮古島との交流とか、あと子どもたちのやっている大宜味村という部分に対しても、確かに物産とか、あとは健康交流とか、いろいろやってございます。確かに私どもで行く部分は多いんですが、なかなか宮古島の方から来ていただくというのは、確かに少ないというのは、私も認識しております。距離的な問題もありますし、気候的な部分もいろいろあるのかなとは思っておりますが、ただ、先ほど言われました、つばさ的な部分は、もう少しいろんな部分と調整も必要でございますので、ご提案はご提案として受け止めさせていただきますまして、今後、調査していきたいと考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ検討してください。私は、その宮古島に関しましては、実は観光交流協会の会長にも、いいところだから、ぜひあなた行ってこないとだめですよというようなことで、実は行ってきてもらいました。いいところだったという評判でありました。

それで、観光交流協会にも、いまと同じ提案をしたんです。この町で1回、行けるようなツアーを企画したらどうだろう。それで、みんなでこう来てもらって、いわゆる人的な交流を増やすこと。宮古島の健康運動推進員だったかな、去年来ていただいたのは。楽しい方がいいらしいらっしゃったんですね。我々もそういう人的な交流を深めることが、本当のやっぱり交流人口拡大につながるもんだなという思いで、私おります。最後に町長、その辺は、町長いかがでしょう、町長の英断で、やろうなんていうことはないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いい提案ですから、来年、やっぱりそういう何とかの翼とか、何とか交流とか、いろいろ企画をして、どこか1つ、やっぱりやってみてもいいのかなというふうに思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長から最後、いいご答弁をいただきましたので、私の、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時48分)

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

平成28年12月 7日(水)

開 議 10時00分
散 会 16時00分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第8回議会定例会議事日程（第6号）

平成28年12月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 事務検査に関する決議

日程第3 議案第1号 西会津町こゆりこども園条例

日程第4 議案第2号 西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例

日程第5 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 西会津町税条例等の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 青木 照夫
2. 清野佐一

第8回議会定例会議事日程（第6号の追加1）

平成28年12月7日

追加日程第1 事務検査

○議長 おはようございます。

平成 28 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。11 番、青木照夫でございます。師走を迎え、今年 1 年を振り返ってみますと、決して平穏無事であったとは言えず、むしろ多事多難な年だったと言えましょう。国内であっては想定外の地域で発生した地震などの災害、国外であっては、イギリスの EU 離脱、アメリカの TPP からの脱退が現実になろうとしていること等々、暗いニュースが連続しております。とりわけ TPP 不成立という事態となれば、日本の経済成長に大きな影響を及ぼす懸念があります。貿易立国であった我が国は、いまや貿易収支で 206 位までに凋落し、見る影もありません。経常収支では第 3 位、各国が保護主義に転じるようになれば、自由貿易が縮小し、国内景気にも影響がくることでしょう。来年も多難な年になりそうです。

さて、当町においても、少子高齢化が進み、人口減少の歯止めがかからない現実と、それに伴い、町の自主財源の減少傾向は避けられず、こうしたなかで、今後のまちづくりをどのように進めていくべきかは重要な課題であります。

今次の定例会では、3 項目について質問いたします。

最初の質問、1 つ、自然災害に強いづくりについてであります。近年、各地で大型地震が連続的に発生しております。4 月に発生した熊本地震では、本震後に発生した余震の震度が大きく、被害が増大しました。これまでの一般常識を超えており、地震災害時の対応のあり方に課題を残しました。また、その後、当面予測していなかった鳥取県中部地震が発生しております。会津は安全安心とはいえない状況であります。住民の生命、財産を守るために、万全を期す必要があります。災害発生時に最も重要なことは、通信手段確保と住民を守る緊急物資の確保であります。

そこで、次の諸点についてお尋ねいたします。

1 つ、民間業者コメリとのあいだに、緊急物資の供給について防災協定を結んでいるとのことですが、具体的にはどのような品目、数量なのか。また、緊急時には優先的に配分の特約などがあるのでしょうか。

2、県内の自治体で町独自の防災倉庫を設置したという報道がありました。規模は 2,400 人、3 日分の緊急物資とのことあります。当町でも万一に備え、各地に緊急物資備蓄倉庫を設置しておく必要があるのではないのでしょうか。

3、災害時に最も必要なのは、通信手段の確保であります。電話線の破断は覚悟しなければなりません。携帯電話も遮断される、電源も切れれば使えません。被災現場の状況がどうなっているのか、何が不足しているのか、また救援物資が届けられても、情報が常時的確に行われなくては、救援活動に支障がきます。多くの被災者が経験し、役立った

と答えているものに通信手段の確保があります。生活物資の配給情報などを得る一番役立ったのは地域ラジオ放送、とりわけご当地限定FMラジオ放送だったということです。これまでに何度か地域限定のFM放送の開設や連携の必要性について質問しておりますが、検討する余地はありませんか。防災、減災に強いまちづくりの推進は、将来、移住・定住者の増加にもつながる可能性もあります。まちづくりの重要課題として取り組む必要があると思います。

二つ目、人口減少に耐え得るまちづくりについて。地球全体の人口は、開発途上国を中心に増え続けている一方、先進工業国を中心に人口減少が進むという2極化が進行しております。我が国でも、少子高齢化とともに人口減少が進んでおり、歯止めをかける有効な手段が見いだせないのが現実であります。

我が町も例外ではありません。このことは町が行った、将来の人口減少予測数、4千人を割ってしまう結果が示されております。人口減少が構造的な社会現象となるならば、例えば、将来、人口が減少しても生き残れるまちづくりを今から模索していく必要があります。そこでお尋ねいたします。

1つ、様々な行政需要に応え、町を運営していくためには、資金確保が重要であります。当町の年間予算をみますと、自主財源が3割、依存財源が7割となっております。依存財源の主なものは、地方交付税であります。今後、交付税が増えるという保証はありません。自主財源の将来の見込み額がどうなるかが心配になります。住民税、固定資産税、軽自動車税などの地方税が主な町の収入なわけですが、人口減少に伴い、減少していくことと思われまます。今後30年間における、5年ごとの推定予測額はどのくらいになるのでしょうか。

2、地方自治体でも課税自主権があることを聞いたことがありますが、東京都が導入しているホテル税があるようではありますが、町には課税対象となるものが見当たりません。北海道、当時の余市市で運営している、町営ワイン工場などの官営工場では、利益を上げている例もあるようですが、当町での自主財源の手段はありませんか。

3、税収のほかに財源確保の手段がなのであれば、限られた予算でやっていくしかありません。あれもこれも予算から、あれかこれか予算で、費用対効果を重視した行政運営を徹底するしかありません。現在使用中の公共施設、そのまま耐用年数まで使用することとし、新しく建設する際には、極力1カ所に集中するようにし、町民の利便性の向上と維持管理がしやすく、経費節減につながり、近いことが望ましいわけです。遠くある福祉施設と診療所は、距離的に近いことが望ましいわけです。

また、限界集落についても、集約して町中に集中化を図る、集団移民構想も必要となると思います。当然、居住の自由は尊重されなければなりません。まちなかに移住することのメリットが大きいと思います。特に高齢者の医療や買い物などの日常生活の利便性は、確実に向上すると思われまます。当然、永年住み慣れたところを離れるのは忍び難いものがあります。それは理解できます。しかし、年々過疎化は進行しております。理解してもらおうのは時間がかかるでしょうが、費用対効果の面からも避けて通れない時期にきています。町の考えを伺います。

最後の質問であります。町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。月刊誌、政経東北

の10月号に掲載された、伊藤町長2期目の驕りと題し、5ページにわたる特集記事と、続く11月号では、この記事に対する町長の反論記事が掲載されておりました。多くの町民にも読まれたと思います。どのような経緯でこの記事になったのかはともかくとして、町のイメージダウンにつながりかねません。この記事は町長の政治姿勢を2期目の驕りという視点から指摘した記事になっているようです。同誌10月号の2期目の驕りのメインタイトルのなかで、当初の公約に反する黒塗り公用車の答弁を次のように紹介しております。原文のまま会議録によるとしたものであるという記述がありました。

平成27年の6月に、一般質問のなかで、町長の報酬の減額につきましては、1期目の、前期におけるマニフェスト、いわゆる選挙公約に掲げ、実行したもので、今期、2期目の報酬については減額するということが掲げてございません。このことは町政の基本政策、理念的なものではなく、自らの政治姿勢として判断したものでございます。と述べられております。

そこでお伺いします。政治姿勢で最も大切なことは、自治体の長である町長として行動する際、最も重視しなければならないのは、信念の表明であると思います。具体的に言いますと、町長選に立候補した際に、町民に約束した公約を誠実に守ることであると思います。町長は自らの政治姿勢として判断したと答弁されているのですが、改めて町長の政治姿勢とはどのようなものかをお伺いします。

以上、私の質問でございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。11番、青木照夫議員のご質問のうち、私からは町長の政治姿勢についてお答えをいたします。

ご質問の月刊誌の記事につきましては、投書をもとに編集されたようでありますが、私の考え方や事実関係につきましては、その後、記者の取材に応じ、お答えをしたところがあります。したがって、記事の内容に対して、私から改めて述べる場ではないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、自然災害に強いまちづくりについて、1点目、2点目のご質問にお答えいたします。

町は、平成26年3月に、災害時における物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するため、NPO法人コメリ災害対策センターと、災害時における物資の供給に関する協定を締結しております。具体的な支援物資といたしましては、作業関係用品、日用品、飲料水、冷・暖房機器、電気用品、トイレ関係用品など、主な支援物資として具体的に記載されております。数量につきましては、記載されておきませんが、町が必要とする量について、供給していただけることとなっております。

次に、町独自の、緊急物資備蓄倉庫の設置の必要性はないのかとのご質問であります。5番、長谷川義雄議員にもお答えいたしました。町では、現在、旧群岡中学校や道の駅にしあいつ倉庫等に非常用アルファ米や防災用保存水、毛布、布団、食器などを備蓄しております。また、平成25年度から災害時における応援協定を、埼玉県三郷市をはじめ、12

の企業や団体と締結をしております、食糧品等をはじめ、各種物資の供給、LPガス・石油類燃料等の供給などについて応援していただく内容となっております。

今年も、2月に、旧会津いで農業協同組合、会津いで総合サービス、西会津町商工会、株式会社リオンドールコーポレーション、かわちやグループ有限会社河内屋商店、かわちや株式会社の6社と災害時の応援協定を締結し、食料品・飲料水・日用品などの調達に関する充実を図ったところでございます。

このことから、おただしの、緊急物資備蓄倉庫については設置を考えておりませんので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、自然災害に強いまちづくりのご質問のうち、地域FM局の開設や連携についてのご質問にお答えいたします。

町では、安全安心なまちづくりに向け、緊急時の通信手段の確保は大変重要であると認識し、防災行政無線やケーブルテレビを整備し、町民の皆さんに火災の発生や大雨・大雪などの警報をはじめ、地震発生などを知らせる全国瞬時警報システム、Jアラートの情報を伝達しております。

通信手段の確保の1つとして、地域FM局の開設や連携についてのおただしであります。FM放送局には、コミュニティFM放送局とミニFM放送局の2つがあり、コミュニティFM放送局を開設するには、電波法に定める手続きが必要で、開設には局舎改造費や電波の送信所などを設置した場合、約6千万円程度の整備費が見込まれます。

一方、ミニFM局の開設には、微弱無線を使用しているため、総務省の免許が必要なく、機器の設置に係る費用についても安価で済みますが、受信できる範囲が100メートル程度と範囲が狭く、気象条件や障害物がある場合には、電波が減衰することもあり、町全域をカバーしたり、恒久的に使用することは難しいといわれております。

町では、来年度よりデジタル化に向け、防災行政無線を更新することとしており、そのなかで、難聴世帯には宅内用個別受信機の設置も検討しており、これとケーブルテレビを併用し、有線、無線の2つのシステムの組合せによる通信手段で、災害情報を伝達していくこととしております。

したがって、現時点ではFM局の開設は考えておりませんので、ご理解願います。

続きまして、人口減少に耐えうるまちづくりのご質問のうち、公共施設や限界集落の再編成による集中化対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、公共施設の再編成についてであります。町では、児童、生徒数の減少に伴い、平成14年に中学校を、平成24年には小学校を統合し、来年4月には町内3カ所の保育所を統合することで現在作業を進めております。こうした統合、集約化により、教育環境の改善や教育効果の向上、多様化する保育ニーズや施設の老朽化に対応するとともに、財政運営の効率化も図っているところであります。

また、統合後の校舎などの遊休施設については、平成24年度に、西会津町廃校施設等利活用計画を策定し、廃校舎の利活用方針を定め、その方針のもとに対応しているところであり、活用できる施設については有効活用し、財政負担の軽減を図っております。

次に、集落の再編成についてのおただしであります。集落の再編成は、費用対効果で

判断するものではなく、愛着を持ってそこに住んでいる方々の意向が最も大切であるとの認識から、積極的に行政から進めるものではないと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、人口減少に耐え得るまちづくりについてお答えいたします。

国では、人口減少への歯止めや地方への人の流れをつくり、将来にわたり活力ある日本社会の創生を目指し、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。

これを受け、本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に策定し、安定した雇用の創出や新しい人の流れづくり、若い世代の結婚・出産・子育ての実現、時代に合った地域づくりと安全・安心の確保を基本目標に掲げ、各種施策を積極的に展開しております。

今後30年間における5年ごとの町税収入の見込みは、とのご質問であります。30年間を予測することは不可能であり、現時点で推計しております今後5年間の見込みについて申し上げます。

平成28年度当初予算の合計額は、5億7,559万1千円でありましたが、年々減少し、平成33年度には、約5,500万円減の5億2千万円程度となる見込みであります。しかし、議員もご承知のとおり、町税が減収になった場合は、地方交付税でその4分の3が補填されることから、5,500万円減に対しまして、1,375万円程度の減収となる見込みであります。

次に、自主財源を増加させる方策はとのおただしにお答えいたします。前段で申し上げましたとおり、本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、豊富な森林資源を活用した新たな産業づくりや定住・移住の推進など、各種事業を積極的に展開しており、これらの事業が順調に推移していけば、自主財源の確保につながるものと考えております。

今後、様々な事業を展開していくためには、当然その財源は必要となります。このことから、より一層自主財源の確保に努めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 まず、自然災害に強いまちづくりについてであります。コメリとの協定内容は細かく聞かせてもらいましたが、コメリの基本的な経営方針というのは、在庫をしないということになっております。であるならば、緊急の場合、コメリはご承知のように、新潟県が本社であります。いざ災害のときに、緊急の場合、その場ですぐ調達できるのかということになれば、コメリとの協定内容はどうなるのか。また、ここで述べさせたように、町民の方に優先的な配分がどのようにされるのか、その辺、聞かせてください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

コメリとの協定内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。コメリは、議員ご承知のように、全国展開をしている企業でございます。コメリにつきましては、全国に10カ所の物流センターと申しますか、その商品を供給する施設がございます。私どもの近くでは、本部のあります新潟県、また、郡山のほうにも物流センターがございます。その物流センターからの物資を供給していただくこととなりますけれども、コメリは、ご存じのように大手でございますので、その物流センターで多種多様で、数量についても

多く備蓄をしているということをごさいますして、対応については十分ですね、していただけるような内容となつてごさいます。

それで、一例でごさいますけれども、先般の広島土砂災害のときですか、このときもやはり、コメリのほうから災害物資が届けられたということで、内容としては土嚢袋17万袋とかということでごさいますけれども、これも、その連絡をいただいてから、本当にすぐに、6時間後に、もう供給されたというようなことでごさいますので、量等につきましても、十分にあるというようなことでごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 遠くても、いまの答えのなかでは6時間以内に物資が届けられたということであります。郡山とか、県内にもありますが、地元西会津町が想定した場合、やはり交通が途絶される。そういう可能性もあります。そういうなかで、6時間というのは、緊急の場合、どういう状態になるのか、想定が、混乱が予想されますけど、一番近い、そういう調達としては新潟県とおられまましたが、地震が発生した場合には、やはりその辺の、その万が一の調達先ということのを的確に町民にも知らせてもらおうという必要がありますけど、その点の、調達の先はどのようになつておひますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 まず、物資の調達ということでごさいますので、災害応援協定につきましては、ご答弁申し上げましたように、12の企業等とのやつておひますので、コメリだけではなく、様々な企業と協定を結んでおひますので、その辺、いろいろあるということをごさいますので、まずご理解いただきたいと思ひます。

それで、コメリからという限定でごさいますけれども、コメリ、先ほど申し上げましたように、近くでは新潟市、それと郡山のほうにも物流センターがごさいますし、あと、東北のほう、花巻のほうにもごさいます。また、群馬、高崎のほうにもごさいますので、東西南北、当地を囲む東西南北の地点に、いろいろ物流センターがあるということでごさいますので、例えば新潟県側の被害が大きかつたときに、新潟市からの供給は困難であつても、東のほう、郡山のほう、また北のほう、また南のほうというふうには、様々な拠点がごさいますので、そのルート、交通ルートを使いながら供給していただけるものと考えてごさいます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 コメリに関しては理解いたしました。日配品であるリオンドールとかかわちとかも協定されておひますということでありますけど、これも日にちの問題や、いろんな問題があると思ひますけど、在庫ということに対しては不安がないのか、その点、もう一度伺ひます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

コメリのほかということでごさいますけれども、例えば、申し上げました食料品につきましては、リオンドールコーポレーション。これも福島県内を中心として近県のほうにも出店をされておひます企業でごさいますので、そのルート等も多種多様で供給していただけるのかなということ。あとやはり、食料品ですと、かわちやグループ、先ほど申し上げま

した、かわちやグループさんですとかもございます。あと、ほかの生活用品につきましても、会津、現在は、よつば農協さんですか、とかございますので、いろいろな皆さまと協定を結んでおりますので、その供給に関しましては、災害時応援協定に則って供給していただけるものと考えてございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 次に、FM放送ということで、私はこれ、何べんも質問していることですが、今回の答弁も、6千万円以上もお金がかかると。また、電波的に問題があるということの答えであります。なぜ何回も同じようなことを質問しているのか。熊本での起きた状況、また、東日本大震災の起きた状況、これは連絡が取れなくて、いろんな問題が、物資の、どこに、誰が、どんなものが必要なのかというのが、連絡が取れなかったということであります。熊本に対しては、物資は多く運ばれました。しかし、連絡ができなくて、実際の罹災者の口元には届かなくて、日にちが超過されてしまったと、そういう問題があるから、身近な放送、FMが必要であるということを示しているのではありません。

それは、携帯の問題からいろんなことがあります。これは、いまの答弁のなかでは、できませんということですが、私はこれから以降も、できることまで、私は何回もこれから繰り返し質問いたします。

次、質問を変えます。人口減少について。これは当然、人が減れば税収が減るわけです。総務課長が言われたとおり、いろんな5年間のスパンの中でも、そう、大しては減収になりませんというような答えでありましたが、しかしながら、現実には過疎化され、人が減り、将来は3,800何人がしの人口の予測をされていると、そういうシミュレーションがなされているわけでありまして。そういうときに、町は、それでもやっていけるまちづくりをしていくという決意が、私は聞いたかったのでありますが、その辺の、税収の問題について自信がありますか、その点、聞かせてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げまして、今後、人口減少等によりまして、税収は減少して、間違いなく減少する予測でございます。ただ、先ほど答弁でも申し上げましたが、現在、国の地方交付税制度、これが継続していけば、結局、地方交付税の目的と申しますのは、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図って、かつ必要な財源確保を保障するというところで、税収の多い市町村、少ない市町村、それぞれ様々あるわけでございますけれども、少ないところには、地方交付税制度によって、その自治体が通常の行政運営ができる、保障するというところでございますので、税収は減っても、ある程度地方交付税で補填はされるということですので、税収が減った分、即、町の財源が減ると、イコールではないということでございます。

あと、自主財源の確保につきましては、先ほどご答弁で申し上げましたとおり、いま現在、町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、新たな産業づくり、定住・移住の促進等々、各種事業を展開してございますので、それが順調に推移していけば、当然、自主財源も確保できるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、もう1つでございますが、人口は当然これから減っていくと、それは間違いございません。ただ、人口が減った場合、歳入も減りますが、歳出もその分、減る分もございますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、3番目の、町長の政治姿勢についてお尋ねします。町長は、本当に口数少なく終わられました。いろんな面で町長の姿勢というものを聞かせていただけたのかなと思いましたが、意外や、その10月号や11月号の内容についても、まったく口に出されませんでした。その内容について、どうしてお答えにならないのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員から、町長の政治姿勢ということでもありますので、そういうことについてありますと、私のほうからしっかり述べさせていただくということでもあります。しかし、この週刊誌、あるいは月刊誌、その目的というのは、議員もどういう目的で出されているかということぐらいは、十分承知していると思っております。

したがって、そういう記事に対して、いちいちいちいち議会で取り上げるとか、あるいは、それにお答えするということは、あまり他の議会でもないのではないのかなと、こう思っております。

したがって、政治姿勢という観点から申し上げたいと思っておりますけれども、私は、基本的な政治姿勢というのは、これは不変でありまして、みんなの声が聞く町政、町政の均衡ある発展、これを政治姿勢と掲げて、これまで行ってまいりました。いわゆる選挙うんぬんの話、ありましたけれども、選挙のときの公約というのは、その時勢にあった政策的課題を提示をして、そして実行することを約束するものであります。町長も議員も任期は4年1期とこう定められておりますので、政治の政策的な課題というのは、そのときどきの、いわゆる時代にあったものが、その公約として、また出てくるものであるというふうに思っているところでありますから、自ずとその時代にあった政策的課題というのは、当然変わってもいいのではないかなと、こう思いますし、そうしたことが、いわゆる声を聞く町政、柔軟な町政政策ではないのかなと、こう思っているところであります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 本来ならば、いま町長が言われました、そういう月刊誌というか、載せられたのはどういう目的なのかということではありますが、これは目を通した方は、なぜなのか、真意はどうかということをおっしゃっているわけです。それにお答えできないということは、私はどうかのかなと。昨日、同僚議員から、3期目に向かっての言葉のなかに、各苦言のなかで、町長は真摯に受け止めて、3期目を継続して頑張ってもらいたいという言葉の内容かと思いました。

そのなかで、せっかくそういう応援の言葉というか、あったにも関わらず、その内容についての答弁は一問一答のなかではされておりません。私はそういう姿勢を見ると、苦言は、みんなの個人の考えだから、私はやっていることは間違いがないというような受け取り方に、私は捉えてしまいました。本当に、いま町長が言われたように、政治姿勢ということで、町民の声を、響きのあるまちづくりをやっていくということであれば、そういう質問

の内容に対しても、真摯にお答えできるはずだったのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 どう答えていいのか、いわゆるこの、いま出されている、この前出されたような個別の問題について、改めてここで、その一つ一つに答えることが、町長のいわゆる役目とか、あるいは真摯に答えるとかということと違っていらっしゃると思いますけれども、私はそういうことではないというふうに思います。言論の自由のなかにおいて、どう書かれるかということは、私が書いてくれなんて言った試しは一度もないわけですから、勝手に書くわけですよ。それをいちいちいちいち議会の議場の場で、お答えするというこの内容にはあたらないということをお願いしているわけでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いちいちそういうのには答えるにあたらないということでありますが、私はそうではないと思います。やはり、一番いま最近の話ですよ。話、内容的に申し上げますと、まずプレミアムの商品券の問題。それから2つ目は役場庁舎の問題。それから3つ目は、黒塗りの車、給料の半額の問題。そのなかで掲載されたわけです。雑誌社は、やはりその裏付けがないと、当然、掲載されないと思います。なぜならば、訴えられれば負けます。裏付けがあるから雑誌社は取り上げたのではないかと、私はそう信じておりますので、町長は、そのなかでも、私は曲がったことが大嫌いというなかのコメントも入っております。私も議員として、同じく、曲がったことは大嫌いであります。そういうなかで、もし、そういう疑問点やおかしな点があったら、私はそうでない、ここは違っている。それはいちいち取り上げてはおかしいということではなくて、町長が昨日、10番議員のなかでのやり取りのなかを聞かせてもらっても、暖簾に腕押しのような答弁のやり方、私はそれを見させてもらっても、やはりそれが本当の政治姿勢なのかなと、私はそう思います。その点、聞かせてもらえますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何回も言うわけでありましてけれども、雑誌の内容を、この質問事項に書いていうならば、その雑誌のどこの部分のどういうところについて、町長はしっかりと答弁してくださいと、こういうことを言えばいいんですよ。雑誌のなかを質問事項のように取り上げて、それがあたかも真実のごとくのように、誠意に答えていないなんていうことは、質問に値しないと私は思っているんです。

ですから、雑誌のどの部分が、こういうことが真実なのかどうなのか追及してくださいよ。そして、そのことを書いたのは私ではないんです。通告にないものをいちいち答える必要は私はないと思っています。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いちいちそういう内容について出してないから、そんな質問の内容に値しないということでありまして。それでは申し上げます。よろしいですか。私のタイトルは、町長の政治姿勢という大きなタイトルです。このなかで、私ずらっと3項目申し上げました。よろしいですか。お答えしますと言ったことでありますので、いいですか。まず、この10

月号、11月号のなかでと、取り上げた内容を私申し上げます、いいですか。それを項目にあげていますよ、いいですか。10月号のなかで取り上げた内容でいま申し上げてよろしいですか。だって中身があがっていないと言っているけれども。

○議長 通告をまずもう一回繰り返してください。

○青木照夫 通告の中身は、中身これから言います、いいですか。10月号に掲載された、それ聞きたいじゃないですか普通は、違いますか。町長は聞きたくないといわれますけど。

○議長 暫時休議します。(10時49分)

○議長 再開します。(11時04分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問のなかで、いま、すごく感じていることは、項目の内容に入っていないということで中断されていたわけですから、そのなかで申し上げます、よろしいですか。10月号の中身と11月号の中身、3つさっき申し上げました。申し上げます。一問一答にはならないから、3つ続けて。

○議長 一問一答ずつやって。

○青木照夫 まず、プレミアム商品券についてであります。いいですか。内容があがっていた。ほかの人は黙っていてよ。私がこの内容についてあがったものを申し上げます。よろしいでね。プレミアム商品券。これは何べんも私が質問させていただいた内容であります。それは、6,800人のなかで、194人しか買えなかった。それで上限が、1世帯50万円。それプラス10万円で、60万円になったということの内容で、私は一般質問させていただいておりました。

そのなかで、取り上げられた内容で、町長の内容、プレミアム商品券の内容で、こう述べられておりました。私は、高齢者や多くの方に、そのプレミアム商品券を行きわたるように、たったその一言だけ言って、私はタッチしておりませんと、そういう内容の記事であります。そこで私は、じゃあなぜ、最終的には町長が、これでいいですよと判子を押すわけでしょう。じゃあ50万円のプレミアムで、これでいいと、やってくださいと、そういうことに対して、最終的にはそれをいろんな面で、商工会からの受け取り方のなかで判断されて、承認されたわけでしょう。またその町長が、それに対して、私はそれしか言っていないということ自体、私はおかしいのではないかと、それを答弁してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 端的に申し上げまして、プレミアム商品券の使い方、こういったことについては、私は一切タッチしておりません。商工会が、こういった予算を付けていただいて非常にありがたいというようなことで、役員が町長室に来ましたから、私はそのなかで、広く皆さんに行きわたるような政策で対応していただきたいと、たったそのことを一言だけ申し上げた限りであります。

それで、その後の以降については、具体的にどういう使われ方をするには、これは商工会で決めていく問題であったことでもありますから、そのことは議員も十分ご承知のことです。

したがって、そのいきさつ、経過について、私がどこで一言一句、一言一句というよりも、そういう権限はまったくなかったということです。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 権限がなかったということではありますが、最終的には町長が、これでいいよと判子を押したわけでしょう。私はそれを言いたいんです。これで、町長がおっしゃられた多くの方に、あれしてくださいよと言いながら、最終的には50万円で、うん、まあいいというような経済拡大につながる、こういう何べんも答弁をいただき、判子を押した、承認したわけです。私はそれを申し上げたかったわけです。いま答弁いただきましたから、次に変えます。

役場庁舎問題、移転問題であります。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行の発言がありました。発言を許します。

○渡部憲 時間が過ぎております。構わないんですか。

○議長 時間は、先ほどの休議分は抜いてあります。11時16分まで大丈夫です。

進めてください。

○青木照夫 これは、私はずっと疑問を持って、反対の立場できたなかで、それで、プールのところを、2階建てのプレハブをつくるということから発端が広がったわけですね。それで、いろんな文化財のそういう指定されていたところということから、掘り起こして、それで2年間延長して、本来ならば来年使用できる。それでも費用的には3千万円、3千万円、6千万円かけている。そういうなかでの話し合いのなかで、町長はどういうことをおっしゃられたのか。それは、この内容を見ると、あれは数十年前に、小学校が建てられていたから、私は既にそういうものを調査して終わっていたというような答弁の内容が載っているわけです。あれっと思います。それは、教育委員会、全てのことで、私は知っていることであつたと私は信じておりますが、町長の答弁は、小学校、建てた時点で、そういうことは、もうすべて終わっていたということの内容の掲載です。その点、町長はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 だって、それは当たり前のことじゃないですか、あれだけの建物を建てたり、プールをやったってことでもありますから、私は当時、そういうふうな遺跡のうんぬんの問題というのは、あの当時、建てていた時点で、もう終わっていたんじゃないのかなと、こう、その当時は判断したわけですから、しかし現実には、そうではなかったということ、それだけの話です。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 役場庁舎移転問題については、このあとの同僚議員が質問されると思います。

あと、最後のもう1点は、黒塗りの車、それから給料半額、半分の件についてが掲載されております。その掲載された内容を見ると、町長が、私がゆっくりここで読ませていただいたことは、もう1度言いますよ、去年の6月に一般質問のなかで、町長の報酬の減額につきましては、1期目の選挙におけるマニフェスト、いわゆる選挙公約を実行したもので、今期2期目の方針については、減額するということを掲げてごさいません。このことは町政の基本政策、理念的なものではなく、自らの政治姿勢として判断したものでございまして。と述べられている。私は、こういう政治姿勢が本当にあつたとしたならば、私は、

この内容の掲載を見ると、議員の報酬や三役の報酬や、いろんなそういう周りのことを考えると、私は元に戻さざるを得ない、私は大人になるしかない、そういう掲載をされておりました。その点についてはどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おっしゃるとおりです。これは政策的なもの、政治姿勢というような観念でから、なっていましたけれども、やっぱり政治姿勢というのは、まず自分が、政治に対してどう向き合うかということをしっかり述べるということでもあります。ですから、みんなの声を聞く町政、あるいは町全体をとおしたなかで、均衡ある施政を、やっぱりちゃんとやらなければならない、このことが私の一番の町政に対する政治姿勢なわけでもあります。

ただ、いま言ったように、この自分の報酬、これは自分だけではなくて、いろんな方々もおやりになっていることでもあります。ですから、そういったことは、最初のときの選挙の公約の1つに掲げたことは事実であります。これは黒塗りの車もそうでありますけれども、しかし、そういうことが自分だけの問題ではなくて、やっぱりこれから、議員含めて、あるいは特別職も含めながらやっていったときに、そういうことだけでこだわる必要はないんじゃないかと、もう、そういうことで1期4年間は、そういったことを掲げながら実施してきたということでもあります。

2期目のなかにおいては、1期目の質問のなかの内容というものを十分に精査をした形で2期目は対応したわけです。どういうことを言われたか、町長報酬半額の町長は、仕事は半分しかできない。こう面と向かって言われたんですよ。私はあえて、そのことは異を唱えませんでしたけれども、しかし、そういったことまで言われながら、これをやる必要があるのかどうなのかということも、やっぱり自問自答しましたよ。それで、そういったことについては、やっぱり自分なりに考えた結果、大人になるしかないだろうということで、2期目の政策には、そういったことは一切載せていなかったと。ですから、それは条例を改正したわけではなくて、元に戻したという形で取っていただいたということでもあります。

○議長 時間ですから、最後のあいさつにしてください。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう口調で述べられて、伺わせてもらいましたが、私は政治姿勢ということであれば、例えば、名古屋の河村市長、これは年間800万円、それは、私の任期期間は政治姿勢として貫きます。これずっと何期目もおしています。そして、このあいだ東京都の都知事になりました小池都知事、これはやはり半額、これも政治姿勢として任期期間中はずっとおします。さらに、いま問題集中されている豊洲問題、地上問題、これに対しては、私の就任以前の問題であります。知事として、それを深く受け止めて、給料3カ月間5分の1を減給します。ということも政治姿勢として取り上げられて、全国的にこれは伝わっています。であるならば、町長はそういう姿勢をね、いまいろんな、そんな半減だから半分仕事できない、私はそう言ったことは知りません。どういう方が申し上げたか存じません。そういうなかで、町長が判断されて、黒塗りの車もいろんな変更をされたことを伺っております。

最後に、答弁はありますが、もちろん。町長の感覚のなかで、最後に言わせてください。

町長は、いまの車、約 650 万円の予算内で買われたそうです。

○議長 時間過ぎていからなるべく短く。

○青木照夫 それを、私の乗っている車から比べると、高級車じゃありませんと、そういう掲載の内容であります。これは、いまテレビを見られている方が、どう判断されるかわかりませんが、私も町民の代表であります。そういうなかで。

○議長 まとめてください。

○青木照夫 私は、答弁は時間ありませんので、求めませんので、終わります。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13 番、清野佐一でございます。私は、今定例会に 3 つの項目について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まずその前に、去る 11 月 20 日に行われました、第 28 回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会において、我が西会津チームが、昨年より 11 番も順位を上げるという大躍進をし、さらに敢闘賞を受賞するという快挙を成し遂げました。長いあいだ練習に励んだこられた選手の皆さんはもちろん、監督、コーチをはじめとする関係者の皆さん、そして特別指導コーチの越尾咲男氏のご労苦に感謝し、心より拍手を送りたいと思います。本当におめでとうございました。

それでは質問に移ります。今年も余すところあと僅かになり、明ければ町長選挙の年となります。町長は昨日の一般質問のなかで、3 期目への出馬表明をされました。もうすぐ平成 29 年度に向けた予算編成への作業も始まるのかなと思われま。

そこで、伊藤町政 2 期目最後の予算ということで、特別な思いがあるかと思いますが、新規事業について考えがあるか否かをお伺いをいたします。

次に、現在、上原地区に公園整備が行われております。そして、今後、原町ポケットパークも整備されるとのことでありますが、4 月には、町内の保育所も森野地内に移ってしまい、園児たちの元気な声も聞こえなくなります。町内の賑わいを取り戻すためにも、スポット的な整備だけではなく、全体を見据えた都市計画も必要ではないかと思ひます。考えをお伺いするものであります。

また、ほかに重点施策として取り組む事業があれば、あわせてお伺いをいたします。

次に、協働のまちづくりについて質問いたします。本町では、平成 16 年 9 月に自立宣言をし、平成の大合併には参加しないで、自立の道を選択しました。そして、その後、まちづくり基本条例を制定し、町民が主役で、行政、議会が一体となった協働のまちづくりをしようということで、今日に至っております。協働の定義としては、ある文献によりますと、協働とは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいふとあります。そこで、伊藤町長の協働のまちづくりについての考え方をお伺いいたします。

1 つ目として、町民とどう向き合うのか。

2 つ目として、議会とどう向き合うのか。あるいはどう向き合ってきたか、ということでも結構であります。

次に、横町館跡の発掘調査について質問いたします。本来は平成 27 年度に移転に向けた改修が行われ、平成 28 年度には、新役場庁舎として使用されていたであろう旧西会津小学

校舎は、埋蔵文化財発掘調査のため、いまだに使用することができず、あともう1年、発掘調査を行わなければなりません。庁舎移転が待ち遠しい限りであります。

そこで、平成28年における出土品も含め、発掘調査の成果はどのくらいあったのかお伺いをいたします。

また、私は、この横町館跡の発掘調査の件について、今回で3回続けて取り上げております。それはなぜかと申し上げますと、昨年、試掘調査に携わった考古学の専門員の方3名が、今年、平成28年には参加されなかったからであります。町当局に質問をいたしましたところ、専門員の方々の都合によるものだとのことでありました。しかし、その後、話を聞いてみますと、その専門員の方の一存ではないと、そうではないということが分かりました。

そこで私は、これは専門員の方々の名誉に関わる問題として、再度9月議会に質問をし、詳しい説明を求めましたが、誠意ある答弁ではありませんでした。答弁書のなかには、2行ないし3行の、前回と同じ答弁のみでありました。そのため、このたび、3たびお伺いをするものであります。明快な答弁をお願いいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、清野佐一議員の協働のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず、町民とどう向き合うかのおただしであります。私は町長就任以来、町民との対話、地域経済の均衡あるまちづくり、みんなの声を聞く町政を政治の基本理念に据え、町政に取り組んでまいりました。常に町民目線でのまちづくりを基本として、直接町民の皆さんと対話する町政懇談会や、まちづくり提案制度、町長へのおたより、重要な政策を決めるときの意見公募など、様々な方法で町民の皆さんの声を町政に反映するよう努めているところであります。

次に、議会とどう向き合うのかというおただしであります。議員ご承知のとおり、現下の地方自治制度において、議決機関である議会の議員と、執行機関である町長は、ともに直接住民から選挙により選出される二元代表制が採られており、ともにお互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割と責任を果たしていくことが重要であると考えております。議会定例会等における一般質問や議案に対する質疑、さらに全員協議会等における議論は、町の様々な課題解決や、快適な町民生活の実現を図る上で、極めて重要な過程であると認識しております。これまでも、議会でもいただきましたご意見・ご要望等につきましては、真摯に受け止め、十分尊重し、誠意をもって対処してまいりました。

今後におきましても、まちづくり基本条例に規定されております、まちづくりの主役は町民であることを基本に、町民の皆さんの声と、議員の皆さんの意見を十分にお聞きしながら、協働によるまちづくりを一層推進していく考えでありますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 13番、清野佐一議員の横町館跡発掘調査についてのご質問にお答えいたします。

本年度分の発掘調査は、4月18日から11月25日まで、校庭面を中心に実施し、無事終了したところであります。出土した遺物としましては、少なかつたものの、数種類の渡来

銭と陶磁器の破片などを確認したところであります。また、遺構としましては、鎌倉時代から明治時代のいずれかと思われる無数の柱穴や土坑、または、新たな堀跡や溝、井戸などが検出されたところであります。建物跡は、掘立柱建物と思われる跡が4棟確認されましたが、現時点では、それがいつの時代で、何かは特定できていません。

今後は、発掘調査の成果をもとに、埋蔵文化財発掘調査報告書の作成に向け、十分に考察してまいりたいと考えております。

次に、2点目の発掘調査員が変わった理由についてのご質問にお答えいたします。今次の発掘調査におきましては、昨年に引き続き、専門家の皆さまに発掘調査員をお願いしたところであります。しかし、専門家が立ち会うこととなっていた工事の一部について、配慮を欠く部分があったことから、このことについて、専門家の皆さまに説明と話し合いの場を設け、誠心誠意お願いを申し上げたところでありますが、残念ながらご理解をいただかず、発掘調査員の承諾を得られなかったものであります。

町としましては、埋蔵文化財の取り扱いについて、改めて埋蔵文化財発掘調査に関する運用指針などに基づき、関係者相互の緊密な連携のもと、情報共有を図りながら、適切に対処してまいり所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、平成29年度予算についてのご質問にお答えいたします。

平成29年度当初予算の編成にあたりましては、総合計画後期基本計画に基づき、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念とし、教育の振興と人材の育成、地域経済の活性化、健康づくりと安全安心を政策目標に掲げ、現在の大きな政策課題でもある地方創生の取り組みとして昨年度策定しました、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化に向け、人口減少対策やしごとづくり、交流人口拡大のための事業等を推進するための予算編成を行っていく考えであります。

平成29年度の新規事業については、今後の予算編成作業で調整してまいります。主な事業を申し上げますと、まず、人づくりや定住対策では、来年4月開園の子育て支援の拠点となる認定こども園の運営事業や、アートによるまちづくりをさらに推進するための、西会津国際芸術村の施設整備など、また、若者定住促進住宅整備構想の策定や、地域おこし協力隊員の増員を図り、若者対策や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

しごとづくりでは、菌床きのこ栽培のための培養施設や菌床きのこ用パイプハウス事業の推進などの環境整備を進め、菌床きのこの大規模産地化に向けて取り組んでまいります。

安全、安心なまちづくりに向けては、幹線道路の整備計画策定のための調査事業や、防災行政無線デジタル化整備事業に本格的に着手し、防災体制の強化・充実を図っていくこととしております。

次に、仮称町民文化センターの建設も含め、都市計画策定なども必要と思うが。とのお質しであります。町民文化センター整備も含めた、野沢まちなかへの誘客や、まちなかの景観づくりを総合的に検討するための組織を来年度立ち上げ、検討を進めていきたいと考えております。

次に、重点施策として取り組む事業であります。地方創生の具現化に向けて、少子化対策では出産祝金事業など、これまでの子育て支援事業を継続して実施し、合計特殊出生率や人口の減少対策に取り組み、また、定住、交流人口の拡大に向けては、本年度に引き続き婚活など後継者対策事業や、定住・移住総合支援センターの運営事業などを積極的に推進するとともに、さゆり公園施設の改修事業を引き続き実施していきます。

また、教育の振興と人材の育成では、町の将来を担う人材育成を図るため、小中一貫教育の推進や西会津高校の支援を引き続き実施するとともに、町の資源である歴史文化をさらに磨き上げるため、歴史文化基本構想を策定いたします。

地域経済の活性化では、米・ミネラル野菜・きのこを三本柱として、町の資源を活かした農林業の振興や、道の駅よりっせを核とした誘客の拡大に努めてまいります。

健康づくりと安全安心では、町民健康づくりの推進に向けて、「健康がいちばん」をキャッチフレーズに、食と運動と健（検）診を相互に連携させた健康づくり事業を推進し、道路網整備では、町縦貫道路である町道野沢柴崎線の全区間が、平成 29 年度中に完成の予定であることから、重点的に予算配分していくこととしております。

さらに、役場新庁舎の移転事業については、今年度から、2カ年で建物改修を実施し、役場機能の充実や防災拠点としての庁舎整備を図り、町民が利用しやすい庁舎づくりに向けて事業を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは再質問をしたいと思います。まずはじめに、先ほど来、11 番議員のなかにもありましたけれども、私も町長の某月刊誌に出ました記事も見させてもらって、それについての確認もさせてもらいたいなと思っております。一応、町長もご覧になっておられるはずですから、11 月号に掲載された分については、町長がご答弁されている、答えておられるということで、そういうなかで、間違い等があるのか、ないのかということの、まず確認をしておきたい。これは違っていると、これはあれだということの、そういうことはございませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まったく通告にないことですから、何が間違っ、何が間違っていないのか。例えば、私の名前とか、出身だとか、何をやってきたとか、経歴などについては間違っはおりません。そして、町長出馬にあたってのいろんな動きのうんぬん等、問題については、取材を通して、あるいはいろいろと誰が書いたか分かりませんが、投書によって書かれたものでありますから、真実もありますし、また憶測で書かれたものもありますので、具体的に項目で、これはだめだ、これは何だ、これは何だなんていうことのお答えは、なかなか困難でありますけれども、しかし、そういうことをごちゃ混ぜにしながら、ああいいう月刊誌は書くというわけですから、まったく根も葉もないことを書いているということではありませんし、また憶測でものを書いて、面白おかしく書くことによって、あの本が売れるという視点が違うわけでありますので、そういったことにしか私は答弁できないのかなと、こう思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 何でもこういうことをお伺いしたかと申し上げますと、またその話をすれば、

町長は昔の話ということの、言われたいかと思いたくはないと思いますが、かつて、某新聞社に掲載された原発事故後の中間貯蔵施設の設置を前向きに考えているという記事が載ったんです。

(「議事進行」の声あり)

○議長　　まだ、最後までしゃべらないと分からない。どこがどういうふうにならなくていいか分からないから、これが質問なのかどうなのか、急に止めないで。

続けてください。

○清野佐一　　そういうことがあって、聞いたら、町長は、それは誤報だというようなことで話をされました。それで、そうであったら、やっぱり町長の名誉に関わることだから、投書するなり、申し込んではどうですかと言いましたけれども、されませんでした。

あわせて、昨日の話でございますが、昨日の、その新聞に載っていた、監査委員に対して注意をしたと載っていたわけですよ。それを同僚議員がただしたところ、いや注意ではないと、話し合いをした程度だという話です。だけれども、そういう実際のもので、町長が考えておられるその認識というか、その事実と、また違う点があるというようなことがありましたから、そういう意味で確認をさせてもらったところでございます。それで、昨日の監査委員のことにつきましては、本人のいる前でよくも言われたなという感じは持っております。これは感想です。

それで、前にも申し上げましたけれども、これは議員の研修資料のなかで、議員は住民を代表して重要な事件を審議し、決定し、行政を批判し、監視する機関であるというようなことでありますので、そのようなことを念頭に置いて質問をさせてもらいたいと思いたくありません。

それでは、まず横町館跡の件に関して、まず質問をさせていただきます。これについては、いろいろ遺構があったと、いくらかは出てきたというようなことでありますが、聞くところによりますと、以前、試掘のときに、確認をされていたものが、前の説明会では説明がなかったというような話も聞くわけですが、そのような事実はございますか。確認されなかったから出てこないということですから、調査は滞りなく行われたんでしょうか。

○議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　　お答えいたします。

本年度分の調査は、全員協議会でもご説明申し上げましたように、予定通りの面積、予定以上の面積、調査することができました。

○議長　　13番、清野佐一君。

○清野佐一　　資料によりますと、いろいろな時代のものが出てきたということですが、ある方によりますと、中世館跡の遺構が残っているんじゃないかと、そういう可能性があるというようなことでもありました。ですから、その、どの程度の深さで、どの程度までの調査をされてきたのか、例えば、いろいろな層が、聞くところによると何層にもなっているんだというような話ではありますが、その時代ですね、中世とか近世とか、いろいろありますが、そういうその発掘の時期をどの辺に標準を合わせて、最低ここまではやろうということやってこられたんでしょうか。

○議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

時代で申し上げますと、鎌倉時代、約700年前の1300年ころからの記録が、新編会津風土記等の文献に残っております。それで、中世から現在までの様々な遺構が想定されるということで進めてまいりました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど申しあげました中世館跡の遺構があるんじゃないかというようなことを指摘された方々というのは、当初は、2年では発掘が無理ではないかというような考えをお持ちだったようであります。その後、いろいろな年代とか、ある程度あの面積とか、そういうのを含めて判断されたとは思いますが、それが結構早く進んでいるということについては、早く進んでいるのがいいのか、ましてその遺構が少ないことと関連があるのかどうか分かりませんが、その辺については、それぞれ立ち合いの方と密接な関係でやってこられたんでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

町職員の担当のほかに、県の財団のほうから専門家を派遣していただいているというのが、以前申しあげましたとおりであります。その、また、方と協議をしながら、十分現場を見ながら進めてはまいりましたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど私、最初に申しあげました、今回、発掘に関わる質問を3回も続けてやらせてもらっています。それは何かといいますと、先ほども申しあげましたように、いままで、本当に昭和50何年からだそうです。その西会津町の発掘に携わっていただいたそれぞれの先生方、それがいろいろな、いくらその、いろんな話だと、手順の違いとか、連絡どうのこうのとありますけれども、そういうなかで、結果として、その方々が辞退をせざる得なくなったということについては、ことの次第が明らかになったと私は考えておりませんが、それらをはっきりすることによって、そのために、その方々がやむなく辞退をされたということになると思うんですね。

そしてあわせて、前回も申しあげましたけれども、いろいろ西会津町のそういう土器関係、そういう文化財関係も、今後とも将来的に、まだまだ、いろいろな価値のあるものがあるわけです。それらを大きく広げていくためにも、そういう方々の名誉を回復といいますか、をすべきだと私は考えるんです。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

先ほどの答弁のなかでも、本当に配慮が足りなかった部分が多々ありましたというふうにお答えをさせていただきました。その一つは、工事を発注する際に、工事を実際にされる方と何回か打ち合わせをしました。周知の埋蔵文化財包蔵地で工事をする際には、地下に文化財が眠っている可能性が非常に高いわけですので、それを破壊しないように、専門家の立ち合いが必ず必要だと。そのことは再三申しあげたんですが、ただ、その伝えるときの伝え方ですね、私は、これはひとつ配慮が足りなかったなと思っています。それは、

この工事は、専門家の方が工事現場におられないときには、工事をやってはいけないんですというふうに、やっぱり、しっかりと伝えるべきだったなというふうに思っています。ここは本当に配慮が足りなかったと。

それからあとは、周知の埋蔵文化財包蔵地で工事を行う場合については、文化財を所掌する県の担当部局に、工事を始めますよという通知をしなければなりません。この通知がされなかったと、これは教育委員会としては、弁明の余地はありません。そういうふうに考えております。

そして、いま改めて、調査を依頼した専門家の立場に立って、この一連の経過を考えたときに、私はこのように考えています。必要な手続きが確実になされていない状況では、専門家の皆さんに発掘をお願いしたときに、専門家の皆さんにとっては、参加したいんだけれども、協力はしたいんだけれども、できないというのが、その私は本心ではないかなというふうに考えています。だから、そここのところは本当にご迷惑をおかけして、大変心苦しく思っております。

それから、いままで発掘事業をはじめ、町の文化財事業を推進するためにご尽力を賜りました皆さまには、今後も町単独ではできないものについては、状況に応じてご支援、ご協力を、ぜひいただきたいなというふうに思っております。またそれと同時に、今後、町の職員、教育委員会もそうですけれども、専門的な力量を高めてもらって、いままで様々なご指導をいただきました専門家の皆さまの後継者として育っていくように、経験を積んでいってほしいなというふうに思っております。

そんなふうに、いま感じておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、その一番の原因がプールの解体ですよね。私の間違いだったら訂正いただきたいんですが、たぶん解体には800万円くらいの予算ではなかったかなと思うんですが、それで、それだけの工事をやるのに、ちゃんとした工事の図面ですか、そういうのがあって、そのなかにその設計図ですか、があって、そのなかにもちゃんと立ち合いをすべきだということも書いてあります、私もちょっと拝見しましたけれども。そして、そのほかに、いつどこで誰がその指示をしてどうだということが、いまだに明解ではないのかなというふうな感じで、私としては本当に釈然としないというか、はっきりしないなというようなことでありますが、それらについて、その経過については何か問題はなかったんでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 この工事については、関係する部署が数カ所にわたっております。その関係する部署同士での連絡調整、十分ではなかったのではないかなということも考えられます。

それから、先ほどもお話いたしましたけれども、やっぱりその工事を実際にする現場で、この工事はこういうふうな意味を持つ工事だということを、工事の担当される方に直接、注意事項も含めて、打ち合わせの段階で打ち合わせるべきだったというふうに思っています。そのことが不足していたのかなというふうに感じています。

今後、文化財が関係する様々な事業を推進するにあたっては、特にその文化財というのは、一旦破壊されてしまうと取り返しがつきませんので、その辺の連絡調整は十分にしな

がら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、いま教育長が申されたように、本当に、破壊されてしまえば、本当に貴重な町の財産ですよ、それが本当に価値のないものになってしまうというようなことであります。

それで、あれでしょうか、今回のそういう事案について、その某月刊誌によりますと、これは町長の言葉で書かれているわけですが、これは本当か嘘か、それは町長からお話いただければいいと思いますが、業者が勝手にやったんだと、分からなかったんだというような話で載っています。だけれども、分からないで、指示もないのにそんなことが果たしてできるのかなという、いささか疑問を持つわけですが、その辺の、なんといいいますか、そういう工事を発注する、あるいは事業をやる、その一連の流れというのは、どのような、こう誰が指示をして、こう流れというのを、もし今回の場合に、どこで何が足りなかったのかをお知らせいただきたい。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 工事につきましては、建設水道課のほうで担当させていただきましたので、その点については私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

今回のプールの件につきましては、埋蔵文化財の包蔵地であるということから、設計図書等には明記をしながら工事は進めさせてきたところではございましたが、先ほど教育長からお話ございましたように、現地で行うべきところが抜けていたりというような、少し配慮が足りなかった面がありまして、ちょっとこのようなことになったことではございます。

工事に際しましては、工事を担当します監督員なり、あと請負をいたします業者なり、あと今回の場合は、埋蔵文化財がございまして、そちらのほうの担当と、この3者のなかで綿密に打ち合わせ協議をしながら進めていかなければならないというのが具体的な手順でございます。そういったなかで、やはり配慮が足りない面があったということで、このようなことになったというふうに認識しております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今回、認定こども園を建設するにあたって、入札をした、落札した業者さんができないと、会社の都合でできないというようなことで辞退をされ、それに違約金という形で1,700万円をもらっているわけですね。今回のように、町の1つの基準というか、いろんな指導というか、ルール、手順から外れて、文化財を、やはり損傷した、また文化財の保護条例というか、保護法に違反をしているわけです。だから、それらについてのペナルティとか何かというのは考えてはいなかったのでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、行政に対しての関係のご質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

いま議員のほうから、文化財保護法違反ではないのかというお言葉がございましたけれども、その点につきましては、教育委員会のほうから県の文化財課のほうに報告を申し上げまして、県の文化財課のほうからは、それについては、違反という向こうからの指導はなかったということで、文化財課からはそういった報告があったということでございます。

我々といたしましても、そういった工事の施工上で、設計図書にしっかり記載されている内容、あるいは建設水道課、生涯学習課と打ち合わせをしながら、そういったところの手続きについては、十分にしていかななくてはならないということは、もうやる以前の問題の話でございますので、それに対して、今回、このようなことが起きたということでありましたので、それについては、私のほうから業者を呼んで、今後そういったことのないように、きちんと手順を踏んで施工するよというということで、業者、それから関係課含めて、そこは周知徹底を図らせていただいたということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 立ち合いに立つべき人が立たないで、そういう下の文化財を壊して、それ違反にならないんですかね。これはちゃんと確認してください。私は、それが違反でなければ、あと違反なんて何もしない、関係なく何でもできるんじゃないかと思うくらいですけれども。その辺は確認してください。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 いまの法に関する部分、申し上げます。前回もお答えしたかと思うんですけども、県のほうには、いまの一連の関係について、文書で報告をいたしました。それで、県のほうからは指示がございましたけれども、それは雪解けを待って、プールの部分も1つのトレンチとみなして、試掘調査をしてくださいと、それでその後、遺構という部分を確認できましたので、本調査にそのまま移ったということでございます。

それでこの件に関して、現在、県のほうからは特に、いわゆるペナルティですとか、そういったものについてはございません。これも前回申し上げましたけれども、そういった状況でございます。

○議長 暫時休議します。(12時04分)

○議長 再開します。(13時00分)

教育長、新井田大君。

○教育長 先ほど、横町館跡の遺跡発掘の件でご質問をいただきました。それに関連して、文化財保護法の基本的な考え方について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

文化財保護法、この法律は、文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。これが大きな目的であります。

地方公共団体の任務についても記されてございますので、ちょっと条文を読ませていただきます。政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。それで、西会津町の文化財についての様々な事業を進める上では、この基本的な考え方、これを今後ともしっかりと考えながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

なお、今回の件につきまして、罰則規定についてはどういうふうになっているのかということでもございました。そのことについて、ちょっと文化財保護法のなかでは、どんなふうを示されているのかお答えをしたいと思います。

まず罰則規定があるものについては、重要文化財について、重要文化財として指定されたものについて。それから、重要有形民俗文化財について。それから、史跡名勝天然記念物の件について。大きくこの3つでございます。今回は、発掘している場所については、これらに該当するものはございませんけれども、ただ、文化財保護法の基本的な理念、考え方、これに則って進めていかなければならないというふうに思っております。

なお、今回、プールを撤去したことについては、県の担当課のほうに、先ほども申しましたように、その経緯については報告してあります。それについての、いまのところ県からの指示はございません。そういう状況でありますので、お伝えしておきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま教育長よりご説明いただきました。これからも、やはり遺跡なり、いろんなことの間わりがあるかと思えます。だから、今回のことをやはり教訓にさせていただいて、そういうのも、重要文化財だからこうではなくて、そういうところから、それに匹敵するものが遺構として出てくるかもしれない。だから、やはりことは慎重に進めていただいて、やるべきではないのかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

あわせて、先ほど来、申し上げております、やはり長年お世話になって、また西会津町を本当に心配してくださっている先生方にも、名誉の回復といいますか、それらを一応お願ひだけしておきたいと思っております。

それでは質問を変えて、協働のまちづくりについてお聞きしたいと思います。町長より、答弁のなかで、二元代表制を重んじるというようなご答弁をいただきました。今日、私も質問に立つときに申し上げましたが、やはり質問をしたことに対する答弁が、2行、3行というような、誠意のないことではあってはならないと思っております。となれば、やはりいくら二元代表制だ、お互い信頼関係をもってやらなければならない、協働のまちづくりやりましょうといっても、これは当然無理が生じます。そんなことで、そういうことのないよにお願いをしておきたいと思っております。

そして、あわせて、これもお互いに理解をしてもらわないと、協働のまちづくりにも差し障りがあるのかなと思っておりますので、ちょっと申し上げたいと思っておりますが、これ実は、町長が9月議会の最後にお話された決算の不採択に対するご意見というか、ことであります。平成27年度一般会計決算は不採択となりました。残念なことであります。主な決算内容は、2日間にわたり常任委員会ごとに勉強会をもって審議いただきました。一般会計総額66億3,870万円。執行率は96.8パーセントであります。私は不採択の原因となるものは、これが町長の考え方ではありますが、例えば、予算見積りが過大であって、そのことで欠損を生じさせ、このため事業が執行されなかったこと。または議決に付すことなく、専決事業が多いことなど、様々なことがあるかと思っておりますが、その理由としては、私はそうしたものを解していたのであります。しかしながら、今回の不採択の理由は、これらに該当するものではなく、木を見ずして枝葉の理屈といわれるものであります。そして、全職員が懸命に努力して年間総仕上げが報われないようなことではあってはならないと思うのであります。議会と執行の両輪とは、まさに信頼ということが大切であります。このことを申し上げたいと思っております。ということをお聞かしております。

そこで、これ誤解のないように、私たちもご理解いただきたいと思いますが、これは我々の虎の巻であります議員必携、決算の認定というようなことのなかに、決算の意義と考え方ということのなかの一文であります。決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべきであるということで記されておりますので、一応、説明ということでさせていただきました。

次、予算についてご質問いたします。まず仮称だと思いますが、町民文化センターを建設する構想、これも先ほどの月刊誌の一文にも書いてありましたが、言及されていますが、具体的にどのようなものかお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 町民文化センターについてのご質問ですけれども、まだ具体的に、その文化センターの構想なり、その検討にも入っていない段階ですので、いま現在、こういった概要というか、そういったお示しするものがまだございませんので、来年度以降、先ほども申しあげましたように、まちなかの整備なども含めながら、遊休施設等の利活用、さらに役場の跡地等の、そういったものを検討する会議を立ち上げながら、そういった具体化に入っていきたいというふうなことでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 都市計画についてお尋ねしておりますが、私はまちなかの賑わいを取り戻すのに、スポット的なものを、今度、線で結んで、スタンプラリーというようなもので観光客が周れるような、まずルートをつくって、そしてその周辺を重点的に、今度、景観づくりというか、そういうのに取り組んではどうかなというふうな思いでおります。そしてまた、そのルートには、要所要所に公衆トイレとか、そういうのもつくってはどうかという考えではおりますが、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

景観づくりについての、いまご質問あったわけですけれども、当然、いまのまちなかの整備について、検討するなかにおいて、そういった中央通りの景観とか、野沢の昔風の宿場風のつくりとか、そういったものを思い出させるような、そういった景観なんかも、その検討会議のなかで検討していきたいなというふうには思っております。

あと、スタンプラリーについては、現在も商工会主催でやったりとか、あと県の観光関係でもそういったスタンプラリーなどもやって、まちなかを歩いていただくような、そういったイベントなどもやっているところでもありますので、そういったものも継続して実施していくような方向でいきたいなというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 スタンプラリーについては、いろんなのでやっていますけれども、1つの町を、1つのルートにしたなかでの、またそういうのもいいのかなというふうなことで申し上げたところでございます。

あと今回、その新規事業ということで、期待していたんですが、プールについて、今回

説明がありました。早速あがってくるのかなという期待を持ったわけですが、その辺の考え方というか、プールについてはどのような考えでおられるのでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、プールの建設の関係について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

西会津小学校にプールを設置するという方針につきましては、先日のいろんな説明のなかでご説明申し上げたとおりでございます。その建設の時期でございますけれども、先日も申し上げましたように、定例会の補正予算のなかに、その基本設計となる委託料、計上をお願いしております。その基本設計を今回載せたということの内容でございますけれども、これから国のほうでも、国の第3次補正がこれから生まれようとしてございます。そのなかで、そういったメニューがもし出れば、すぐにでもそれに乗っかっていきたいというふうには考えてございます。当初予算はこれから編成にあたりますけれども、そのなかでも十分に検討はしていきたいということで考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 補正でいろいろ設計計画をされるということでありまして、やはりプールというのは子どもたち、本当に楽しみにして待っていたわけです。ですから、やはり一日も早くできるように、努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、いろいろご丁寧なご答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

日程第2、議会案第1号、事務検査に関する決議を議題とします。

本案についての説明を求めます。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、事務検査に関する決議案を申し上げます。提出者は記載のとおり、議運（議会運営委員会）の皆さまでございます。

標記の議案を、西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

平成27年度決算における収入未済額は6,885万円、不納欠損処分は1,662万円であり、貸付金においても返済期限を経過した未返済金がある。

税は所得や資産の状況を根拠に課されるもので、各種使用料等については受益の対価として負担するものであり、著しい滞納は公平性に欠くのみならず、財政の健全性に影響を及ぼす重大な問題であります。

したがって、適正な徴収事務等がなされているか検査するため、決議案を提出する。

次のページでございますが、事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

1、検査事項。

(1) 滞納状況（収入未済）に関する事項。

(2) 貸付金(生活援助資金、トータルケア修学資金)に関する事項。

(3) 不納欠損処分に関する事項。

2、検査対象。

(1) 滞納状況(収入未済)に関する事項については、平成27年度の町税、国民健康保険税、介護保険料、保育所運営費負担金、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料、へき地保育所使用料、住宅使用料。

(2) 貸付金に関する事項については、平成27年度の返済状況。

(3) 不納欠損処分に関する事項については、平成27年度処分したすべての事項。

3、検査の方法。

(1) 関係書類の提出を求める。

(2) 本会議で議員全員が検査をする。

以上でございます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、事務検査に関する決議は、原案のとおり可決されました。

追加日程配付のため、暫時休議します。(13時20分)

○議長 再開します。(13時24分)

ただいま可決されました事務検査について、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに事務検査を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、事務検査を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、ただちに事務検査を行います。

なお、これから行います事務検査については、秘密会としたいと思います。

秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ、討論を用いないで可否を決することになっております。

出席議員は13名であり、その3分の2は9人であります。

○議長 事務検査を秘密会とすることについて採決します。

秘密会とすることに賛成の方は、起立願います。

(「全員起立」)

○議長 ただいまの起立者は、3分の2以上です。

したがって、事務検査については、秘密会とすることに可決されました。

○議長 事務検査には、課長及び会計管理者兼出納室長以上、並びに事務検査に係る担当課については係長以上の出席とし、以外の方は別室で待機願います。

なお、みなさんに申し上げます。

事務検査は、概ね14時40分終了を目安に行いますので、ご協力をお願いします。

準備のため、暫時休議にします。(13時26分)

(秘密会)

○議長 再開します。(15時00分)

日程第3、議案第1号、西会津町こゆりこども園条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第1号、西会津町こゆりこども園条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、現在、平成29年4月の開園に向け工事を進めております西会津町こゆりこども園に関する設置条例を制定するものであります。本こゆりこども園は、認定こども園、放課後児童クラブのほか、子育て支援センターを配置して、西会津町における子育て支援の拠点施設とするものであります。

本条例では、西会津町こゆりこども園を運営するために必要な名称や位置及び管理運営等について定めるものであります。今年度中に、県への認定こども園設置許可申請並びに運営にかかる指定管理者の選定等を進めるために必要となりますので、本議会に提案するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第1号、西会津町こゆりこども園条例。

本条例は、第1章西会津町こゆりこども園、第2章認定こども園、第3章放課後児童クラブ、第4章子育て支援センターの4つの章と附則からできています。

第1章は、西会津町こゆりこども園全体にかかる部分を定めており、第1条には、子育て支援の拠点施設として設置することを、第2条には、西会津町尾野本字新森野53番地に置くことを定めております。第3条には、こゆりこども園内に認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センターを設置することを、第4条には、その運営を指定管理により行わせることができる旨を定めております。

第2章は、認定こども園について定めており、第5条は、設置目的です。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条に定められています教育及び保育の目的を達成するため、同法第2条第6項に規定する保育所型認定こども園として設置するものであります。

第6条は、利用定員を定めており、全体で200名とするものです。

第7条は、入園資格を定めており、第1号では、本町に住所があり、西会津町子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則により、1号から3号までの支給認定を受けたものとしております。第2号では、町長が必要と認めたものとしており、他市町村か

ら入所希望があった場合も定数内であれば入所が可能です。

第8条は、保育料を定めており、平成27年に定めた西会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則に定める保育料を収めていただきます。これは、現在の野沢保育所の保育料と同じ金額となっております。

第9条は、開園時間を定めており、午前7時30分から午後6時30分まで開園することとしております。希望がある場合は延長保育もできる規定となっております。

第10条は、休園日を定めており、日曜日、祝祭日、年末年始については休園とするものです。

第11条は、指定管理者に行ってもらふ業務を定めており、設置目的を達成するための教育と保育のほか、子ども園の維持修繕に関すること等を委託することとしております。

第12条は、運営基準を定めており、国が定める基準に基づき運営することとしております。

第3章は、放課後児童クラブについて定めており、第13条の設置目的では、放課後等において保護者が不在である家庭の児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業を行うため設置するものであります。

第14条は、対象児童です。西会津小学校に就学している児童で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象とするものです。

第15条は、利用手続きなどは規則で定めることとしております。

第16条は、使用料を定めており、月額2千円としています。

第17条は、開所時間で、通常は小学校の放課後から午後6時30分までとしています。夏休み、冬休み期間は午前7時30分から開所いたします。

第18条は、休所日を定めており、日曜日、祝祭日及び年末年始を休所としています。

第19条は、指定管理者に委託できる業務を定めており、利用する児童の保育と健全育成を図るための事業のほか、施設の維持、修繕等を委託するものであります。

第4章は、子育て支援センターに関する定めであります。

第20条は、設置目的で、妊娠期から子育て期までの子育て家庭の育児支援を切れ目なく行うための総合支援施設として設置するものです。

第21条は、利用者を定めており、町内の児童生徒やその保護者、及び子育て支援を行う個人団体の方等子育てにかかわるすべての人が利用できます。

第22条は、センターで行う業務を定めており、子育てに関する相談、情報の収集・提供、子育てに関する活動をする個人団体の支援育成などを行い、支援センターに行けば子育てに関する全ての対応ができるようにするものです。

第23条は、業務時間ではありますが、午前8時30分から午後5時までとしております。

第24条は、休所日を定めており、土曜・日曜日、祝祭日、年末年始は休所としております。

第25条は、委任の規定であります。

次に附則ではありますが、第1項は施行期日であります。平成29年4月1日から施行するものです。

第2項は、保育料の経過措置を定めております。

第3項は、来年の4月からスムーズな運営ができるよう、指定管理者の指定に関する準備行為を施行期日前にも行えるようにしているものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　1点お聞きします。放課後児童クラブなんですが、月額2千円と、それで時間を延長することもありますとなっていますが、それは利用する児童が複数以上なのか、1人でも利用できるのでしょうか。申し込みが、例えば1人であっても、延長保育、延長児童クラブですか、行うのか。また、それについては利用料は加算されないんですか。

以上です。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　放課後児童クラブの延長保育という、延長の預かりという部分でございますが、これは、1人でも2人でも、保育所自体、認定こども園が午後7時までやっておりますので、午後7時までは預かるようにしております。その利用料につきましては、現在も加算ということでは取っておりませんので、今後も加算はしない予定でございます。

○議長　4番、小柴敬君。

○小柴敬　今回は、西会津町こどもこゆり園（こゆりこども園）のなかの条例でありますけれども、これの2章、3章、4章、認定こども園内部、それから放課後児童クラブ、それから子育て支援センター、これらの職員の資格とか、あとは人数規定、そういったものは別個に定めるものでしょうか。関連事項なのでお伺いします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　職員等の規定でございますが、認定こども園、それから放課後児童クラブにつきましては、法律で定められた最低基準がございますので、それ以上になるように配置する予定でございます。

それから、子育て支援センターにつきましては、町の施設でございますので、町でこれからこういった職員を配置するかというような部分で、じっくり内容等を精査しながら、決定していきたいというふうに考えております。

○議長　1番、三留満君。

○三留満　入園資格についてなんですが、定員以内であれば、他町村からも受け入れは可能だということですが、この場合には、保育料についてはどのようなになるのでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　他町村から入所の場合の保育料でございますが、これにつきましては、まず基本的に他町村、ほかの市で、さっき言いました1号から3号の認定を、ほかの市なり町村で受けていることが前提になります。そこの受けた市町村で保育料等については徴収をすることになります。それで、西会津町でかかるものについては、その町村から負担金という形でいただくというような形になります。個人からは、保育料は自分が住んでいる市町村のほうに納めていただくというような形になります。

- 議長 8番、渡部憲君。
- 渡部憲 西会津町こどもこゆり園(こゆりこども園)の指定管理者の選出と申しますか、指定はどのようになさるのでしょうか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 指定管理者の指定でございますが、今回の条例の附則のなかに、附則の第3項としまして、指定管理者の指定にかかる準備行為ということで、この条例が定められる前に、施行日前においても、その指定管理の手続きをすることができるということになっておりますので、これにつきましては、現在、手続き等を進めているところでございます。なお、内容等につきましては、このあと議案として提出するようになりますので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 10番、多賀剛君。
- 多賀剛 私も200人、定員200人で開所したいということですが、来年4月の開所時の入所数は、実際どのくらいになるのか。
- あと、いまほど1番が他町村からの受け入れはどうなっているか、保育料に関しては分かりましたが、実際に問い合わせ、申し込み等は現在あるのか、ないのか。
- それとあと、来年4月開園に向けて、こゆりこども園の条例をつくるわけでありまして、それに向けて鋭意努力されているということですが、現行保育所の廃止条例が今回は出されなかった。3月で出されるということですが、今回、出されないのは、現在の認定こども園、こゆりこども園が4月開所に向けて何らかの懸念材料があるのか、余計な心配なのか、順調にいつているということですが、その点を教えてください。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 まず、来年の入所見込みでございますが、西会津町で来年、ゼロ歳児から5歳児まで、全てで182名になる予定でございます。現在、だいたい78パーセントから80パーセントの方が、現在3つの保育所に入っているという状況でございますので、8割と考えまして、145人から150人程度の入所になるのかというふう考えております。
- それから、他町村でございますが、現在のところ、特に問い合わせ等はないのが現状でございます。
- それから、今回、廃止条例を出さなかったということですが、今回につきましては、先ほども申し上げましたように、年度内に保育所の許可申請が必要なことと、あと指定管理者の指定の業務を先行してやらなければいけないという部分がございますので、条例の設置についてだけ提案させていただきました。
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
- これから議案第1号、西会津町こゆりこども園条例を採決します。
- お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町こゆりこども園条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

農業委員会事務局長、玉木周司君。

○農業委員会事務局長 議案第2号、西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、本年4月の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から町長が議会のご同意を得て任命する制度に変更されたため、平成29年、来年7月に任期を迎える町農業委員会につきましても、この新制度に対応するため、農業委員の定数及び新設される農地利用最適化推進委員の定数等を定めるものであります。また、両委員の報酬等につきましても規定するため、附則において、所要の一部改正をするとともに、併せて、現在の選挙制度に係る条例についても廃止するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第2号 西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例。

第1条は趣旨であります。農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、西会津町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めることを規定しております。

第2条は農業委員会委員の定数を定めており、12人と規定しております。

第3条は推進委員の定数を定めており、11人と規定しております。

次に附則であります。第1項は、施行期日ですが、この条例は交付の日から施行するものであります。

第2項は、今回の国制度改正で不要となった西会津町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものであります。

第3項は、同様に西会津町農業委員会委員の選挙区に関する条例を廃止するものであります。

第4項は、経過措置ですが、この条例の施行の日までに在任している農業委員につきましては、その任期の末日までの間は、なお従前のとおりとするものであります。

第5項は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでありまして、別表第1を、農地利用最適化推進委員、年額11万9,600円を加えた表に改めるものであります。また、別表第2も、農地利用最適化推進委員を加えた表に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義 条例本体ではなくて、別表のほうでちょっと、全員協議会のほうで報酬等の見直しの話が出ていたかと思うんですが、ちょっと私も、その説明された内容が、ちょっと理解ができなかったので、改めてもう一度説明をしていただきたいんですが、その報酬を、今後見直していくというような説明があったかと思うんですが、その部分について説明願います。

○議長 農業委員会事務局長、玉木周司君。

○農業委員会事務局長 ご質問にお答えいたします。

先ほどの議案のなかの別表に出てきます報酬についてでございますが、全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、ただいま、町のその他の非常勤特別職の報酬額、これら全体的な見直しが検討されているという状況でございますので、現行の報酬額をいまの条例にあてはめまして、このあと行われると予定されております見直しは、見直し全体であるということで、そのときにまた改正になるということでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 とりあえずは、一旦は現行のままで決めて、将来的に見直されるだろうということですね。私も農業委員やったんですが、決して報酬が高い地区ではないようなので、いい答えに結びつくことを祈っております。

以上です。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も1点だけお聞きしたいと思います。現行の農業委員会の選挙制度が変わって、町長の任命制ですか、そういうことになったということなんですが、現在の農業情勢、大変厳しいときであると思いますが、こういう改正された背景ですか、そういうのはどのように考えておられますか。

○議長 農業委員会事務局長、玉木周司君。

○農業委員会事務局長 お答えいたします。

この背景についてであります。これは基本的には、国の農業委員会等に関する法律が改正されたものであります。その法律の改正の背景といたしまして、全国的な農家人口の減少と高齢化、これに伴います耕作放棄地、遊休農地の増加、こういったことが大きな、国全体としての背景となっております。それを解消するために、担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進、こういったことを農業委員会の業務と、きちっと位置付けようということで、こういった制度改正が行われているところでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 よく分かりました。

それで、もう1つお話ししようと思ったんですが、やっぱり報酬の問題なんですが、いま三留議員が発言されましたが、私もやっぱり、これからの農業情勢を踏まえたならば、報酬はみていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、この辺も、先ほどの課長の答弁で分かりましたが、私もそのように考えておりますので、よろしく願います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町農業委員会委員等の定数に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る一部改正であります。公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないことになっており、そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今次の改定にあたりましても国・県の勧告等に準じて行うものであります。

今次の改正内容についてであります。本年8月8日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の俸給について、平均0.2パーセントの引上げと、勤勉手当0.1月分の引上げ、扶養手当の見直しなどについて、勧告を行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月7日、人事院勧告に準じて職員の給料について、平均0.06パーセントの引上げと、勤勉手当0.1月分の引上げ、扶養手当の見直しなどについて、勧告を行ったところであります。

本町におきましては、これらの勧告の意義を尊重し、職員の給料について、平均0.07パーセントの引上げと勤勉手当0.1月分の引上げ、職員の扶養手当の見直しの改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表

の1ページをご覧ください。

改正条例案第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

まず、第21条は、職員の勤勉手当にかかる規定であります。第2項第1号は再任用職員以外の支給率について100分の80を100分の90に改め、0.1月分引上げるものであります。

第2号は、再任用職員の支給率について100分の37.5を100分の42.5に改め、0.05月分引上げるものであります。なお、今次の支給率の改正にあたりましては、平成28年度の引上げ率を12月支給分で一括して調整を行なうものであります。

次に、附則第15項の改正は、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を100分の0.72から100分の0.81に引上げるものであります。

次に、別表第1は行政職の給料表、別表第2は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

まず、第9条は、職員の扶養手当にかかる規定であります。第3項は、区分ごとの扶養手当の月額でありまして、配偶者については1万3千円を1万円に、子については6,500円を8千円に改めるものであります。なお、その他の父母や兄弟等の扶養手当については、現行の6,500円のままで、改正はありません。また、職員に配偶者がいない場合については、子のうち1人は1万1千円が1万円に、その他父母等については1万1千円が9千円に改正されます。

第21条第2項第1号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給率100分の90を100分の85に引き下げるものであります。この改正は、平成29年度以降の支給率を6月・12月とも同じ率とするための改正であります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率であります。第1号と同様に6月と12月の支給率を同じにするため、100分の42.5を100分の40に引き下げるものであります。

附則第15項の改正につきましても、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を6月・12月とも同じ率とするため、それぞれ引下げるものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項では、改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものであります。ただし、第21条第2項第1号及び附則第15項の規定は、平成28年12月1日から適用するものであります。また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定でありまして、改正後の条例を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長　これから質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）
- 議長　討論なしと認めます。
これから議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。
したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。
本案についての説明を求めます。
町民税務課長、五十嵐博文君。
- 町民税務課長　議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、国の平成28年度税制改正により、地方税法及び所得税法等が一部を改正されたことに伴うものであります。
主な改正内容といたしましては、延滞金の計算方法、法人税率の税割の改正、現在の税率9.7パーセントを6.0パーセントにするもの、軽自動車税の名称を種別割に変更するもの、特例適用利子及び特例適用配当等についての規定の追加などであります。また、本条例は現行条例と、未施行条例であります平成26年6月議会にご議決いただいた条例第13号及び平成25年12月議会にご議決いただいた条例第35号の3つの条例について、所要の改正をするものであります。
それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案の新旧対照表もご覧いただきたいと思っております。
第1条は、西会津町税条例の一部改正であります。
第18条の3は、軽自動車の納税証明事項を定めたものであります。法律改正にあわせて、軽自動車税から種別割に改めるものであります。
第19条は、納期限後に納付し、または納入する税金又は納入金に係る延滞金についてありますが、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、法人の町民税について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたものであります。
第34条の4は、法人税割の税率であり、現行の9.7パーセントから6.0パーセントにするものであります。
第44条第1項は、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収についてであります。第19条と同様、普通徴収の町民税についても修

正申告書等の提出があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して延滞金を計算するものであります。

第 49 条は、法人の町民税の申告納付についてであります。第 19 条、第 44 条と同様、法人町民税の申告納付についても修正申告書等の提出があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して延滞金を計算するものであります。

第 51 条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續についてであります。法人町民税の不足税額の告知を受け、修正申告書等の提出があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して延滞金を計算するものであります。

第 81 条は、軽自動車税の納税義務者等でありまして、軽自動車税を種別割に名称変更するものであります。

第 82 条は、軽自動車税のみならず課税についてであり、軽自動車の売買による課税者の定義であります。

第 82 条の 2 は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についてであり、救急用のものについては課税しないとするものであります。

第 82 条の 3 は、環境性能割の課税標準について規定するものであります。

第 82 条の 4 は、環境性能割の税率について規定するものであります。

第 82 条の 5 は、環境性能割の普通徴収の方法について規定するものであります。

第 82 条の 6 は、環境性能割の申告納付について、第 82 条の 7 は、環境性能割に係る不申告等に関する過料について規定するものであります。

第 82 条の 8 は、環境性能割の減免について規定するものであり、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しましては、環境性能割を減免するものであります。

第 83 条から第 92 条は、軽自動車税の税率などを規定するものでありますけれども、軽自動車税を種別割に改めるほか、表記の改正などであります。

附則第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてであります。平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、ある一定の条件を満たし、医薬品を購入した場合、その購入費を総所得金額より控除するもの、いわゆる医療費控除の特例の対象とするものであります。

次に、附則第 15 条の次に次の 5 条を加えるというものでございますけれども、第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例。

第 15 条の 3 は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例。

第 15 条の 4 は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例。

第 15 条の 5 は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付。

第 15 条の 6 は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、各々規定するものでございます。

附則第 16 条は、軽自動車税の税率の特例についてでありまして、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の 1 年延長、そして環境性能割の導入に伴いまして、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備であります。

次に、第 2 条による改正についてご説明申し上げます。

第2条は、平成26年条例第13号の一部改正でございます。

附則第6条の改正でありまして、法律改正にあわせました条文の改正と、表の修正をするものでございます。

次に、第3条による改正についてご説明申し上げます。

第13条(3条)は、平成25年条例第35号の一部改正であります。

本条例の改正内容は、平成28年度 所得税法等の一部を改正する法律による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正による関係条文の改正であります。

いわゆる、外国居住者等所得相互免除法に規定されました、特例適用利子及び特例適用配当等について、条例において取り扱いを規定するものであります。

同法でいう外国とは、平成28年5月25日に公布されました同法施行令等の一部を改正する政令によりまして、台湾のみとされています。台湾の金融機関、証券会社に日本の居住者が有する口座において支払われます利子、株式配当等について、自国の金融機関、証券会社におけるものと同様に個人所得に算入し、これにより、町民税においても、所得金額等に含めるものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定であります。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでありますが、軽自動車に係る条例改正部分、法人税の税割率等につきましては、平成29年4月1日から施行し、附則第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、平成30年1月1日から施行するものであります。

附則第2条は、町民税に関する経過措置。

附則第3条は、軽自動車税に関する経過措置を規定してございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　いつも私思うんですが、この条例とか、法律用語はなかなか難しく、理解するのにちょっと困難なんですが、とにかく、この軽自動車税を種別割ですか、文言の改正ですか、する。そして、あとは100分の9.7を100分の6というようなことを見ますと、納税者にとっては、税金が安くなるというようなことだと思ってしまうんですが、その考えでよろしいのでしょうか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

100分の9.7の部分でございますけれども、この部分につきましては、法人町民税の税割の税率ということになります。ご承知のとおり、国では、法人税につきまして軽減をしていくというような方針のもと、地方税におきましても、法人住民税の部分について減額をしていくというようなことで、この部分については、税割という部分で、結局、簡単に申しますと、利益部分でございますね、均等割、個人町民税には均等割、事業者の規模に

よる均等割と、あと収益による税割という部分がございますけれども、その税割の率が下がるといようなこととございます。この下がった部分につきましては、国のほうで、法人の、ちょっとすみません、忘れましてけれども、原資化といようなことと、それを千地方交付税において、その原資によって交付するといようなこととやっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それで、もう1つなんです、薬価ですか、そういうことも、やっぱり関連しているんですか、薬なんです。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

これは医療費控除の特例という部分が一部入ってございまして、これにつきましては、自主服薬、セルフメディケーションと申しますけれども、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬の控除というものが新しく創設をされました。それで、分かりにくいかと思ひます。現行の医療費控除ございまして、所得税等で控除されますけれども、例えば、医療費にかかったものの10万円、もしくは所得の5パーセントを差し引いた部分を医療費控除としてみますよという特例がございまして。

それで、今回新しく創設されましたこのOTCの薬の控除でございまして、このセルフメディケーション控除というのは、セルフですから、自主投薬ということになりまして、例えば検診とか、予防接種等、医師の関わりのある部分で、医師に関わっていただきながら、その自主服薬という、例えばメタボリックシンドロームで、そのための薬といひますか、自主的に購入して飲む薬についても、医療費控除の特例として、その部分をみますよという制度でございまして。

これにつきましては、そのスイッチOTC購入の費用から1万2千円を差し引いた部分で、最高限度額8万8千円ですけれども、これをその特例としてみますと、ただし、いままでの現行の医療費控除との併用はできませんといふことで、どちらかを控除されるといふような内容でございまして。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いろんな税条例の一部改正なんです、実際、多岐にわたるなかで、これ全部見たときに、いわゆる町の税収といふか、歳入としてどれほどの影響額があるのか、歳入増となるのか、減となるのか、その点をまずお尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

全般といふことでございまして、まずいまほどちょっとお答えをさせていただきました法人町民税の税割の部分につきましては、間違いなくこれ率が下がりますので、その分は減収、ちょっとまだ計算まではしていませんけれども、その税割の部分で9.7パーセントが6.0パーセントになるといふことで、減収になるかと思ひます。

あと、医薬品の特例等もございまして。これは所得税、それも住民税にも跳ね返ってくるわけではございまして、この部分も控除特例ができるといふことは、その部分は控除できますので、多少影響はあるのかと、その微々たるものだと思ひますけれども、

ということでございます。

軽自動車税につきましては、この環境性能割、種別割りというふうな、新たなあれができましたけれども、これは自動車を購入したときの、自動車取得税ですか、これが廃止になって、新たにこの環境性能割というような名称でなるということで、普通自動車が3パーセント、軽自動車が2パーセントですか、その部分について環境性能割という制度が導入されると、これについては影響はないかというふうに考えてございます。

それとあと、この後に国保税のほうでご説明申し上げますけれども、その台湾における利子、配当等の所得については、現行、当町ではそのような事例ございませんので、影響ないかなというふうに考えておまして、全体的に総じて申し上げますと、ほとんど影響はないのかなというふうに考えてはございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 全体的に、ほとんど影響がないということであればいいんですが、先ほど荒海議員言ったように、納税者にとってはプラスになる要因が結構あるようであります。先ほど、もし歳入減となるようなことがあれば、その補填分というか、そういうこともやっぱりしっかりチェックしていかなければいけないなという思いでおりますが、交付税措置が見込まれる部分はあるということですが、減となった場合は、確認ですけれども、そういう交付税措置で対応してくれるということによろしいんですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしの部分につきましては、法人住民税ですね、地方税の、うちですと法人町民税になりますけれども、その部分の税割の税率が下がった部分については、国のほうで原資化をして、国税のほうで法人税の、その部分で原資化をして、地方交付税に反映させるということでございますので、その分の補填はあろうかというふうなことでございます。

額につきましては、率等については、ちょっとあれですけれども、全額ではないようでございますけれども、以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

- 町民税務課長 議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由のなかで申し上げましたように、議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の第3条の部分、改正と同じく、国の平成28年度税制改正によりまして、所得税法等の一部を改正する法律による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正による関係条文の改正であります。

繰り返しになりますが、改めてご説明を申し上げます。

外国居住者等所得相互免除法に規定された、特例適用利子等及び特例適用配当等につきまして、条例において取り扱いを規定するものであります。

同法でいう外国とは、先ほど申し上げましたように、台湾のみとされています。台湾の金融機関、証券会社に日本の居住者が有する口座において支払われる利子、株式配当等にきまして、自国の金融機関、証券会社におけるものと同様に個人所得に算入しまして、これによりまして、国民健康保険税におきましても、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等に含めるものであります。

なお、この改正によりまして、いままでこういった事例はございませんでしたので、西会津町における影響はないものと思われまます。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容について説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表もご覧いただきたいと思ひます。

西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正前の附則第10項及び附則第11項は、条約適用利子及び配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めたものであります。項の追加により、それぞれ附則第12項、附則第13項に改めるものであります。また、新たに追加いたします附則第10項及び附則第11項は、特例適用利子及び配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定するものであります。

附則といたしまして、1項では施行期日を規定しまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものであります。

2項では適用区分を規定しております。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、11月15日開催の西会津町国民健康保険運営協議会におきまして、適当と認める旨の答申をいただいております。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(16時00分)

平成28年第8回西会津町議会定例会会議録

平成28年12月 8日(木)

開 議 10時15分
閉 会 14時36分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第8回議会定例会議事日程（第7号）

平成28年12月8日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第6号 | 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第6次） |
| 日程第2 | 議案第7号 | 平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第3 | 議案第8号 | 平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第4 | 議案第9号 | 平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第5 | 議案第10号 | 平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第6 | 議案第11号 | 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第7 | 議案第12号 | 平成28年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次） |
| 日程第8 | 議案第13号 | 町道の路線変更について |
| 日程第9 | 議案第14号 | 西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について |

- 日程第11 議案第16号 西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第16 陳情第4号 「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書
- 日程第17 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第21 小中一貫教育調査特別委委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。

平成 28 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 15 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 6 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 6 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入においては、国の第 2 次補正予算による低所得者への臨時福祉給付金を新たに計上したほか、配分額が確定したことによる社会資本整備総合交付金の調整、さらには、役場新庁舎改修工事等の財源として庁舎整備基金繰入金などを計上したところであります。

一方、歳出においては、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に準じた職員の人件費の調整を行ったほか、歳入でご説明いたしました臨時福祉給付金の新規計上、社会資本整備総合交付金事業の配分額が確定したことによる町道改良舗装工事費の減額、役場新庁舎改修工事などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 28 年度西会津町の一般会計補正予算(第 6 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,446 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 2,294 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8 ページをご覧ください。

まず歳入であります。13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担 107 万 2 千円の増は、新規利用者が増えたことによる障がい者福祉費負担金の増であります。2 項 2 目民生費国庫補助金 3,313 万円の増は、臨時福祉給付金の新規計上などあります。2 項 5 目土木費国庫補助金 7,358 万 2 千円の減は、社会資本整備総合交付金の配分額が確定したことによる道路橋りょう費補助金の減などあります。

9 ページをご覧ください。

14 款県支出金、2 項 4 目労働費県補助金 330 万 8 千円の減は、原子力災害対応雇用支援事業の確定によるものであります。2 項 5 目農林水産業費県補助金 363 万 2 千円の減は、中山間地域等直接支払交付金の確定による 174 万 3 千円の増、林道岩井沢櫛ノ木平線開設工事の事業費確定による 476 万円の減などあります。

10 ページをご覧ください。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 8,104 万 4 千円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れするものであります。2 項 2 目庁舎整備基金繰入金 2 億 5,521 万 5 千円の増は、今次補正において計上しました役場新庁舎改修工事等に係る財源として繰り入れるものであります。

20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定及び見込みに伴い額の調整を行なうものであります。

次に、12 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 755 万 2 千円の増額であります。人事院勧告等に伴う職員の人件費の増などであります。

13 ページをご覧ください。

1 項 3 目電算管理費 142 万 6 千円の増は、情報セキュリティ強化に伴うシステム借上料の新規計上であります。1 項 5 目財産管理費 2 億 5,521 万 5 千円の増は、役場新庁舎改修に係る設計監理委託料及び改修工事費の前払い金の計上であります。1 項 10 目ふるさと振興費 493 万 2 千円の増は、温泉健康保養センターに係る非常用照明などの修繕料 217 万 9 千円、今後予定しております屋根及び外壁・内壁などの改修に伴う実施設計委託料 272 万 4 千円などあります。

14 ページをご覧ください。

1 項 12 目総合交通対策費 149 万 7 千円の増は、町民バスの修繕料の追加であります。

15 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 323 万 5 千円の減は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整、16 ページに行きまして、国保事業勘定繰出金の減などあります。1 項 3 目老人福祉費 354 万 4 千円の増は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整や確定による後期高齢者医療費療養給付費負担金 326 万 4 千円の増などによるものであります。

17 ページをご覧ください。1 項 4 目障がい者福祉費 466 万 5 千円の増は、障がい福祉サービスの利用者が増えたことなどによる扶助費の増、及び確定による障がい者自立支援給付費国庫負担金返還金の増などによるものであります。1 項 5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費 3,295 万 2 千円の増は、国の第 2 次補正予算による低所得者への臨時福祉給付金に係る経費の新規計上であります。

19 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 283 万 2 千円の減は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整及びポンプ等の修繕に係る橋屋水道組合への補助金 123 万 3 千円の新規計上、事業費精査による簡易水道等事業特別会計繰出金 194 万 2 千円の減などによるものであります。1 項 3 目環境衛生費 898 万 8 千円の減は、現在、整備を進めております喜多方地方広域市町村圏組合の新斎場の事業費が確定したことによる負担金の減額であります。

20 ページをご覧ください。5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 330 万 8 千円の減は、事業費確定に伴う原子力災害対応雇用支援事業委託料の減額であります。

21 ページをご覧ください。6 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費 111 万 8 千円の減は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整であります。1 項 3 目農業振興費 207 万 1 千円の

減は、事業完了に伴う園芸ハウス整備工事費 480 万円の減、対象面積及び協定数が増えたことによる中山間地域等直接支払事業交付金 265 万 5 千円の増などによるものであります。

22 ページをご覧ください。

2 項 2 目林業振興費 707 万 2 千円の減は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整及び林道岩井沢櫛ノ木平線開設工事の事業費確定による工事請負費 695 万円の減などによるものであります。

23 ページをご覧ください。

7 款商工費、1 項 1 目商工総務費 128 万 7 千円の増は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整であります。1 項 3 目観光費 330 万 8 千円の増は、西会津観光交流協会への補助金の追加であります。これは、原子力災害対応雇用支援事業で 1 名分の人件費を見込んでいたものの、採択されなかったことによりその分を追加するものであります。

24 ページをご覧ください。8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 23 万 5 千円の減は、道路整備に係る測量設計委託料 216 万円の減、冬期間における道路維持管理委託料 81 万 1 千円の新規計上、道路補修材料 100 万円の追加計上などによるものであります。1 項 3 目道路新設改良費 9,294 万 8 千円の減は、社会資本整備総合交付金の配分額の減額により、町道野沢柴崎線などの工事費等を調整したことなどによるものであります。1 項 4 目橋りょう維持費 4,032 万 1 千円の増は国の第 2 次補正予算において事業の追加要望が採択になったことによる橋りょう修繕設計業務委託料 3,362 万 1 千円、関根橋修繕工事 670 万円の追加計上であります。

26 ページをご覧ください。3 項 2 目公共下水道費 166 万 5 千円の減は、事業費精査による下水道施設事業特別会計繰出金の減であります。4 項 1 目住宅管理費 650 万 7 千円の増は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整や国の第 2 次補正予算において事業の追加要望が採択になったことによる西原住宅の屋根改修工事の追加 648 万 1 千円などであります。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費 130 万 3 千円の増は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整及び消耗品の追加であります。

28 ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 329 万 2 千円の減は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整などであります。2 項 1 目小学校管理費 581 万 3 千円の増は、西会津小学校のプール建設に係る基本設計委託料の新規計上であります。2 項 2 目小学校教育振興費 320 万 2 千円の減は、学校教育支援員賃金の単価見直しによる社会保険料及び賃金の減額などあります。3 項 2 目中学校教育振興費 203 万 1 千円の減は、学校教育支援員賃金の単価見直しによる社会保険料及び賃金の減額などあります。

30 ページをご覧ください。

4 項 1 目社会教育総務費 582 万円の増は、人事院勧告等に伴う職員の人件費の調整であります。

5 ページにお戻り願います。

第 2 表、債務負担行為であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は、役場新庁舎改修等整備事業でありまして、期間は平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間、限度額は 3 億 8,550 万円であ

ります。

次に、第3表、地方債補正であります。

まず、(1)の追加では、公共事業等費を新たに追加いたしました。充当する事業は、国の補正予算事業で増額となった関根橋の修繕工事であります。なお、限度額は700万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、(2)の変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費、一般単独事業費の自然災害防止事業の各事業費の確定及び見込みによる調整により限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　29ページ、教育費のプール基本設計委託料、プール設計についてお伺いします。この設計を依頼する場合、業者に町から、たぶんこういった要望とか、こういうようなものをつくってほしいという要望があったと思うんですが、その辺が、どういう要望を出したのかと。あと、プールといっても、検討委員会でも、確か何パターンかお話が出ていたと思うんですが、何パターンの設計を依頼したのかをお伺いいたします。

あと、最初の質問に戻りますが、要望を出す際、町民の意見はちゃんと反映されていたのかどうかをお伺いいたします。

○議長　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　お答えいたします。

まず町からの要望でございますが、基本的な部分であります。まずプールを使う児童が、安全安心に利用できるもの、まずこれが1点。あと、現場の先生方が指導や安全管理がやりやすい、そのようなプール、あと設備が必要である。そのようなことで業者のほうと協議をしたいと考えております。

あと、町民の方々、検討委員会のなかでも、基本的には使う子どもたちの目線、あと現場の先生方のやりやすい、使いやすいプールということが、主な意見で出ておりましたので、そういった部分で進めていきたいと思っております。

あと、どのようなプールということでご質問ございましたが、今回のもととなりましたものは、小学校の屋外プールとして、ごく標準的なものを想定したものでございます。25メートル6コース、附属施設として男女別の更衣室、トイレ、あと共用のシャワーなどの設備が整っているものと、そういうもので、教育委員会では考えてございます。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　なぜ聞いたかといいますと、例えば、これをまた後で町民の皆さんにお話とかする機会があると思うんです。最終的には、いま課長がおっしゃったとおり、使う人の目線に立って、やっぱりやらなければならないと思うので、ただ、得てしていままで、いろんな会議に出てきて思うんですが、町側から出てきたパターンが、例えば、こうですよという、だいたい皆さん、じゃあそんなもんじゃないのかなというふうに、こう流れていくようなことが多々あったような気がしたので、それで私は聞いたんですね。結局いろん

なパターンがあって、こういうプールもある、こういうプールもあると、ただ予算もあることなので、そんな何十パターンもというわけにはいきませんが、確か、検討委員会のなかでは、屋外プールでも屋根付きか屋根付きではないかとか、そういう話も出ていましたよね。そういったところも、やっぱり踏まえた要望をされていたのかどうかというのを伺いしたかったんですが、どうもいまのお話だと。

○議長　これから要望するんですよ。まだこれ予算ですから。設計屋にはまだ言っていないから、決まっていないんですよ。これからやるんですから、その辺、頭に入れて。

○秦貞継　というお話ですが、ただ、依頼する際にはも、やっぱり最初、設計図だけ出てきますが、やっぱりそういった意味でも、やっぱり検討する際にも、検討しやすいように、1パターンをまっすぐ進めるだけじゃなくて、いろんな考えがあってもいいと思いますので、その辺を加味されたいかがかなと思います。いかがでしょうか。

○議長　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　先ほど申しあげましたプラス、あと財政面の部分もございますので、町長部局と十分に協議を進めながら、基本設計に向けて対応してまいりたいと考えております。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　これから予算をあげるということですので、くれぐれも使う立場の目線に立った設計を進めていただきたいなと思います。それだけ要望して終わります。

○議長　9番、三留正義君。

○三留正義　2つお伺いします。

1つは、2款1項5目、歳出、15節の役場庁舎のことについてなんですが、説明のなかでは、設計委託等、前払い工事費と聞いたと思うんですが、その前払い工事費の部分について、ちょっとご説明いただきたい。

もう1つは、同じく歳出で、6款1項3目、15節の園芸ハウスの減額について、現行までの達成率などについてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　役場庁舎の改修工事の工事費及び委託料のご質問にお答えをいたします。

今次補正で計上いたしましたのが、委託料で321万5千円。工事請負費で2億5,200万円ということにして、委託料につきましては、合計1,071万5千円を予定してございまして、その3割分の計上であります。

それから工事費につきましては、6億3千万、合計見込んでいまして、その40パーセントの計上でございます。工事につきましては、今次補正がご議決いただければ、早急に入札の手続きをしまして、業者が決まれば、その後、工事請負契約の締結ということで、再度提案申し上げまして、ご議決後にスタートすると。

それで、そういう予定でございまして、業者のほうから前払い金の請求があった際に、支払えるだけの予算を計上したところでございます。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　6-1-3（6款1項3目）の園芸ハウス整備工事のご質問にお答えい

たします。

当初予算では、実施計画に基づきまして、園芸用パイプハウスを、耐雪型7棟で計上しておりました。平成28年度に向けて、農業者の方の意向、希望を取りましたところ、耐雪型1棟と、それから夏秋型5棟ということで、合計6棟の希望がございましたので、夏秋型がありましたので、春先から鋭意、早急に事務を進めまして、6月以降、キュウリ等の作付に間に合うように、整備はもうすでに完了しております。そういうことで、7棟の予定が6棟と。それから、耐雪型の部分が夏秋型の希望があったということで、減額になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねいたします。

まず、歳入歳出ともありますけれども、臨時福祉給付金についてお尋ねします。これは消費税引き上げによる影響緩和のために、低所得者層に支給するということでありますが、まず本町では、金額は分かりましたが、対象者はどのくらいを見込んでいるのか。あと、この支給する際、振込詐欺や個人情報搾取なんかには十分注意するようという通達が出ていると思いますが、その辺の対策はどのようにされているのか。

あと、昨日来、収入未済等の話のなかでもありましたけれども、これただ、給付、振込、支給はしなければいけないのは当然でありますけれども、ただ振込をしなければならないのか、それとも以前の給付金事業のように、役場窓口に来ていただいて、いろいろ使用料、税金等の、もし滞納があれば、その徴収の話なんかもできるようなことがないのかどうなのか、まずその臨時福祉給付金についてお尋ねをします。

あと、これも歳入歳出ともありますけれども、原子力災害等対応の雇用の支援事業補助金、これは当初330万8千円、目論んでいたものが不採択となったということであります。これずっと歳出みてみますと、いわゆる観光交流協会の補助金というようなことで、一般財源でこの金額が出ておりますが、これ、以前の、いわゆる緊急雇用創出基金事業にかわるものだと聞いておりましたので、これが不採択と、採択されなかったという、时期的な問題、これ私、本当にもったいないと思うんです。もし早く、これはだめだよというふうになれば、新しい雇用、あるいはメニューに合ったような事業を、なぜこう提案できなかったのかなという思いがありましたので、これは、結果は採択されなかったから、一般財源で観光交流協会に出したという内容は承知しておりますので、その辺を教えてください。

あと、10ページの財政調整基金の繰入金、いつも繰入後の残高等を教えてくださいますので、現在の繰入後の残高が分かれば教えてください。

あと、いまほど9番議員も言いましたけれども、役場の新庁舎の改修工事に関してですけれども、これは平成28年度と平成29年度の債務負担行為でまいりたいと、今年度は実施設計、できれば請負工事契約までしたいということでありますが、これ、いま補正まで組んで急がれる理由というか、それは、いわゆる遺跡の発掘工事、横町館跡の発掘工事が思うように進んでいて、できれば、もう新年度になればできるところは工事を開始したいという思いで、今回補正で提案されたのか。それで平成29年度で、全部工事は完了するというような目論見でいらっしゃるのか、その辺をお尋ねします。

それと、歳出の 18 ページ、民生費のなかの、国民健康保険の特別会計の繰出金なんです
が、これ、子育て医療費サポート事業分というようなことで、70 万円増額になっておりま
す。この増となった要因はどうかと。これは国でも、子ども子育て支援法ができて、
県でも子どもの医療費の補助等があるなかで、我々が先んじてうちの町は特化した政策を
やってきたわけなんです、逆に想定以上に、これが、医療費が出たのか、その要因を教
えていただきたい。

以上でございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、私のほうからは、臨時福祉給付金の関係と、それから子育て
医療費サポート事業の関係、2点についてお答えをいたしたいと思います。

まず、臨時福祉給付金でございますが、今回の臨時福祉給付金につきましては、消費税
率が 10 パーセントアップが繰り延べにされたということで、平成 31 年 9 月まで延期にな
ったということございまして、今回の給付金につきましては、平成 29 年 4 月から平成
31 年 9 月分までの 2 年半の分に対して、1 年間 6 千円の金額ということで、1 人当たり 1
万 5 千円の給付金ということであります。なおこの分については、経済対策というよう
なことで、今回、国の補正予算に計上されたものでございます。

それで、対象者でございますが、西会津の場合、対象者につきましては、平成 28 年 1 月
1 日現在で、本町に住所があつて、住民税、町民税が非課税で、課税者に扶養されていな
いものというようなことになっておりまして、1930 名を見込んでおります。

振込詐欺に対する対策でございますが、これにつきましては、通知をする際に、こうい
った事例があるので、振込詐欺等には注意をしてくださというふうな分を付けて、各通
知を差し上げるような形ではやっております。また、今後、ケーブルテレビ等でも周知を
していきたいというふうに考えております。

それから、この分の滞納者の分の対応はどうするんだということではありますが、これに
つきましては、基本的に、先ほど言いましたように、この事業につきましては、経済対策
というふうなことで、経済の消費の喚起というふうな部分を目的にやっているというこ
とでありますので、基本的には、本人のほうに、口座のほうに振り込むような形で実施を
します。ただ、こういったことで入りますよというふうなことについては、関係課のほうに
はお話をし、あとは個人と、直接の臨戸の際に、こういったものがありますよね、とい
うふうなことでの話し合いなんかについては、あとは個々の対応になるというふうなこ
とでございます。

それから、子育て医療費サポート事業費が追加になったということではありますが、これ
は福島県内は高校生まで無料化ということをやっております。今回は国保の子どもの分が、
医療費が例年よりもちょっと増加しているということがありまして、当初予算で見込んだ
ものより増加をしたということで、今回、70 万ほどの計上をさせていただいたというこ
ろでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 原子力災害対応雇用支援事業についてのご質問にお答えしたいと思いま
す。

こちら、当初予算におきまして、財源と申しますか、国においては、要望した段階で、予算の枠は確保されていたんですが、こちらのほうの事業を断念した経過は、採用する対象者がいなかったということによりまして、今回の減額という形になりました。当初、観光交流協会のほうに、この事業を使いまして人を充てようとしておりましたが、ここの対象となる求人の対象が、過去1年間に福島県内で、この事業の前の事業の、震災等対応雇用支援事業以外の仕事についていない者、あと、過去1年間に、いわゆる就業実績がない者に限るといふふうに限られておりまして、この対象にならなかったということが原因によりまして、今回、観光交流協会のほうに落としまして、付け加えたという形になります。

ですが、震災対応雇用事業で町がずっとやっていた部分に対しては、ふるさと自慢館のように、対応することにはなったんですが、今回その求人のなかで、過去1年間にいなかったという者がなかなか見つからなかった、求人しても集まらなかったということから断念したということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君

○総務課長 まず財政調整基金の、今次補正後の残高についてお答えをいたします。

今次補正後、財政調整基金の残高につきましては、7億6,262万4千円であります。

それからもう1つのご質問でございますが、新庁舎の改修工事費用関係を、なぜ今次の補正にあげたのかという理由でございますが、仮に当初予算、平成29年度の当初で予算をあげた場合、結局、4月1日から入札の手続き等になります。そうしますと、黙っても1カ月以上、2カ月くらいは、業者が決まって着手するまでかかってしまうということで、今次補正にあげさせていただいて、早めに着手できるようにということであげさせていただきました。

あと、工期につきましては、平成29年度内には改修工事は完了するというところでございます。

あと、遺跡の関係も、先ほどご質問ありましたが、予定以上に調査は進んでいるということでございまして、もちろん雪解け後、改修工事に入りますが、その例えば工事車両の進入路ですとか、資材のストックヤード等々については、今年度の調査で終わってございますので、工事には支障がないということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。

1つ、給付金事業に関しましては、振り込まなければいけない、経済対策だということでも理解しましたが、以前、何かの給付金事業で、支払うは支払わなければいけないけれども、窓口でその対応というか、現金で支払うような給付金事業も、かつてあったような形、私、記憶しているんですが、その際、例えば税金、使用料等の滞納分があれば、ここから何とかお支払いいただけませんか、というような対応をされたケースが以前にはあったと思うんですが、それも今回はできないということなのでしょうか。

あと、観光交流協会の求人したけれども、それに当てはまる人がいなかったということなんです。いろんな制約の中でやっているのであれば、それは分かりました。

では、健康福祉課長、それだけちょっとお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。

そのとおりで、国のほうからの指示でございまして、基本的には口座に振り込むようにというようなことであります。口座のない場合は、現金とかということではありますけれども、そうでない場合については、基本的には口座に振り込んで、その後の対応ということとやるしかないというところでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も2点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目は、役場庁舎の改修工事についてであります。これについて、いまお二人が発言されましたが、私は別な観点からちょっとお聞きしたいと思います。今次の補正予算に2億5,500万円という金を、補正というようなことで入れたわけです。ただいま、総務課長からその辺について説明ありましたが、補正予算は、普通、事業の進捗状況、あるいは終了して、過不足が生じた場合に補正というようなことで取るものと、私は認識しておりましたが、その辺は会計法上ですか、問題はないのでしょうか。まず、これを1点お聞きいたします。

それと、25ページの橋梁維持費、このなかの橋梁修繕設計業務委託料なんです。3,362万1千円取ってあるわけなんです。設計業務としては、かなり大きなものだと思います。これは橋が何カ所かあるのかなと思うんですが、その辺、教えていただければと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今、役場庁舎改修工事費をあげた部分ということでして、補正予算とは、見込んでいた事業に過不足が生じたときにするものではないかというご質問でございますが、補正予算につきましては、例えば今補正も計上してございますが、国の補正予算が採択されて、計上する補正もございます。まして今回、工事費をあげさせていただいたというのは、一刻も早く工事を終わらせるために、当初予算ではなくて、今補正にあげさせていただいたということで、なんら会計上問題があるものではございません。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、橋梁維持費のなかで委託料、橋梁修繕設計業務委託料ということで、今回3,362万1千円ほど補正であげさせていただきました。橋梁につきましては、下にございますよう関根橋ということで、この橋につきまして、修繕に対する設計をしていたわけですが、今次の国の2次補正によりまして、橋梁の点検をするための設計委託費、これについて追加がございまして、それを今回計上させていただいたものでございます。橋梁につきましては、まず修繕をする前に点検をし、それに基づいて修繕をするということで、西会津町にあります橋を、5年間のうちに必ず1回は点検をするというふうになりますので、そういう点で今回あげさせていただいたものでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 まず、庁舎の移転の補正であります。会計法上は何ら問題はないということのご答弁でありましたが、あまりにも大きな金、それで、前渡金ですか、そのために取ったというようなことというふうなお話でありましたが、前渡金30パーセントですか、40

パーセントですよね。さっき 30 パーセントという話。40 パーセントの前渡金を支払うための補正にあげたんだということですよ。だったら、その補正 40 パーセント、まだ事業費も確定しないうちに取りというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに考えていますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど私が説明いたしましたのは、設計管理委託料、1 千万円強でございますが、それについては前払い金の分は 30 パーセント。改修工事につきましては、2 億 5,200 万円、今次計上してございますが、それは 40 パーセントということでございます。

それから、まだ額も決まっていなのに計上したのはおかしいのではないかというおただしでございますが、先ほど議案説明のなかで、第 2 条、債務負担行為ということでご説明をいたしました。それについては、庁舎の改修工事ということで、改修工事につきましては、平成 28 年度と平成 29 年度、2 カ年で実施をいたします。その債務を平成 29 年度分の債務を担保するために、先ほどご説明した債務負担行為を設定したわけでございます。その内訳でございますが、工事費につきましては、全体で 6 億 3 千万円。それから設計管理委託料につきましては、全体で 1,715 万円ということで、額は決まっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 分かりました。それで、建設課長（建設水道課長）にお伺いいたします。国からの交付金がきて、今後、橋の点検をするということなんです。点検をしてから、そのあと工事にかかるのか、その辺はこれから選択するということなんです。何カ所とか、決まった橋は、いまは分からないわけですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 橋梁の点検にかかる委託料ということでございまして、今回、追加でいただきましたのは、80 橋ほどの点検料でございます。

橋梁の修繕につきましては、その点検を、まず行いまして、その橋の傷み具合、いわゆる傷み具合がどの程度かということ、まず調べまして、そのなかでしばらく様子を見ていいもの、また、すぐに修繕をしなければいけないもの、それらの分類が出てまいりますので、それに基づいて、次は修繕のほうに進んでいくというふうに考えております。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 2 点ほどお伺いします。

22 ページの、いずれも工事請負費ということなんです。22 ページの林道開設工事、岩井沢櫓ノ木平線の 690 万円。

それから、25 ページの町道改良舗装工事費ですが、この減額をされたとか、あとこれは確定による支払ということですが、その減額による工事への影響等はないんでしょうか。それとも、完了したからこれだけの金額で、減額で、予算よりもこれだけかからなかったということなんです。よく分からなかったもので、説明をお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 工事に絡むものということで、林道については岩井沢櫓ノ木平線、また

町道については何路線がございます。いずれも、これらにつきましては、国からの補助、いわゆる交付金に基づきまして、工事をしているものでございます。それで、そういったなかで、要望のなかで、100パーセント付けばいいわけですが、実際のところは、若干減額となっております。

岩井沢櫛ノ木平線につきましては、これはずっと継続の事業ということでございまして、これまでも続けてまいりましたし、また来年度以降もやっていくというなかで、その交付金を活用しながらやっているということで、特に支障はございません。

また町道につきましても何路線がございますが、それぞれ工事費については、すでに確定ということで、いろいろお話ありますが、道路によりまして完了するもの、また継続してやるもの、ございますが、町縦貫道路、いわゆる野沢芝崎線をはじめとしながら、それについても計画どおり、来年度終わるような形で順調に進んでいるところでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町道の工事請負費、これは歳入のほうで社会資本整備総合交付金ということがございます。この交付金自体、要望いたしておりましたが、そのなかで国からのシーリングということで、いわゆる減額になっております。これは各々改良部分、あと修繕部分というふうにございまして、主に改良については、かなり要望の3割程度ということで、厳しい状況でございました。

一方、修繕については、5割程度ということでございますが、先ほど申し上げましたように、工事についてはすでに確定をしているなかで、うちの町としては、そのような状況で現在、進んでいるところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 これらの町道の改良舗装についてなんです、これら、要するに今後も継続する部分には、当然、次年度も要望を出して継続していくんだということでよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 国の交付金を使いました事業、これにつきましては、議員もご存じのように、継続して進めて行くというふうに考えております。それで、特に野沢芝崎線については、来年度完了を目標ということで、これを目指して頑張っております。あと、小学校線も役場庁舎の移転ということで、来年度には完了させるようなことで進んでいくということで、各々継続でございますが、そのようなことで来年度の完了を目途にほとんどは進んでいくというふうに、現在、進捗しているところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も3点ほどお伺いします。

ページ数からいくと、21ページの農業振興費、中山間地域等直接支払事業交付金が、265万円増えております。いままでは、当時の一番多いときから、だんだんこう減る傾向にあったんですが、ここにきてまた増えてきて、その管理ができるようになったのかなということで、大変喜ばしいなと思っておりますが、これらについての内容、取り組む集落とか、個別とかいろいろあると思いますが、それらの内容をお知らせいただきたいと思っております。

それから、27ページであります、これの町営住宅の改修工事648万1千円ということ

で、西原住宅の屋根だというようなことであります。これ以前からも順次改修工事やられてきたわけですが、今後、その残っている分というか、やらなければならない分がどの程度あるのか、だいたい充足率というか、改修の達成率というんですか、が、どの程度になっているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから次のページ、28 ページですが、その学校給食費の中で、私ちょっとカタカナのことで、ちょっと分からなくて申し訳ないんですが、そのオイルトラップ汲取料であります、この内容ですね。その下に廃棄物等とありますから、最初はいろんなオイル、てんぷら油だとか、何かの廃棄するやつを汲み取るのかなと思ったら、下にまたありますので、その辺の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 私の方からは、中山間直払の事業交付金の増につきましてご説明を申し上げます。

今般、265 万 5 千円ほど増額ということでございますが、中山間の直接支払制度、ご承知のとおり、町内で 44 の協定集落と、それから個人、個別協定ということで、認定農業者の方が 16 人ほど取り組まれております。今年度につきましては、この増額の大きな要因としましては、この個別協定ということで、認定農業者の方で、新たに自分の管理している農地を中山間の協定農地に入れてやっていくということで、新規の方が 2 人出られたと、これが大きな要因になっております。

それと、先ほど申し上げました 44 の集落協定のなかの 1 協定につきまして、いままでは 8 割単価という部分で取り組んでいたものを、仮にその協定内の農地が荒れても、誰かしらがカバーして守っていくんだということで、10 割単価にアップされたと、これが大きな要因になっております。同じく個人の方でも、そのような形で単価を変更された方がおりましたので、こういった 3 つ、4 つの要件で 265 万 5 千円の増額、協定面積も増えたというようなことになっております。ちなみに、協定面積につきましては、18 町歩ほど、19 町歩ほど増えるような形になっております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、住宅管理費の町営住宅の改修工事、いわゆる西原住宅の屋根の塗装工事についてお答え申し上げます。

今次の補正によりまして、3 棟ほど追加をさせていただき、本年度は合計 6 棟を塗装することができました。これによりまして、西原住宅は全部で 27 棟ございますが、そのうちの 14 棟が、何とか完了することができたということで、残りまだ 13 棟ほどございます。うちの町といたしましては、何とかこの 1、2 年のうちに完了させていきたいということで、国のほうに交付金の要望をしたいというふうに考えております。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 オイルトラップにつきまして、ご回答いたします。

オイルトラップであります、これは給食センターにおきまして、鍋や食器類などを洗浄する際に発生する油分であります。油分といいますか、汚泥であります。それを集める装置がオイルトラップ。それで、今回、汲取料と、あと下に廃棄物処分ということで、減額と増額となっておりますが、今まで汚泥、オイルトラップで集めました汚泥は一般廃棄

物で処分してきておったんですが、これ、法の改正によりまして、産業廃棄物での処理ということになりましたことから、今回、汲み取りから産業廃棄物の処理ということで転換したところであります。

以上です。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 1点だけ再質問させていただきます。中山間地の金額ですか、総額として、当時、ピーク時だと8千万円から入っていたと思うんですが、今年だとどのくらいの金額になりそうですか、その1点だけお願いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 今年度当初予算におきましては、中山間の集落協定、個別協定、合計しますと、7,470万円だったわけでありましたが、今般の補正を含めまして、最終的に今年度、平成28年度の見込み額としましては、7,735万6千円というような金額が交付されることになります。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第6次)は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第7号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)の調製について、ご説明をいたします。

今次の補正予算は、工事費の確定による減額と人件費の調整、一般管理費の役務費の追加などによるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成28年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,011万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,018万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は、250万円の減額です。

次に3款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金は、5万円の増額です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、166万5千円の減額です。

8款町債、1項1目下水道事業債は、600万円の減額です。いずれも事業費の確定に伴う補正でございます。

次に歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は、162万6千円の減額です。人件費の減額と需用費と役務費の追加によるものでございます。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費は、848万9千円の減額です。人件費の調整と工事費の確定によるものでございます。

それでは4ページにお戻りいただきしたいと思います。

第2表、地方債補正は変更でございます。下水道事業債の限度額750万円を150万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　8ページの西原地内管渠実施設計委託料について説明をお願いします。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　施設整備費、下水道事業費の委託料のうち、西原地内管渠実施設計委託料210万円を今回計上させていただきました。これにつきましては、公共下水道の近くに、森野に農業集落排水事業の処理区がございますが、ここが公共下水道と処理区が近いということから、その森野の処理区分についても一緒にできないかということについて、どのような設計になるか、そのために、今回、設計費を計上させていただいて、できれば一緒に、効率的にできるように一緒にするようなことで進めさせていただきたいということで、今回、計上させていただいたものでございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　森野にある処理場については、萱本地区、森野地区が主にですが、そこに西原地区も入れたいという考えなんでしょうか、というふうにとりましたが。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　ちょっと説明が足りなかったところがございますが、その逆に、こちらの公共下水、野沢のほうに、今あります森野の分を取り入れることができないかということで、その分の設計ということ。今回、国の交付金を使うということから、西原地内

というような言葉で名前を入れさせていただいておりますが、そんなことで、農業集落排水を公共下水のほうにできないかということで、行う実施設計でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いま、もう一度お話ししますが、尾野本地区の萱本、森野地区は、処理場をやっていますが、何か不都合があったのでしょうか。やる必要があるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えをいたします。

特に不都合があったとか、そういうことはなく、ただ、隣接で大変近いところに野沢は野沢、森野は森野ということで、森野処理区は森野地区と萱本地区の部分をやっているわけでございますが、これだけ隣接にあるなかで、2つの施設をずっと持ち続けるということは、やはり、これからの将来的なことを考えた場合、維持管理経費がかさむということから、できればそれを合体してやりたいということで、今回、設計を組ませていただくのでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 野沢処理区に、いまある萱本、森野地区の下水をつなぎたいということですが、いまある処理場を将来的には解体、撤去ということですが、対費用効果は問題ないのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

森野の処理場、いわゆる森野部分と萱本部分の処理している、森野の処理場でございますが、建築をいたしましてから20年以上が経ったということで、ある程度老朽化が進んできているところでございます。

そういったなかで、公共下水道、野沢の公共下水道は西原まで、すでに管がいておりますので、いま農業集落排水で使っています森野分についても、萱本分についても、その管につながれば野沢の処理場のほうで処理ができるということで、施設の将来的な維持管理、また効率性の面から考えましても、大変有利でございますので、今回こういう形でさせていただくような設計費をあげたところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 野沢処理区は最終年というようなことで、これで完了ということではありますが、これによって、いわゆる接続人口、接続率はどのくらいになりますか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ただいま公共下水道の処理区の処理人口なり、接続率ということでございます。野沢処理区、大久保処理区、2つ合わせてなっておりますが、野沢処理区については、区域内人口が2,025人、大久保処理区116人ということで、これまで野沢処理区については、2,025人のうち、1,183人ということで、接続率は58.4パーセントでございました。一方、大久保については、116人のうち、113人ということで、97.4パーセント。合わせますと、接続率としては60.5パーセントほどでございます。

今次いたしましたのは、すみません。今回接続いたしました件数、人口、ちょっと、ただいま調査中でございますので、資料が揃いましたらご答弁申し上げます。(180)

ページで答弁)

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いま言った、野沢処理区は58.4パーセントというようなことで、決して高くはないわけでありませけれども、この未接続者に対してのPR、説明等はやっておられると思いますが、未接続者に対する対策等は、今後どのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今後の普及ということでございまして、どうしても接続率が低い理由といたしまして、かなり高齢化が進んでございまして、特に高齢者のみの世帯については、実際のところ、その宅内の工事費なり何なりの負担がかなり大きいということが一番大きな要因でございまして。そういったなかでも、基本的には、やはりできるだけ接続をしていたきたいということで、チラシ等でお知らせをしながら、またケーブルテレビを使いながらお知らせをしながらも、できるだけやっていただくようなことで、個別にあたることも、ちょっと今回考えていきたいなというふうに考えております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成28年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第8号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、人件費と一般管理費での需用費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。4ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、歳入についてはございません。

歳出は、1款総務費、1項1目一般管理費は、人件費の調整による増額、需用費の光熱水費の減額、これによる調整でございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成28年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第9号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定では、人件費の調整と退職被保険者の高額療養費と出産育児一時金の追加などが、診療施設勘定では、年間を見通した診療収入の減額と医師人件費の調整などが主なものであります。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

平成28年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億96万2千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,597万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,595万7千円とする。第2項、事業勘定及び診療

施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

6ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金265万円の増額です。歳出で説明申し上げますが、退職被保険者に係る高額療養費が増加しており、その分交付金も増加するものであります。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金22万4千円の増額は確定による増額です。

6款2項3目こどもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金26万6千円の増額は、現在福島県では0歳から高校卒業までの子どもの医療費を無料化しておりますが、国の制度より上乘せの支援をしていることから、国からの公費負担金が減額されております。高校卒業までの医療費の無料化につきましては、県の方針で行っている事業であることから、その減額分を県が補助金で交付することになったものであります。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金256万9千円の減額は、職員の人件費の調整による減額及び出産育児一時金の増額などを調整したものであります。

8ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費463万8千円の減額は、職員の人件費の調整による減額であります。

2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費166万9千円の増額、2目退職被保険者等高額療養費265万円の増額は、どちらも高額療養費の増によるものであります。高額療養費の給付件数が多くなっていることからです。今年度は、人工関節置換術等の筋骨格系の手術や循環器系の病気が増加していることによるものであります。

9ページをご覧ください。

4項1目出産育児一時金126万1千円の増額は、8件で見積もっていましたが出産育児一時金の対象者が11件に増加する見込みであることによるものです。5項1目葬祭費25万円の増額は、国保の加入者にかかる葬祭費の件数が増加していることによるものです。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金40万5千円の減額は、納付額の確定によるものであります。

10ページをご覧ください。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金1千円の増額、及び6款介護納付金、1項1目介護納付金21万7千円の減額も納付額の確定によるものであります。

次に17ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入から、6目その他の診療報酬収入までの合計で、1,631万3千円の減額です。これは、当初予算では医師4名体制により前年より1割程度の増額で収入を見積もっておりましたが、現在までの状況と今後を見込みますと、ほぼ前年度並みの収入になる見込みであることから、減額の調整をするものであります。

2款訪問看護事業所収入につきましては、1項、3項あわせまして33万8千円の増額で

す。利用人数、利用件数共に前年度より増えていることから増額するものであります。

18 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1,659 万 5 千円の減額は、当初予算では医師 4 名分を計上しておりましたが、現在まで増員の見込みがありませんので、1 名の 9 カ月分の給料を減額いたしました。

また、町長が提案理由の中で申しましたとおり、9 月 27 日から会津医療センターより、月 2 回の医師の派遣を受けております。その人件費につきましては、賃金での支払いになりますので、賃金を 76 万 1 千円増額しております。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 62 万円の増額は、在宅酸素の使用が増加していることによる増額であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 11 月 15 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満 高額医療費の支出が増えているということですが、当町においては、大きな、それこそ 1 千万円単位というような高額医療の対象となるような、あるいはそういう見込まれるような方は、現在おられるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 高額医療の関係についてのご質問にお答えいたします。

高額医療のものにつきましては、現在、件数的には増えております。その内訳であります。大きな方については、200 万円から 300 万円程度の手術なり、薬代なりというようなことの方が数名おいでになりますが、基本的には 100 万円前後の方がほとんどでございます。1 千万円とか、そういう大きな方は、現在のところはおられないところであります。

なお、新聞等で最近、がんの治療剤、オプジーボですか、そういったものでの薬剤費の増加というのが問題になっておりますが、本町におきましては、オプジーボで 1 名の方が 1 カ月間治療された経過がございます。残念ながら、その方については、ちょっと亡くなってしまわれましたので、1 カ月程度ということございました。

以上でございます。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 ちなみに、その 1 カ月の治療費というのは分かりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 治療費であります。総額で、自己負担、町の負担、それから保険の負担等合わせまして、369 万円ほどになります。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 私、答えていただけるか分かりませんが、薬のことなんですけれども、患者さんが診療代のほかに、やっぱり自分で院外薬局ですか、お支払いしますよね。これ、

もどのように、例えば、診療所のなかで薬剤師さんがおられて薬を渡すのと、院外薬局になった場合とで、これだいが、患者さんの負担がだいが違うと思うんですけれども、どう思いますか。どのくらい違うと思いますか。

○議長 制度の違いということの説明でいいですか。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 医薬分業の関係でのご質問にお答えをいたしたいと思います。

医薬分業につきましては、現在、国のほうでも当然進めておられて、いまはそういう形のものほとんどになってきております。それで、西会津診療所で診察を受けて、それで先生方は処方箋をつくって、書いていただいて、その処方箋を薬局に持って行って、薬を処方してもらうというやり方でやっているということでございます。ですので、個人的には、診療してから、または別のところに行ってということで、ちょっと、若干負担は増えたのかなということではありますが。あと、金額的な問題でも、診療所で処方箋を書きますので、処方箋料については、少し個人負担は増えているような形にはなっております。

ただ、院外薬局にしますと、院外薬局のほうでジェネリック薬品なんかについての提供なんかも、斡旋もやっておりますので、そういった部分で医薬品の自己負担なんかについては、ちょっと減っているというような部分もございますので、そういったことで、そう自己負担的には変わらないのかなというようなことでは考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、患者の負担は、そうは変わらないんだということですね。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、事業勘定のなかで、出産育児一時金が増額になっているということは、大変うれしいことであるなということで思います。うちで、いわゆる不妊治療にかかる、このとりサポート事業でしたっけ、そんなところは、実際効果が出ているのかなと、その辺の実績が分かれば、実際お子さんが生まれた、懐妊されたというような事例があれば、教えていただきたい。

あと、診療施設勘定のなかで、医師4人体制を見込むも、残念ながら3人体制でやって、会計上の増減は分かりました。そんななかで、実際その診療所内、あるいはいま出た患者のなかで、その3人体制での実際、不満とか、実際、診療所を運営するうえでの不都合だとか、そういう苦情等は実際どういうふうに出ているのか、金額的な面は分かりませんが、そういうのは、分かれば教えていただきたい。

それとあと、医療センターから午前中、月2回、午前中お見えになる医師が、今度来るというようなことで、今回、臨時職員賃金というようなことで76万円ほど歳出で出ておりますけれども、この、いわゆる賃金の体系はどういう形になっているのか、1回なんぼなのか、それともこの76万1千円というのは、3月末までのなかなのか、その賃金体系を分かれば教えていただきたい。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

出産育児一時金が増額したということで、国保加入者の子どもさんについて、出産が見込みよりも多かったということでございます。それに関連しまして、このとりサポ

一ト事業の実績ということではありますが、こうのとりのサポート事業を始めまして3年目になります。いままで3名の方がこの事業を利用して出産されたという実績があります。

それから、医師、現在3名体制で、患者さん等に影響はないのかということではありますが、3名体制にした際に、群岡診療所を、毎日やっていたものを週3回にしたりというようなことで調整させていただいたという部分がございます。群岡の方、群岡、新郷、奥川の方については、ちょっと西会津診療所まで来なければいけなくなったという方もおいでになって、ご負担は増えているのかなということを感じております。

また、3名でやっておりますので、混む日は、やっぱり少し混んで遅くなるというような部分もございますが、おおむね予定の時間内で皆さん終わっているのかなというふうには感じているところであります。ですので、特にその、ちょっと待たされた時間が多いというようなことを、何人か聞いたことはございますが、そんな多くの方からというような状況にはなっていないところでございます。

それから、医療センターからの医師の派遣でございますが、これにつきましては、1日いくらというようなことで契約をして、支払をしているということでございます。ということで、1日単価かける何日というでの金額です。契約については、個人との契約になっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 子どもが生まれるということは大変いいことで、以前も、今年度は40人を超える新生児が生まれる予定だということをお聞きしておりましたので、実際、いま現在どのくらいを見込んでおられるのか、分かれば教えていただきたい。

それとあと、医師3名体制になって、いろんなやりくりのなかでやっているんですが、私も以前申し上げたこともあるんですが、いわゆるドクターのハードワークというのを大変心配しているわけです。医師からは、彼らは一生懸命やっただいていいるなかで、そんな話は出づらいのかもしれないんですが、そんな話は出ていないのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 出産の人数見込みであります。現在まで、今年度26名の方が生まれておまして、今後の見込みで9人ということで、35人というようなことで、現在、考えております。

医師への負担はないのかということではありますが、やはりなかなか西会津は診療所のほかに福祉施設等があったり、あとは最近ですと、訪問診療だったり、救急があったりというようなことで、そういった件数も増えているというようなことでもありまして、やはり医師への負担は、やはり増加している部分がございます。その辺を考慮しまして、今回、少しでもということで会津医療センターのほうから医師を派遣していただいたということもございます。

あと、継続して医療センター、全国自治体病院協議会ですとか、福島県のドクターバンク等についても出して、医師の募集をしているところであります。やはりなかなか、現在の医師不足、特に全国的な医師不足、特に東北地方の医師不足というようなことがございまして、なかなかこう新たな医師の確保には至っていないという状況ではあります。最

近、ちょっと何件かの問い合わせ等もございますので、そういったものについては、なるべく対応しながら、早期の医師4名体制に向かっていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 全国的な医師不足というようなことでありますから、いわゆる負担増によって、せっかく一生懸命やっていたらいる医師、ドクターが、辞めてしまう、行ってしまうようなことが決してないように、やっぱりその医師へのケアもしっかりしていただきたい。以上であります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成28年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

先ほど答弁、あとで調査してやるということで、建設水道課長のほうから報告したい旨の申出がありますので、これを許します。(173ページ、多賀剛議員の質問に対する答弁)

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 先ほど、議案第7号の西会津町下水道施設事業特別会計補正予算のなかで、本年度整備をした分で、どれほど接続人口や、また普及率が変わるかというご質問がございまして、データがなかったものですから。それで、調べましたところ、本年度につきましては、管路の延長はございまして、工事自体が舗装の本復旧ということで、議案の審議のなかで申し上げました普及人口、接続人口、また普及率については、変更がないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 暫時休議します。(11時51分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第5、議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、職員の人件費の調整と、介護予防サービス計画給付費や低所得者の利用者が施設サービスを利用する際の居住費や食費を助成する特定入所者介護サービス費などが増加し、支払いに不足が生ずる見込であることから増額し、半面、居宅介護サービス給

付費については減額するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 28 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 4,599 万 8 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容については、事項別明細書により説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。まず歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 12 万 8 千円の増額であります。すでに納入された滞納繰越分を計上したものであります。

3 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金 14 万 3 千円の増額は、要支援の認定を受けた方の訪問介護事業等の増加により交付金も増加するものであります。4 目介護保険事業費補助金 24 万 3 千円の増額は、介護保険の制度改正によるシステム改修にかかる経費に対する補助金であります。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業交付金 16 万円の増額と、次のページ、6 ページの 5 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金 7 万 1 千円の増額及び 7 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業繰入金 7 万 1 千円の増額は、要支援の認定を受けた方の訪問介護事業等の増加によるものであります。1 項 5 目 その他一般会計繰入金 21 万 6 千円の増額は、職員給与等の調整並びにシステム改修にかかる繰入金であります。

次に、7 ページの歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 45 万 9 千円の増額は、職員給与の調整と介護保険法改正によるシステム改修にかかる委託料を計上したものであります。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 934 万円の減額は、要介護 1 から 5 の認定を受けている方の訪問介護、ホームヘルプサービス事業やデイサービス事業などの利用が当初見込みより伸びなかったことによるものであります。5 目居宅介護住宅改修費 54 万円の増額は、住宅改修の件数の増加によるものであります。

8 ページをご覧ください。

2 款 2 項 2 目地域密着型介護予防サービス給付費 30 万円の増額は、要支援と認定された方の小規模多機能型居宅介護等の利用が増加したものであります。5 目介護予防サービス計画給付費 120 万円の増額は、要支援 1、2 の認定を受けた方のケアプラン作成にかかるもので、件数が増加しているためであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 730 万円の増額は、低所得の利用者が施設サービスを利用する際の居住費や食費を助成するものであり、該当者の増加によるものであります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 122 万 2 千円の増額は、要支援 1、2 に認定された方の訪問型サービス費負担金が 163 万 6 千円増額し、反対に通所型サービス費負担金が 41 万 4 千円減額するものであります。2 目介護予防ケアマネジメント事業費 64 万 9 千円の減額は、地域支援事業を利用する方のケアプラン作成にかか

る費用であります、利用件数の減によるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　6ページの地域支援事業交付金なんですが、歳入の分で、ちょっと分からないのでお聞きしたいんですが、県補助金と一般借入金7万1千円と同額なんですが、何か理由があるんでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　地域支援事業にかかる各交付金ということでございますが、これにつきましては、介護保険の給付費に対する財源の内訳がございまして、地域支援事業の介護予防につきましては、保険料から22パーセントを負担する。それから、国の交付金が25パーセント、県の交付金が12.5パーセント、それから町の繰入金12.5パーセント、それから基金交付金が28パーセントというような内訳になっておりまして、県と町の負担割合が同じであるということで、同額になっております。

○議長　ほかに。

4番、小柴敬君。

○小柴敬　7ページをご覧になっていただきたいんですが、1の居宅介護サービス給付費、934万円という非常に大きな減額であります、この当初よりも1から5の要介護者が伸びなかったということでありまして、これと死亡等による人口減少、そういったものに対する影響があるんでしょうか、それとも、予定というのはどれくらいに見込んでいたわけですか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　居宅介護サービス事業給付費の減額の要因でございますが、これにつきましては、当初予算の計上の作成する際につきましては、平成27年度途中のその支出状況によって見積もるわけでありまして、この平成27年のですとか、その前の年、平成26年、平成25年の状況を見ながら、当初予算の作成をするわけでありまして、居宅介護サービス事業につきましては、平成25年、平成26年と大変伸びが多かった事業でございます。平成27年度12月までにつきましても、そう変わらない状況で推移をしてきたものですから、その伸び率でちょっと当初予算、計上させていただきました。

ただその後、その、利用者については横ばいの状況になってきておりまして、横ばいより少し減るような状況になってきているという状況がありまして、今回、多く見積もった部分がありまして、今回、大きな減額になっているというような状況でございます。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　特別養護老人ホーム、この施設は町として、今後、増設するような予定はございますか。

もう1つは、つまり、そこに入った場合、よく分からないんですけれども、1人当たりの経費というのはどのくらい、お支払いする人はどのくらいかかるんでしょうか。

○議長　一般質問ではないですから。これに関連しての質問ならいいですけども。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

特別養護老人ホームにつきましては、を建設するものにつきましては、社会福祉法人ですとか、そういったものが建設しておりまして、西会津の場合につきましても、特別養護老人ホームにつきましては、にしあいづ福祉会が建設をして運営をしているという状況がございます。それで、その増設等につきましては、介護保険事業計画を作成する際に、いろいろそういう福祉会ですとか、そういったところと、あと町の全体的な需要を見据えながら計画を立てるわけでありますが、今回の第6期の介護事保険事業計画のなかでは、特別養護老人ホームの増設は計画されておられませんので、6期内では増設の見込みはございません。

それから、利用料金ということではありますが、これにつきましては、各その、さゆりの園、あるいは会津管内いろいろ特別養護老人ホームありますが、その施設によってばらばらでございますので、どのくらいというのもなかなかちょっとお答えできない状況でございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　4番とちょっと関連しているんですが、私も居宅介護サービス給付金負担金が、これ934万円減額しているということではありますが、4番議員の質問のなかでも、いわゆる対象者、死亡等で、いわゆる訪問介護、あるいはデイサービスを利用する人自体がもう減少しているのかという質問あったんですが、それご回答いただけませんでした。

それとあと、私はこの居宅介護サービスのなかで、いわゆる重症化して、いわゆる施設介護等になってしまうのは、やっぱり一番心配されるわけなんですけど、そんなところで、このいわゆる訪問介護、あるいはデイサービス等の利用が進まなかったのではないのかなと、1つの要因ではないのかなという思いもありますので、その点をお答えください。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　大変失礼しました。居宅介護サービスの利用者の推移でございますが、利用者的には、平成26年がやはりピークでございまして、居宅サービス実利用者で367人という利用でありました。それが、27年には344名、平成28年、今年度につきましては、現在のところ329名というように、年々減少しております。特にデイサービスですとか、訪問介護、ホームヘルプ事業の利用者が減っているというような状況でございます。これにつきましては、対象者も、65歳以上の方も人数減ってきているというようなこともございまして、今後も横ばいなり、減のような状況で進んでいくのかなということは考えられます。

それから、重度化ということではありますが、施設入所者につきましても、サービス利用者につきましては横ばいの状況で進んでおりまして、在宅から施設に多く移ったということではないということで考えております。

あともう1つ要因として考えられる部分が、役場の後ろにできましたしょうぶ苑の小規模多機能事業所の利用者が増えているということがありまして、その小規模多機能につきましては、居宅ではなくて、地域密着型ということで、別の款項目から出ているということがありまして、その分も減っている要因にはなっているのかなというふうには考えます。

- 議長 10番、多賀剛君。
- 多賀剛 うちの町は、要は要介護にならないように、予防介護に力を入れているということでもありますから、そのいわゆる介護、要介護にならないような取り組みを一生懸命しているわけであって、この重症化もすることもないと。それで新しい施設ができたので、そこの利用が増えているということで、決して重症化している、あるいは要介護、認定数は若干増えているのかもしれないんですが、人口が減少するなかで、だいたいピークを越えたというようなことも聞いておりますので、決して重症化しているということではないと認識してよろしいですか。
- 議長 健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長 お答えをいたします。
- 介護認定の状況をみますと、介護認定者数自体は増えている、若干ですけれども人数は増えてはいるんですが、要介護3、4、5をみますと、横ばいの状況というような、認定数としては横ばいであるということで、特に重症化しているということではないのかなというところで考えております。
- 議長 ほかに。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
- これから議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。
- お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- したがって、議案第10号、平成28年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。
- 日程第6、議案第11号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)を議題とします。
- 本案についての説明を求めます。
- 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 議案第11号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)の調製についてご説明をいたします。
- 今次の補正予算は、人件費の調整によるものでございます。
- それでは予算書をご覧いただきたいと思います。
- 平成28年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ194万2千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,993 万 2 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明いたします。

4 ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、194 万 2 千円の減額です。人件費の減による一般会計繰入金の減額となります。

次に歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費は、194 万 2 千円の減額です。これも人件費の調整によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 28 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 28 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 12 号、平成 28 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 12 号、平成 28 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明をいたします。

今次の補正につきましては、人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

第 1 条、平成 28 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 28 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入については変更はございません。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてから、日程第 11、議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、総括質疑を行い、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

地方自治法第 117 条の除席の規定によって、12 番、荒海清隆君の退場を求めます。

(12 番議員退場)

○議長　職員に議案を朗読させます。

事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長　指定管理者の指定にかかる選定方針等の全体的な説明を求めます。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長　議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定について、議案第 15 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定について、議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についての 3 議案の説明に先立ち、これら、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る全体の総括についてご説明を申し上げ、皆さまのご理解をいただきたいと思います。

まず、公の施設の管理につきましては、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、新たに指定管理者制度が創設されました。それまでは、公共団体及び町の出資法人等に限られていた施設の委託管理が、民間事業者、あるいは N P O 法人等にも委託可能となったところであり、この制度改正に伴い、町の公の施設にかかる管理は、直営もしくは指定管理者制度のいずれかにより行うこととなったところであり、

本町におきましては、平成 17 年 9 月の町議会定例会において、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例をご議決いただき、平成 18 年 4 月から、これまで 4 次にわたり指定管理者選定委員会、以下、選定委員会とさせていただきますが、この選定委員会での審査及び議会のご議決をいただき、各施設の指定管理者を指定してきたところであり、

今次の指定にあたりましては、3 回の選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ってきたところであり、まず制度の運用にあたりましては、原則は公募により指定管理者の

候補者を募集することとされておりますが、選定委員会では、林業研修センター及び老人憩いの家につきましては、これまでと同様に公募によらないで選定することといたしました。また、新たな施設となりますこゆりこども園につきましても、これまで野沢保育所及びへき地保育所の指定管理を行ってきた指定管理者について、公募によらないで選定することといたしました。

その理由であります。西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例、第5条の規定に基づき、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらないで選定できるとされております。この規定に基づき、現在、指定管理を行っている団体に対して、申請時に提出された事業計画に対する実績報告見込みの提出を求め、これまでの管理運営状況等についてヒアリングを実施し、評価検証を十分に行ったところであります。

その結果、現在管理している団体が蓄積している管理運営にかかる技能や、専門的スキルなどを活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成でき、各団体とも管理運営状況が良好と判断できたこと。また、各団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合、さらには長期にわたる町との連携や運営実績等により、今後も効率的かつ効果的な運営が期待できると判断したことから、引き続き公募によらないで選定することとしたところであります。

次に、施設ごとの指定管理候補者の審査結果について申し上げます。

まず、西会津町森林組合につきましては、林業研修センターの設置目的である地域林業の活性化と林業従事者の活動拠点として、効率的かつ適正な管理運営を行ううえで、事務所が施設に隣接している優位性から、引き続き公募によらないで指定することが適当であると判断し、候補者として選定したところであります。

次に、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会につきましては、現に老人憩いの家を事務所としており、効率的で良好な施設管理を行う一方で、町と連携し、高齢者の生き甲斐対策やミニデイサービスを行うなど、地域福祉の主要な担い手として豊富な経験と実績を有していることから、引き続き公募によらないで指定することが適当であると判断し、候補者として選定したところであります。

次に、社会福祉法人にしあいつ福祉会につきましては、町と連携し、高齢福祉や児童福祉などの収容な担い手として、各種福祉施設の管理運営に豊富な経験と実績を有しております。今回、こゆりこども園は初めての指定管理者の指定となりますが、本施設は保育所型認定こども園であることから、野沢保育所及びへき地保育所の指定管理者として、これまで良好な管理運営と安定した保育サービスの提供に努めてきたこと、さらには新たに付加される教育的機能に対しましても、保育士全員が保育士と幼稚園教諭の資格を併せ持つなど、的確な対応が期待されることから、公募によらないで指定することが適当であると判断し、候補者として選定したところであります。

次に、各施設にかかる指定期間ですが、指定の期間につきましては、法令上、特段の規定は設けられておりませんが、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、短期間や相当長期にわたる期間を指定することは望ましくないとされております。総務省の

調査によりますと、全国の地方公共団体の傾向として、指定管理者の人材確保や安定継続したサービスの提供面から、その指定期間は長期化の傾向が顕著になってきております。直近の調査となります、平成 27 年度の調査によりますと、5 年間がもっとも多く、全体の 65.3 パーセントを占め、前回、平成 24 年度の調査と比較いたしましても、9.3 ポイントの伸びを示しているとの報告がなされているところであります。

町といたしましては、今次の 3 施設につきましては、総務省の調査結果や評価検証時のヒアリング結果、また、これまでの指定管理の実績や町との信頼関係等を十分に考慮し、指定管理を受ける側の計画的な人材の確保と育成、また、施設の計画的な管理運営、さらには持続安定したサービスの提供等から判断して、一定の長期的な視点に立てる適切な期間とするため、これまでと同様、5 年間といたしまして、指定の期間を平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間としたところであります。ただし、3 年を経過する時点で、中間評価を実施することといたしました。

最後に、今回指定管理者の候補者として選定した団体には、それぞれに町民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理運営するとともに、その価値を活かす施設の設置目的や制度の趣旨を十分に理解のうえ、効率的かつ効果的な運営と住民福祉の増進に向け、民間団体の活力を最大限に発揮することを期待するものであります。

以上で西会津町林業研修センター、西会津町老人憩いの家、西会津町こゆりこども園の 3 施設にかかる公の施設の指定管理者の候補者選定に至る経過等についての説明とさせていただきます。なお、各議案の説明につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、総括の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 14 号の説明を求めます。

農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案に係る指定管理者の選定経過と結果等につきましては、副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、林業研修センターにつきましては、西会津町森林組合を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定について。

1 は、指定管理者となる団体は、西会津町森林組合であります。

2、指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 15 号及び議案第 16 号の説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 15 号、西会津町老人憩いの家の管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者候補者の選定過程と結果につきましては、先ほど副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、西会津町老人憩いの家につきましては、現在、施設の管理運営

をしております社会福祉法人西会津町社会福祉協議会を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第 15 号、西会津町老人憩いの家の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会であります。指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

続きまして、議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理にかかる指定管理者の指定について申し上げます。

本施設につきましても、指定管理者候補者の選定過程と結果につきましては、先ほど副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、西会津町こゆりこども園につきましては、現在、野沢保育所及びへき地保育所の施設の管理運営をしております社会福祉法人にしあいつ福祉会を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから総括質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　指定管理者となる 3 つの団体は、いままでも指定管理者としてしっかりやってきた団体だと思われまじけれども、中間で、3 年目で中間検査、検査というか、をして、今回また選考委員会を開いて選定したということではありますが、そのなかにおいて、特別、何か指摘事項、是正というのはおかしいですけれども、是正事項とか、そういうことは特別、意見として出なかったのか、その点をお尋ねします。

○議長　副町長、伊藤要一郎君。

○副町長　お答えをいたします。

今回、5 年の期間満了するのが、いわゆる林業研修センターと、それから老人憩いの家ということで、この 2 団体につきましては、3 年を経過する段階で中間評価をさせていただいたところがございます。その段階では、ヒアリングをいたしましたけれども、特に是正、あるいは指導等の部分はなかったということがございます。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで総括質疑を終わります。

これから議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、西会津町林業研修センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

12 番、荒海清隆君は入場願います。

(12 番議員入場)

○議長 議案第 15 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、西会津町老人憩の家の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、西会津町こゆりこども園の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議します。(13時52分)

○議長 再開します。(13時55分)

日程第 12、議案第 17 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 17 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、伊藤重人さんを、引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、何卒、満場一致を持って、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 17 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 13、議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、齋藤和則さんを、引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、何卒、満場一致を持って、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 14、議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、高濱悦子さんを、引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、何卒、満場一致を持って、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(14時02分)

○議長 再開します。(14時20分)

日程第 15、意見書案第 1 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

本案についての説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてご説明を申し上げます。

提出者は記載のとおりであります。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

標記の意見書を、会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

次のページをご覧ください。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められるなか、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められております。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうしたなか、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながり、ひいては地域の活性化、地方創生へとつながるものと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、陳情第 4 号、「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情

書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○多賀剛 総務常任委員会に付託された陳情の審査結果を報告いたします。

陳情審査報告書。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第4号。

付託年月日、平成28年12月2日。

件名、「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書。

委員会の意見、継続審査を要するものとする。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第4号、「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 20、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会閉会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、師走議会での慎重なるご審議を賜り、条例の制定、一部改正、補正予算、人事案件など、全ての議案に対しまして、原案のとおりご議決いただきましたこと、誠にありがとうございます。

特に今議会においては、認定こども園、こゆりこども園の設置に伴う条例を制定していただきました。このことは、同施設内で子育て支援をはじめ、放課後児童クラブなど、一貫した体制が整備され、他市町村にない画期的な施設であります。来年4月の開園に向けて鋭意努力してまいります。

また、本議会で賜りました町政各般にわたるご意見、ご要望につきましては、町政執行上において十分意を持って取り組んでまいります。

今年も残すところあと20日あまりとなりました。現在のところ、大きな災害もなく、安全安心が保たれておりますが、引き続き、年末の交通安全はじめ、防犯、防災には、一層の啓発活動を行ってまいります。

さて、来年は酉年、鳥にちなんで、群鶏一鶴というのがあります。多くの人の中なかで、ひととき優れた人もいるとの例えであります。それを輩出するのは教育であります。未来に向かって本町が大きく羽ばたくよう、来年は幼小中一貫した教育がさらに前進し、多くの人材が育つことを期待するところであります。

結びに、議員各位におかれましては、師走の折、健康に十分留意され、新しい年を迎え、さらなる活発な議会活動と町勢伸展に一層のお力添えをお願いを申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る12月2日以来、本日まで7日間にわたり、条例の制定及び一部改正をはじめ、平成28年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会は、議会基本条例をより具現化し、身近なものとするため、現在、議会活性化特別委員会の中で、議会がどうあるべきか、議員がどうあるべきかなど、議会改革や議会の活性化のため、一つ一つを確認しながら、協議検討を進めており、本特別委員会の任期を迎える来年9月までには、一定の方針等が示される予定であります。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため、今後も継続して議会活動に取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、よいお年を迎えられますようご祈念申し上げ

げますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これをもって平成28年第8回西会津町議会定例会を閉会します。(14時36分)